

あなたのお困りごとは
何ですか？

未来につなげる 「くまもとの中山間地域農業」支援策集 ＜令和8年（2026年）5月版＞



山都町 峰棚田

熊本県農林水産部

— はじめに —

本県では、令和7年（2025年）7月に「熊本県食料・農業・農村基本計画」を改定し、稼げる農畜産業の実現を目指して様々な施策を講じています。

現計画においては各論の柱の一つとして、「中山間地域等の農村活性化」を掲げており、地域の特徴を生かした「しごと」「くらし」づくり、都市と農村との交流による地域活力の向上、中山間地域における農地基盤整備と集積による基盤強化、多面的機能の維持・発揮、鳥獣被害対策とジビエの利活用の推進など様々な施策を展開していきます。

本書は、市町村の中山間地域農業振興担当者や関係担当者向けの参考資料として、多岐にわたる関連事業をとりまとめたものです。

効率的・効果的な施策展開のため、ぜひご活用ください。

活用にあたっての留意事項等

- ・本逆引き集では、令和8年（2026年）5月時点の事業内容をご紹介します。
- ・今後、事業内容に変更が生じる場合や、事業によっては当年度の募集を終了している場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・事業の内容や利用方法などの詳細は、各事業ページに掲載している「お問い合わせ先」にご確認をお願いします。
- ・補助額は予算の範囲内を限度とします。

参考情報

（1）中山間農業モデル地区の取組み動画

本県では、県内の中山間地域の中でも特に農業生産条件が厳しい地区を「モデル地区」として設定し、当該地区が定めた将来像（農業ビジョン）の達成に向けた取組みを支援しています。

取組みのプロセスや成果をまとめた動画を制作しましたので、ぜひご参照ください。

<https://furusato.pref.kumamoto.jp/kiji003177/index.html>



（2）スーパー中山間地域の取組み事例集・動画

本県では、県内中山間地域の広告塔となるような地域を「スーパー中山間地域」として選定し、地域住民が地域の未来を考え定めた地域戦略の実現に向けた取組みを支援しています。

令和3年度に選定した3つの「スーパー中山間地域」の取組み状況等をまとめた事例集及び動画を制作しましたので、ぜひご参照ください。

<https://furusato.pref.kumamoto.jp/kiji003173/index.html>



1. 現状と課題

- 中山間地域等は、農家戸数、農地面積はともに県全体の約4割を占め、農業生産を支える重要な地域。しかし過疎化・高齢化が進む中で、集落や生業の維持が困難になりつつある。
- 農業・農村の維持発展には地域をけん引する集落の次世代リーダーの確保・育成とともに、地域外の人材を巻き込んでいくことが重要。
- 野生鳥獣による農作物被害は増加傾向。地域ぐるみで集落の環境整備と管理を行う「えづけSTOP!対策」の取組み強化と担い手の確保が必要。

2. 令和8年度の取組み方針

①中山間地域等の活性化

1) 多様な人材を巻き込んだ地域の自立発展

- 都市農村交流の促進
 - ・農泊ネットワークと連携した人材育成、農泊事業者の農村への関係人口創出等の取組支援（複数回の農業体験や修学旅行など）
- 収益力向上や販売力強化への支援
 - ・高収益作物の導入支援や、デジタル技術を活用した省力化、効率化への支援を継続
 - ・地域資源を活用した所得確保に向けた計画策定等の取組み支援



子ども向け農業体験活動



元気な地域創出モデル支援



多面組織における直営班設立



農村RMO形成推進事業

2) 地域社会の維持に向けた地域内外の多様な人材確保等

- 組織等が行う地域資源の保全管理や農業生産活動等、共同活動への支援
 - ・多面的機能支払や中山間地域等直接支払について、組織のネットワーク化による取組みの維持・拡大を推進
 - ・多面組織が行う共同活動へ「水土里まっち」による外部人材確保の推進
 - ・中山間地域等直接支払に係る市町村等のサポート体制強化を図るため、推進組織のR9設置に向け段階的な移行を実施。
 - ・棚田地域と民間企業のマッチングによる課題解決の取組みを支援。
- 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等
 - ・複数の集落の機能を補完するむらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等への支援を継続
 - ・これまでの中山間地域に対する施策で得られた事例の横展開、地域への伴走支援で得られた課題や知見を人材育成に生かす「農村（むら）づくり人材確保・育成等支援」に着手

②鳥獣被害防止対策の推進

1) 野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

- 野生鳥獣が生息しにくい環境整備と管理
 - ・「えづけSTOP!対策」の着実な推進
 - ・「えづけSTOP!実践塾」による人材育成の強化
 - ・住民一丸となって対策に取り組む集落をモデル地区として重点的に支援
- 農地への侵入・被害防止
 - ・国交付金等の活用による侵入防止柵の整備
 - ・ICTやGISを活用した戦略的鳥獣被害防止対策の展開
- 有害鳥獣の捕獲
 - ・有害鳥獣捕獲従事者等との連携による捕獲活動の強化
 - ・九州各県と連携したシカ・イノシシの広域一斉捕獲の実施
- ジビエ利活用の推進
 - ・コンソーシアムを核としたジビエのビジネス化
 - ・くまもとジビエ料理フェア、県内高校と連携したジビエ甲子園の開催



地域ぐるみで対策を検討



ジビエ甲子園を通じた鳥獣対策への理解醸成



農猟に関する研修イメージ

2) 有害鳥獣捕獲の強化

- 有害鳥獣捕獲従事者の育成
 - ・有害鳥獣捕獲者（農猟）の技術向上のための研修会開催
 - ・有害鳥獣捕獲者向けにICT技術を学ぶ場創出
- 広域捕獲体制の構築
 - ・県が行う広域的な捕獲について、関係機関と実施体制を整備
 - ・県内3地区程度において、市町村を跨がる捕獲活動を実施

中山間地域の農業支援メニュー一覧

区分1	項目	区分2	事業概要	事業名	事業主体	負担割合				担当課
						国	県	市町村	その他	
基盤	◎農地の基盤整備を行いたい	総合	中山間地域における農業生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備に要する経費	県営中山間地域総合整備事業	県、市町村	55/100	30/100 他	10/100 他	5/100 他	農地整備課
			中山間地域の基盤整備地区において、農地集積、農地中間管理機構への農用地貸出し等に応じ、農家負担を軽減するための助成	中山間地域基盤整備加速化事業	市町村		50/100 100/100	50/100 0/100		農地整備課
			市町村等が行う農業農村整備に対する支援に要する経費（農業農村整備推進交付金特認事業（単県事業））	農業農村整備推進交付金事業	市町村等		40/100 50/100 定額	60/100 50/100		農村計画課
			中山間地域における農用地保全に必要な土地利用構想の策定、基盤整備、鳥獣害防止対策、粗放的な土地利用対策に要する経費	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）	県、市町村等	55/100 定額				担い手支援課
		田畑	市町村等が実施する農業生産基盤整備に対する助成	団体営農業農村整備事業	市町村等	50/100 (55/100) 定額	14/100 他	13/100 他	23/100 他	農地整備課
			市町村等が行う農業農村整備に対する支援に要する経費（団体営補助事業の上乗せ支援分）	農業農村整備推進交付金事業	市町村等	50/100 55/100	10/100 ～32/100	40/100 ～13/100		農村計画課
			法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易な整備による農地の大区画化等の取組への支援	大区画化等加速化支援事業	農業者等	定額	-	-	-	農村計画課 農地整備課

区分1	項目	区分2	事業概要	事業名	事業主体	負担割合				担当課
						国	県	市町村	その他	
基盤	◎農地の基盤整備を行いたい	田	経営体の育成、農地の利用集積を促進するために必要な区画整理等の総合的な基盤整備に要する経費	農業生産基盤整備事業(県営経営体育成基盤整備事業)	県	50/100 55/100 62.5/100	27.5/100 27.5/100 27.5/100	10/100 10/100 10/100	12.5/100 7.5/100	農地整備課
		用排水	農業用排水施設の整備に要する経費	農業生産基盤整備事業(県営かんがい排水事業)	県	50/100 55/100	25/100 ~29/100	10/100 14/100	7/100 ~15/100	農地整備課
		畑樹園地	畑地及び樹園地における農業用排水施設や農道、区画整理等の総合的な整備に要する経費	農業生産基盤整備事業(県営畑地帯総合整備事業)	県	50/100 55/100	25/100~ 27.5/100	10/100	7.5/100 ~15/100	農地整備課
		防災	防災ダム施設、ため池等施設、湛水被害防止施設、農地保全施設、地すべり防止施設及び海岸堤防等の整備に要する経費	農村地域防災減災事業	県	50/100 55/100 定額	25/100 ~50/100	0/100 ~21/100	0/100 ~11/100	農地整備課
		田んぼダム	「田んぼダム」の実施に必要なとなる畦畔や排水柵の入替等の整備に要する経費	多面的機能支払事業	農業者の組織する団体等	1/2	1/4	1/4		むらづくり課
				農地耕作条件改善事業(水田貯留機能向上支援)	市町村等	50/100 55/100 定額	21/100 21/100 -	29/100 24/100 -	農村計画課 農地整備課	

区分1	項目	区分2	事業概要	事業名	事業主体	負担割合				担当課
						国	県	市町村	その他	
生産	◎稼げる農作物を導入したい ◎農業用施設・機械を導入したい	農産	中山間地域等の共同利用・組織化等に必要機械等の整備に対する助成	くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業 (中山間地域等組織化支援)	地域営農組織等		1/2		1/2	農産園芸課
		農産	米・麦・大豆の種子の生産体制の維持・強化に必要な機械の導入に対する助成	種子産地強化整備緊急支援事業	種生産者(指定ほ場において種子生産を行う者)、又はその組織する団体		1/3		2/3	農産園芸課
		農産	米・麦・大豆の種子の新規生産者獲得や新規品種導入に必要な取組や機械等導入に対する助成	持続的種子生産総合対策事業	農業者の組織する団体、種子の生産・供給に関する団体	定額 1/2(機械導入について)			1/2(機械導入について)	農産園芸課
		園芸	園芸作物の生産力の維持・拡大及び気象災害に負けない産地づくりに必要な施設・機械等の導入に対する助成	攻めの園芸緊急生産対策事業	農業者の組織する団体等		1/3 1/2		2/3 1/2	農産園芸課
		特産	葉たばこ、茶、その他特産農作物振興のための生産から販売に至るまでに必要な施設整備などに対する助成	地域特産物産地づくり緊急支援対策事業	農業者の組織する団体、地域計画に位置付けられた担い手等		1/3 1/2 定額		2/3 1/2	農産園芸課
		耕種	産地パワーアップ計画に基づき、高収益な作物・栽培体系等への転換を図る産地の取組に対し、ソフト・ハードを一体的に支援	産地パワーアップ事業(産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策))	地域農業再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられる農業者、農業者団体等	1/2			1/2	農産園芸課
		耕種	農業生産の向上及び産地競争力の強化を図る施設整備等に対する助成	強い農業づくり支援事業(強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ)	農業者の組織する団体等	1/2 他			1/2 他	農産園芸課

区分1	項目	区分2	事業概要	事業名	事業主体	負担割合				担当課
						国	県	市町村	その他	
生産	◎稼げる農作物を導入したい ◎農業用施設・機械を導入したい ◎稼げる農作物を導入したい ◎農業用施設・機械を導入したい	畜産	①コントラクター等飼料生産・調製の外部支援組織の育成・強化や自給飼料利用基盤強化、②阿蘇地域を中心とした採草地の草地更新及び③放牧の取組みに対する助成	自給飼料増産総合対策事業	市町村、農協連、農協、営農組織等		1/2		1/2	畜産課
			地域全体の畜産の収益力を向上させるため、中心的な経営体が行う施設整備に対する助成	畜産クラスター事業	市町村、農協連、農協、農事組合法人等	1/2			1/2	畜産課
			肉用牛・乳用牛の能力向上や増頭を図るための雌牛導入に要する経費に対する助成	家畜導入事業	市町村、農協連、農協		定額			畜産課
		耕種 畜産	地域計画のうち目標地図に位置付けられた経営体等の経営改善の取組に必要な農業用施設・機械等の導入に対する助成	農地利用効率化等支援交付金事業	市町村	3/10 ※条件不利 地域型支援 タイプ 1/3 又は 1/2				担い手支援課、むらづくり課
			耕畜連携による飼料の生産・調製に必要な施設整備・機械導入 耕種農家への堆肥利用を促進するために必要な経費	耕畜連携体制緊急整備事業	農協、農協連、農業生産法人、農業者の組織する集団等		1/2 定額		1/2	畜産課

区分1	項目	区分2	事業概要	事業名	事業主体	負担割合				担当課
						国	県	市町村	その他	
生産	◎環境保全型農業に取り組みたい	耕種	地下水と土を育む農業推進のため、土づくり、減化学肥料・農薬による生産拡大に必要な資材・機械導入等に対する助成	地下水と土を育む農業育成事業	市町村、農業協同組合、農業者等の組織する団体等		1/3 1/2 定額		2/3 1/2	農業技術課
			農業の有する多面的機能のうち自然環境の保全に資する農業生産活動を支援	熊本県環境保全型農業直接支払事業	農業者の組織する団体等	1/2	1/4	1/4		農業技術課
施設等管理	◎施設等情報をGISで管理したい	総合	人・農地プランが実質化されている地域又は実質化に取り組む地域の農地を受益農地とする農業水利施設等の施設諸元情報、受益農地情報及び背景地図の地理情報システムへの搭載に要する経費に対する助成	NNDX推進事業(うち施設情報整備事業補助金)	県、市町村、土地改良区その他の農業者等の組織する団体	1/2			1/2	技術管理課
加工・流通	◎6次産業化に取り組むたい	機械・施設導入 商品開発等	全国展開を目指すための商品開発・販売等、6次産業化支援体制強化に対する助成	6次産業化総合支援強化事業	農業者の組織する団体等	3/10 1/2 定額			7/10 1/2※ ※中山間、市町村戦略	流通アグリビジネス課
	◎食の高付加価値化に取組みたい	組織づくり 機械・施設導入	・食の高付加価値、ブランド化、PR活動等に取り組むコンソーシアムの活動に対する助成 ・農林畜水産物の高付加価値化やブランド化の拠点となる施設整備や機械導入に対する助成	「食のみやこ熊本県」創造コンソーシアム推進事業	コンソーシアム	1/4	1/4		1/2	流通アグリビジネス課

区分1	項目	区分2	事業概要	事業名	事業主体	負担割合				担当課
						国	県	市町村	その他	
担い手・集積	◎経営発展したい	経営改善	農業者が抱える経営課題を解決するため専門家等の支援チームを派遣した伴走型での支援 ※相談者（農業者）の負担はなし	くまもと農業経営・就農・継承支援事業	事業主体：県 対象者：農業者等		定額			担い手支援課
	◎経営継承したい ◎経営譲渡したい	経営継承	第三者との経営継承のマッチング支援や親子間継承など経営継承の課題を解決するための専門家等を派遣した支援 ※相談者（農業者）の負担はなし	くまもと農業経営・就農・継承支援事業	事業主体：県 対象者：農業者等		定額			担い手支援課
			親元就農を含む新規就農者の経営継承・発展に向けた取組みを支援（①経営資源の有効利用に向けた取組、②円滑な経営移譲に向けた取組）	新規就農者育成総合対策事業（うち地域計画早期実現支援枠）	市町村	1/3	1/6			担い手支援課

区分1	項目	区分2	事業概要	事業名	事業主体	負担割合				担当課
						国	県	市町村	その他	
担い手・集積	◎農業用施設・機械を導入したい ◎新規就農サポート体制を整備したい	新規就農	新規就農者が行う機械・施設・家畜等の導入に対する助成	新規就農者育成総合対策事業（うち経営発展支援事業）	市町村	1/2	1/4			担い手支援課
			親元就農を含む新規就農者の経営継承・発展に向けた取組みを支援（③経営発展に向けた取組）	新規就農者育成総合対策事業（うち地域計画早期実現支援枠）	市町村	1/2	1/4			担い手支援課
			伴走機関（研修機関）等による新規就農者へのサポート体制整備に対する助成	新規就農者育成総合対策事業（新規就農者誘致環境整備事業）	農業団体、市町村等	1/2			1/2	担い手支援課
			県内に就農予定で就農時50歳代の独立自営就農を目指す方の農業研修に対する助成	中高年就農支援事業（うち中高年就農研修支援事業）	県、市町村		定額		定額（任意）	担い手支援課
			県内に就農する50歳代の認定新規就農者、又は認定農業者が行う機械・施設等の導入に対する助成	中高年就農支援事業（うち中高年就農初期投資支援事業）	市町村		1/3	1/6	1/2	担い手支援課

区分1	項目	区分2	事業概要	事業名	事業主体	負担割合				担当課
						国	県	市町村	その他	
担い手・集積	◎地域営農組織をつくりたい ◎農業用施設や機械したい	組織づくり、施設・機械導入	複数の地域営農組織の連携、再編統合による若者等の雇用、高収益作物の試験栽培、販路開拓、加工品の試作、共同利用施設・機械等の導入に対する助成	未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業（うち集落営農連携促進等事業及び集落営農活性化プロジェクト促進事業）	市町村	定額 ※機械導入は1/2				担い手支援課
		施設・機械導入	地域計画のうち目標地図に位置付けられた経営体等の経営改善の取組に必要な農業用施設・機械等の導入に対する助成	農地利用効率化等支援交付金事業	市町村	3/10 ※条件不利地域支援タイプ 1/3又は1/2				担い手支援課
	◎農地を集積したい	集積支援	農地中間管理機構を活用し農地を集積・集約する地域及び耕作放棄地を再生し利用する担い手に対する助成	担い手への農地集積・集約化に関する事業（うち農地集約化促進事業）	市町村	定額				担い手支援課
				担い手への農地集積に関する事業（うち耕作放棄地解消事業）	市町村、農地中間管理機構	定額	定額			担い手支援課
	◎企業による農業参入	企業参入	企業の農業参入やアグリビジネスの総合的な支援に要する経費及び企業の農業参入や定着に対する助成	企業の農業参入トータルサポート事業	県、企業		1/3 ※県南市町村は1/2		2/3 ※県南市町村は1/2	流通アグリビジネス課

区分1	項目	区分2	事業概要	事業名	事業主体	負担割合				担当課
						国	県	市町村	その他	
暮らしのまち	◎農業・農村を保全・継承していきたい	集落支援	農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動や地域資源の質的向上を図る活動に対する助成	多面的機能支払事業	農業者の組織する団体等	1/2	1/4	1/4		むらづくり課
		農地保全	中山間地域等において、農業生産活動を継続する農業者等に対する交付金の交付	中山間地域等直接支払事業	農業者の組織する団体等	1/2 1/3	1/4 1/3	1/4 1/3		むらづくり課
			農業の有する多面的機能のうち自然環境の保全に資する農業生産活動を支援	熊本県環境保全型農業直接支払事業	農業者の組織する団体等	1/2	1/4	1/4		農業技術課
	◎農業・農村の持つ多面的機能の理解促進や活用を図りたい	理解促進	中山間地域等の農地等有する多面的機能の啓発活動等に対する支援	未来につながるさと応援事業うち ・指導員等活動支援事業 ・棚田地域活動支援事業 ・農〇連携事業 ・地下水かん養機能等保全活動事業	県、団体等		定額			むらづくり課
	◎安心して暮らせる集落づくりを進めたい ◎農業・農村の資源を活かした地域活動を始めたい ◎繁忙期に雇用できる人材を確保したい	活動支援	県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村等や地域団体等による地域の賑わいやつながりの創出など地域活性化に資する取組みの始動に対する補助	くまもと未来づくりスタートアップ事業	市町村、地域団体等		1/2~2/3			地域振興課
			特定地域づくり事業協同組合制度の認定を受けた事業協同組合の運営費に対する補助	特定地域づくり事業推進交付金事業	特定地域づくり事業協同組合	1/4		1/4	1/2	地域振興課

区分1	項目	区分2	事業概要	事業名	事業主体	負担割合				担当課
						国	県	市町村	その他	
こへし、ひらけ	◎安心して暮らせる集落づくりを進めたい ◎農業・農村の資源を活かした地域活動を始めたい	活動支援	地域福祉に取り組む団体が新たに（または新たに複数の民間団体等と連携して）実施する地域福祉支援計画の推進に寄与する取組みに対する補助	地域福祉総合支援事業	社会福祉法人、NPO法人、地域団体等		2/3 以内		1/3 以上	健康福祉政策課地域支え合い支援室
			農山漁村の地域資源を活用したもので、観光や教育等他分野との連携による大規模あるいは持続的な都市農村交流に係る取組みまたは農泊担い手の学び直しのための取組みに対する補助	都市農村交流対策事業	市町村、地域活動団体等		1/2 以内	1/2		むらづくり課
			複数の農泊事業者が連携して取り組む、「こども」や「都市住民」に対し農山漁村地域への複数回の来訪を促す新たな取組み等への補助	農的関係人口創出事業	農泊地域、農泊事業者等が組織する団体等		定額			むらづくり課
			他地域の取組みの見本となる地域活性化に向けた先進的な取組み（高収益作物の実証ほ場設置や加工品試作、農用地保全など）に対する助成 農村型地域運営組織（農村RMO）のモデル形成のための将来ビジョンづくりや農用地保全等の取組みへの助成	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	市町村、地域協議会（ただし、農村RMOモデル形成は、複数の集落を含む地域協議会のみ）	定額 1/2 以内				むらづくり課

区分1	項目	区分2	事業概要	事業名	事業主体	負担割合				担当課
						国	県	市町村	その他	
畜産	◎安心して暮らせる集落づくりを進めたい ◎農業・農村の資源を活かした地域活動を始めたい ◎棚田を保全し、棚田地域の振興を図りたい	活動支援	棚田等の保全に向けた調査・体制づくりや、認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づき協議会等が実施する取組みに対する助成	棚田地域振興推進事業（中山間地農業ルネッサンス推進事業）	市町村、協議会	定額				むらづくり課
	◎鳥獣被害の軽減を図りたい	被害防止	鳥獣被害防止のための施設整備や活動に対する助成、人材育成や技術の普及等に要する経費	鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業（うち鳥獣被害防止対策関係）	県、市町村、地域協議会等	定額 1/2 以内 (55/100 以内)	定額		1/2 (45/100)	むらづくり課
	◎捕獲した獣肉の活用を図りたい	有効活用	捕獲したシカ、イノシシの肉を地域資源として有効活用するための取組みに要する経費	鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業（うちジビエ利活用加速化関係）	県、市町村、地域協議会等	定額 1/2 以内 (55/100 以内)	定額		1/2 (45/100)	むらづくり課
林業	◎たけのこ及び竹材を生産したい ◎特用林産物の生産・加工施設を整備したい	生産振興	意欲ある生産者や伐竹業者が主体となり、竹林の集約化・整備を実施し、たけのこ・竹材生産を行う体制の整備を支援する経費	特用林産物販路拡大推進事業（うち竹たけのこ生産支援事業）	森林組合、林業者等の組織する団体等		1/2 定額		1/2	林業振興課
	近年の急速な物価高騰に対する支援を行うことで、施設等の導入による特用林産物の安定供給と品質向上を図り、効率的な生産体制の確立を推進する。		特用林産物施設化推進物価高騰対策事業	市町村、森林組合、林業者等の組織する団体等		3/10	1/10	6/10	林業振興課	

＜目次＞

	区分	事業名	ページ
基盤	総 合	県営中山間地域総合整備事業	1
	総 合	中山間地域基盤整備加速化事業	5
	総 合	農業農村整備推進交付金事業	7
	総 合	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）	9
	田 畑	団体営農業農村整備事業	10
	田 畑	大区画化等加速化支援事業	11
	田 畑	農業農村整備推進交付金事業 【再掲】	7
	田	農業生産基盤整備事業（県営経営体育成基盤整備事業）	13
	用 排 水	農業生産基盤整備事業（県営かんがい排水事業）	15
	畑 樹 園 地	農業生産基盤整備事業（県営畑地帯総合整備事業）	21
	防 災	農村地域防災減災事業	23
	田んぼダム	多面的機能支払事業	33
	田んぼダム	農地耕作条件改善事業	35
	生産	農 産	くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業
農 産		種子産地強化整備緊急支援事業	39
農 産		持続的種子生産総合対策事業	41
園 芸		攻めの園芸緊急生産対策事業	43
特 産		地域特産物産地づくり緊急支援対策事業	45
特 産		産地パワーアップ事業	47
耕 種		強い農業づくり支援事業	49
畜 産		自給飼料増産総合対策事業	51
畜 産		畜産クラスター事業	53
畜 産		家畜導入事業	55
耕 種・畜 産		農地利用効率化等支援交付金事業	57
耕 種・畜 産		耕畜連携体制緊急整備事業	59
耕 種		地下水と土を育む農業育成事業	61
耕 種		熊本県環境保全型農業直接支払事業	63

	区分	事業名	ページ
施設等 管理	総合	NNDX推進事業	65
	加工・ 流通	機械・施設導入 商品開発等	6次産業化総合支援強化事業
組織づくり 機械・施設導入		「食のみやこ熊本県」創造コンソーシアム推進事業	69
担い手・ 集積	経営改善	くまもと農業経営・就農・継承支援事業	71
	経営継承	くまもと農業経営・就農・継承支援事業	【再掲】 71
	経営継承	新規就農者育成総合対策事業	73
	新規就農	新規就農者育成総合対策事業	【再掲】 73
	新規就農	中高年就農支援事業	74
	組織づくり 機械・施設導入	未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業	75
	施設・機械導入	農地利用効率化等支援交付金事業	【再掲】 57
	集積支援	担い手への農地集積・集約化に関する事業	76
	企業参入	企業の農業参入トータルサポート事業	77
むらづくり	集落支援	多面的機能支払事業	【再掲】 33
	農地保全	中山間地域等直接支払事業	79
	農地保全	熊本県環境保全型農業直接支払事業	【再掲】 63
	理解促進	未来につなぐふるさと応援事業	81
	活動支援	くまもと未来づくりスタートアップ事業	83
	活動支援	特定地域づくり事業推進交付金事業	85
	活動支援	地域福祉総合支援事業	87
	活動支援	都市農村交流対策事業	89
	活動支援	農的関係人口創出事業	90
	活動支援	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	93
	活動支援	棚田地域振興推進事業	97
	被害防止	鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業（うち鳥獣被害防止対策関係）	99
	有効活用	鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業（うちジビエ利活用加速化関係）	100

林業	生産振興	特用林産物販路拡大推進事業（うち竹たけのこ生産支援事業）	105
	生産振興	特用林産物施設化推進物価高騰対策事業	107

県営中山間地域総合整備事業

<事業目的>

基幹産業である農業の生産条件が不利なうえに高齢化、過疎化等に伴う集落機能や多面的機能の低下が懸念される中山間地域のうち、農業生産活動を通じた「活性化」に意欲のある地域を対象として、それぞれの立地条件や営農形態に沿った農業の展開方向を探り、農業農村の活性化を図るとともに、地域における定住の促進、国土・農村環境の保全等を支援します。

<背景／課題>

地理的、経済的及び社会的条件に恵まれず土地利用型である農業の生産性の低い中山間地においては、財政上、農業そのものの構造改善を進め難い状況にあり、加えて高齢化・過疎化の進行等により、農業・農村の活力が低下している状況です。

<事業内容>

- 1 農山漁村地域整備交付金
 - ①農業生産基盤整備
 - ②農村生活環境基盤(負担割合：国 55%、県 30%、市町村その他 15%)
- 2 農業競争力強化農地整備事業[農地整備事業(中山間地域型)]
 - ①農業生産基盤整備
 - ②営農環境整備(負担割合：国 55%、県 27.5%、市町村 17.5%)

※ 農地の集積条件あり
- 3 中山間地域農業農村総合整備事業
 - ①農業生産基盤整備
 - ②農村振興環境整備(負担割合：国 55%、県 32%、市町村その他 13%)
- 4 農業経営高度化支援事業(中山間型)
 - ①高度土地利用指導事業(負担割合：国 55%、県 45%)
 - ②高度土地利用調査・調整事業(負担割合：国 55%、市町村 45%)
 - ③高度経営体集積促進事業(負担割合：国 55%、県 22.5%、市町村 22.5%)

※ ①及び②は2のハード事業実施期間中、毎年度実施

※ ③は2のハード事業完了後に一定割合以上の農地集積結果に応じて総事業費に交付割合を乗じた費用を交付

<事業主体>

- 1、2、3、4の①：県
- 4の②、4の③：市町村

<採択要件>

地域振興5法指定等の指定を受けていること。

1 農山漁村地域整備交付金

一般型、生産基盤型、広域連携型があり、受益面積要件（生産基盤型：20ha以上、一般型、広域連携型：60ha以上）を満たすこと。

2 農業競争力強化農地整備事業[農地整備事業（中山間地域型）]

事業完了時における農地集積率等の増加が確実に見込まれ、受益面積要件（10ha以上）を満たすこと。

※ 事業完了までに地域計画の目標地図がブラッシュアップされ、かつ、農地の集積・集約化率がいずれも80%以上となる場合、5ha以上。

3 中山間地域農業農村総合整備事業

地域の特色を活かした営農を持続していくための取り組み等を実施し、受益面積要件（おおむね10ha以上）を満たすこと。

4 農業経営高度化支援事業（中山間型）

目標年度において、事業受益面積に占める中心経営体の農地面積が55%以上となること。

【お問い合わせ先：農地整備課 生産基盤班 096-333-2412】

中山間地域総合整備事業の概要

● 熊本県面積の75%を占め、平坦地域と比較して自然的、社会的及び経済的に不利な条件を有している中山間地域において農業及び農村が適正に維持保全され、付加価値の高い農業の推進と定住促進を図るために、農業生産基盤及び農村環境整備、施設整備を実施します。

矢部中部地区（山都町） 他26地区

整備のイメージ



平坦地域



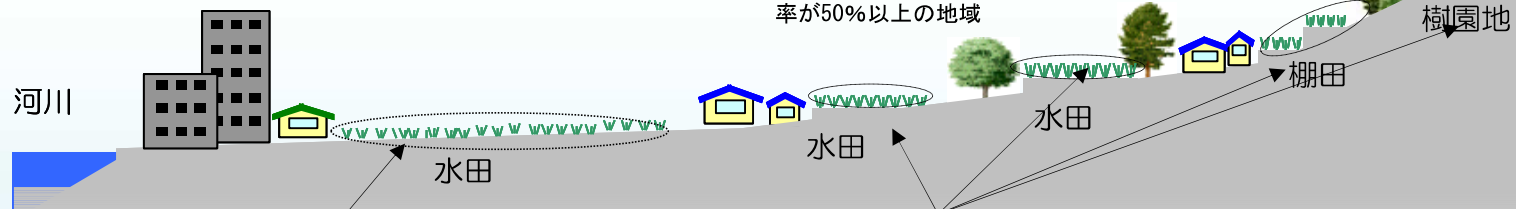
労働生産条件、土地生産条件等に恵まれた平坦地域

中山間地域

自然的、経済的、社会的条件に恵まれず、農業の生産条件が不利な地域（過疎、山村、特農、離島、半島の指定地域）5法指定地域



主傾斜度がおおむね100分の1以上の農用地面積が当該地域の全農地面積の50%以上を占め、かつ、林野率が50%以上の地域



優良農地については、経営体育成基盤整備事業やかんがい排水事業等で効率的に基盤を整備

平坦地域に比べ、生産条件が劣る中山間地域において、単独事業の採択要件を満たさない基盤の整備については、中山間総合整備事業等で総合的に実施

中山間地域基盤整備加速化事業

<事業目的>

本事業により条件不利地である中山間地域において、農地集積への取組度合等に応じ「農地集積促進費」、「基盤整備促進費」を交付し、「ほ場整備」等にかかる農家負担の軽減と基盤整備の推進を図ります。

<背景／課題>

- 中山間地域は、平坦地域に比べ基盤整備（ほ場整備）等が進んでおらず、それが農地集積の遅れや耕作放棄地の発生リスクの要因となっています。
- 中山間地域の基盤整備については、平坦地域の基盤整備に比べ、反当り整備費が高いため農家負担率は低く設定されているものの、平坦地域においては、農地集積状況に応じて促進費が交付されることにより農家負担が軽減され、実質農家負担は平坦地域の方が低くなっています。

<事業内容>

中山間地域基盤整備加速化事業

(1) 農地集積促進費

耕作放棄の発生防止、担い手への農地集積、農地中間管理機構（以下「機構」）への農用地貸出し等の達成目標に応じて、事業費に係る農家負担を軽減するための促進費を助成

○助成額

中山間地域における基盤整備（ほ場整備）の総事業費に下表の助成割合の合計値を乗じた額。助成割合の合計は、農家負担割合を上限とする。

(1) 農地集積促進費		
項目	詳細	助成割合 (%)
農地中間管理機構への農地貸出し (貸出率)	受益面積の80%以上	3
	受益面積の50%以上	2
	受益面積の10%以上	1
担い手への農地集積 (農地集積率)	受益面積の80%以上	3
	受益面積の50%以上	2
	受益面積の30%以上	1
担い手への農地集約化 (面的集積率)	担い手への面的な農地集約が50%以上	1
新たな担い手の確保	企業、JA、地域外担い手等の確保	1
未同意者、耕作放棄地の交付対象事業工区への取り込み		1

○負担割合

県 1/2、市町村 1/2

○採択要件

①農地中間管理機構への農用地貸し出し、担い手への農地集積を定めた「集積計画」を策定すること。

②地域計画が作成され、担い手が位置づけられていること。

(2) 基盤整備促進費

機構と連携した農地集積を実施するための計画を作成し、重点実施区域に指定された場合、非公共预算の活用に必要な農家負担を軽減するための促進費を助成

○助成額

交付対象事業の当該年度に要する事業費に 2.5% を乗じた額。

○負担割合

県全額

○採択要件

①機構と連携した農地集積を実施するための計画を作成すること。

②機構が設置する重点実施地区であること。

【お問い合わせ先：農地整備課 生産基盤班 096-333-2412】

農業農村整備推進交付金事業

<事業目的>

本県農業の持続的発展を図るために、市町村や土地改良区等が実施する農地や農業水利施設などの農業生産基盤整備等の整備に対し、県が交付金として支援します。

<背景／課題>

- ・国庫補助による団体営事業や県単独補助事業等により、農地や農業用水利施設等の整備を進めているものの、複数事業を実施する市町村は事業毎に同様の手続きを幾つも行う必要があるため、事務処理が膨大となり、市町村の自主性や創意工夫の発揮が困難な状況でした。
- ・そこで、市町村等が実施する団体営事業に対する県の補助金を整理統合し、平成21年度に本交付金を創設しました。
- ・本交付金の創設により、事務処理を簡素化するとともに、交付金の各事業への充当を市町村の裁量にしたことで、市町村の自主性や創意工夫の発揮を可能としました。

<事業内容>

- 1 一部団体営事業の上乗せ支援
 - ・交付要項に定められた団体営事業について、事業毎に定める交付率に基づき予算の範囲内で交付します。
- 2 特認事業（単県事業）
 - ・特認事業は国の補助事業の対象とならないような小規模な事業が対象です。
 - ・また、地域で集落ビジョンを作成することで事業要件をさらに緩和するなどの対策を実施しており、定額事業（機械リース代、材料代等が補助対象）も実施可能です。
 - ・詳細については別紙（別表1）を参照ください。

<事業主体>

市町村、土地改良区等

<補助率>

- 1 : 10/100~25/100 以内
- 2 : 40/100~50/100 以内

<採択要件>

- 1 : 一部団体営事業の上乗せ支援 別表1の1~5の実施要件のとおり。
- 2 : 特認事業（単県事業） 別表1の6の実施要件のとおり。

【お問い合わせ先：農村計画課 農村企画班 096-333-2468】

別表1(第2条関係)

番号	事業実施主体	交付対象事業	実施要件等	メニュー名称(交付金対象事業名)	交付率(%)	
1	農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)実施要領(令和7年4月1日付け6農振第2872号農林水産省農林振興局長通知)別記3別表1に定められたものうち都道府県以外の実施主体	農山漁村振興交付金交付等要綱(令和7年12月16日付け7農振第2101号農林水産事務次官依命通知)第3の1(1)に基づく事業	農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)実施要領(令和7年4月1日付け6農振第2872号農林水産省農林振興局長通知)の別記3の別表2(1)(事業メニュー①～③)に基づく事業	①農山漁村振興交付金(農業用排水施設事業) ②農山漁村振興交付金(農業用道路事業) ③農山漁村振興交付金(暗渠排水事業) ④農山漁村振興交付金(容土事業) ⑤農山漁村振興交付金(区画整理事業) ⑥農山漁村振興交付金(農地造成事業) ⑦農山漁村振興交付金(農用地保全事業) ⑧農山漁村振興交付金(交換分合事業)	15	
2	水利施設管理強化事業実施要綱(令和7年8月6日付け7農振第1313号農林水産事務次官通知)第3に定められた事業実施主体	水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官通知)に基づく事業	水利施設管理強化事業実施要綱(令和7年8月6日付け7農振第1313号農林水産事務次官通知)第2の1,3に定められた事業	水利施設管理強化事業	19	
		水利施設管理強化事業実施要綱(令和7年8月6日付け7農振第1313号農林水産事務次官通知)第2の2に定められた事業			11.875	
3	農山漁村地域整備交付金実施要綱(令和4年4月1日付け3農振第2378号農林水産省事務次官通知)第2の2(1)に定められたものうち都道府県以外の実施主体	農山漁村地域整備交付金実施要綱(令和4年4月1日付け3農振第2378号農林水産省事務次官通知)に基づく事業のうち、第2の1の(2)の①のアの(ア)(イ)(ウ)に基づく事業のうち調査設計	農山漁村地域整備交付金実施要領(令和8年4月7日付け7農振第2908号農林水産省農林振興局長通知)別紙1、別紙2、別紙3-1に定められた事業のうち調査設計事業	団体調査設計事業	25	
4	農山漁村地域整備交付金実施要綱(令和4年4月1日付け3農振第2378号農林水産省事務次官通知)第2の2(1)に定められたものうち都道府県以外の実施主体	農山漁村地域整備交付金実施要綱(令和4年4月1日付け3農振第2378号農林水産省事務次官通知)に基づく事業のうち、第2の1の(2)の①のアの(エ)に基づく事業のうち調査設計	農山漁村地域整備交付金実施要領(令和8年4月7日付け7農振第2908号農林水産省農林振興局長通知)別紙4-1に定められた事業のうち調査設計事業	農村振興総合整備実施計画策定事業	10	
5	農業競争力強化基盤整備事業実施要領(令和7年12月16日付け7農振第2143号)別紙2第4に定められた実施主体	農業競争力強化基盤整備事業実施要領(令和7年12月16日付け7農振第2143号)別紙2第2の2に基づく事業	農業競争力強化基盤整備事業実施要領(令和7年12月16日付け7農振第2143号)別紙2第3の2に定められた地区	経営体育成促進換地等調整事業	15	
		農山漁村地域整備交付金実施要綱(令和4年4月1日付け3農振第2378号農林水産省事務次官通知)第2の2(1)に定められたものうち都道府県以外の実施主体	農山漁村地域整備交付金実施要綱(令和4年4月1日付け3農振第2378号農林水産省事務次官通知)に基づく事業のうち、第2の1の(2)の①のアの(ア)に基づく事業のうち実施計画策定事業			農山漁村地域整備交付金実施要領(令和8年4月7日付け7農振第2908号農林水産省農林振興局長通知)別紙1-1に定められた事業のうち経営体育成促進換地等調整事業
		農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(令和8年4月7日付け7農振第3304号)別紙2第4の2に定められた実施主体	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(令和8年4月7日付け7農振第3304号)別紙2第2の2に基づく事業			農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(令和8年4月7日付け7農振第3304号)別紙2第3の2に定められた地区
6	①市町村、土地改良区等 ②市町村 ③市町村、土地改良区等	農業農村整備推進交付金特認事業	①1. 受益面積 中山間地域(6法指定地域(注1))にあつては、0.5ha以上とし、その他の地域にあつては1ha以上とする。 2. その他の要件 1の区画整理にあつては1耕区の面積が10a以上とする。 6の暗渠排水にあつては排水不良が明確であること。 但し、弾丸暗渠等の補助暗渠は対象外とする。 7の客土は10a当たりの客土量が50m ³ 以上とする。 但し、中山間地域(6法指定地域)にあつて、地域住民自らが描いた「集落ビジョン」が策定してあるか、策定見込みの集落においては、上記の0.5ha以上の面積要件は設けないものとする。 この場合、1～7の事業費の合計は、1地区(1集落ビジョン)あたり10,000千円未満とする。 また、1地区(1集落ビジョン)における定額補助は、材料費、機械リース代を対象とし、2,000千円を上限とする。 ②1. 集落道路整備は、農業集落内の道路で農業機械の運行や農産物の集出荷等農業生産及び農村生活環境の改善に資するもので、延長500m未満、幅員3m以上とする 2. 集落排水路整備は、農業集落内の用排水路で生活環境の改善に資するもので延長500m未満とする 4. 集落景観整備等は、農業集落内の公共広場や公共施設等の周辺環境美化及び棚田景観等の集落景観に資するものとし、1箇所当たりの事業費が200万円以上、1千万円未満とする。 ③ 県営及び団体営事業等で造成された農業用排水施設及び農業生産機能や多面的機能の維持に資する施設の保全・整備に関する事業であり、かつ、緊急的な事業であつて、知事が認める事業とする。 また、中山間地域(6法指定地域)にあつて、地域住民自らが描いた「集落ビジョン」が策定してあるか、策定見込みの集落において、集落維持のために知事が特に認める事業。	①国庫補助事業の対象とならない小規模な事業であつて、事業の必要性及び効果が明らかで技術的に可能な以下の事業 1. 区画整理事業 2. 農業用排水施設整備事業 3. 農道整備事業 4. ため池等整備事業 5. さく井事業 6. 暗渠排水事業 7. 客土事業 ②国庫補助事業の対象とならない農村生活環境整備事業であつて、事業の必要性及び効果が明らかで技術的に可能な以下の事業 1. 集落道路整備事業 2. 集落排水路整備事業 3. 水辺環境整備事業等 4. 集落景観整備事業等 ③知事が特に認める事業	一般地域 40 中山間地域 50 特認 50 定額	

注1、交付率欄の交付率は上限とする。なお、土地改良法等に基づき県補助が定められている場合の交付率は()とする。

注2、交付対象事業の予算が一括交付金等、新たな補助事業の創設などにより手当てされる場合も有効。また、事業が廃止されたものは、交付対象外となる。

注3、各事業要綱要領に定められた実施要件等の根拠は策定年度時点のものであり、要綱要領の改正のみを理由とする修正は行わないものとする。

農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）

<事業目的>

中山間地域における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・ 人口減少や農業者の高齢化、担い手の不足が深刻化する中、今後維持管理が困難となる農地の増加が懸念されることから、農業者個々人の取組ではなく、地域全体の課題として捉えて取り組んでいくことが必要です。

<事業内容>

1 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

2 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

<補助率>

1：定額、5.5/10、2：定額

<事業主体>

- 1：県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協業会、地域運営組織、農地中間管理機構
- 2：民間団体

<採択要件>

- 1：土地利用構想を事業開始から3年以内に策定すること。
農用地保全の取組を行う場合は、粗放的利用の取組を1つ以上行うこと。
農用地保全に関する目標の達成に向けて取り組むこと。等

【お問い合わせ先：担い手支援課 農地集積・利用推進班 096-333-2376】

団体営農業農村整備事業

<事業目的>

農業生産性の向上、農業の競争力強化のため、農業生産基盤の整備、農地の大区画化や汎用化、水利用・水管理の効率化や省力化に必要な整備を実施し、農業の構造改革を推進します。また、農村集落の安心安全を確保するために防災減災対策を実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

<背景／課題>

- ・ 農地の区画狭小・排水不良、用水不足などの生産基盤の問題が、経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等の取り組みの支障となっています。
- ・ 農業水利施設の老朽化が進行しており、その更新が課題となっています。

<事業内容>

- 1 農地耕作条件改善型
農地中間管理事業を重点的に実施する区域において、農地の区画拡大や汎用化等の基盤整備（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道等）を実施
- 2 水利施設等保全高度化型
農業用排水施設及び関連する附帯施設の新設、保全整備（補修・改修）を実施
- 3 農業水路等長寿命化・防災減災型
農業用排水施設及び関連する附帯施設の長寿命化対策（補修・改修）を実施
- 4 集落基盤整備型
農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備を一体的に実施
- 5 農地防災型
災害発生の恐れのある農業用排水施設等の整備を実施

<事業主体>

市町村、土地改良区等（1～5共通）

<補助率>

- 1：国 50(55)/100 県 14/100、又は定額助成
2～5：国 50(55)/100 県 14/100 等

<主な採択要件>

- 「3 農業水路等長寿命化・防災減災型」については、以下に掲げる要件を全て満たすもの。
- (1) 事業費が200万円以上であること。
 - (2) 受益者数が農業者2人以上であること。
 - (3) 1地区あたりの工事工期が原則3か年以内であること。

【お問い合わせ先：農地整備課 生産基盤班 096-333-2412】

大区画化等加速化支援事業

<事業目的>

食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換の推進と生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去などの簡易な整備による農地の大区画化等の取組を支援します。

<背景/課題>

農業人口の減少と高齢化が進む中、少ない農業者でも効率的な営農が可能となるよう、生産基盤の強化、とりわけ農地の大区画化等が急務となっています。他方、地方公共団体のマンパワーや施工業者の数等により、公共事業だけでは事業量が追い付かない状況です。

<事業内容>

1 ハード事業

農用地の区画拡大（畦畔除去、均平作業）、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設
客土、除礫、更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）、畑作転換工
病害虫対策（反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水）

2 ソフト事業（条件改善推進費）

権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進等に関する調査・調整活動

ハード事業の実施にあたって必要となる実施計画の策定及び必要となる調査、測量、設計、関連計画の策定

農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入にあたって必要となる支援

<事業実施主体>

農業者等

<補助率>

1 ハード事業

定額（工種や対象の面積・延長に応じて助成額は異なる）

※担い手に集約化する場合は、定額上限を1.2倍まで引き上げ。

1ha以上に大区画化する場合、定額上限を1.32倍まで引き上げ。

2 ソフト事業（条件改善推進費）

定額（単年度あたり300万円まで/地区）

<採択要件>

農振農用地のうち地域計画を策定した区域であること。

ハード事業メニューのうち、「農用地の区画拡大」を実施すること。

※ソフト事業にあつては、「農用地の区画拡大」の実施が見込まれること。

【お問い合わせ先：農村計画課農村企画班 096-333-2468、農地整備課生産基盤班 096-333-2412】

1. 事業概要

大区画化等加速化支援事業では、食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。

事業実施主体 農業者等

実施要件

- ハード事業の実施区域は農振農用地のうち地域計画を策定した区域※1であること。
- 農用地の区画拡大を実施すること。

※1 生産緑地等の例外有

① ハード事業

支援の例



畦畔除去



用水路更新



客土

支援メニュー

- 農用地の区画拡大
- 暗渠排水
- 湧水処理
- 末端畑地かんがい施設
- 客土
- 除礫
- 更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）
- 病虫害対策（反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水）

助成額

定額（10a当たり27.5万円等、工種や対象の面積、延長に応じて助成額は異なる。）

② ソフト事業（条件改善推進費）

権利関係等の調査・調整等を定額で支援し、事業実施に係る農業者の皆さんの費用負担を軽減します。

支援の例



土地利用調整



デジタルマップ策定



直播栽培導入

事業内容

- 権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進等に関する調査・調整活動
- ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要な調査、測量、設計、関連計画の策定
- 農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援

助成額

定額（単年度当たり300万円迄）

農業生産基盤整備事業（県営経営体育成基盤整備事業）

<事業目的>

将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、地域の実情に応じた基盤整備事業を総合的・一体的に実施します。また、土地利用の調整を行うソフト事業を一体的に実施して、担い手への農地集積を促進し、生産性の高い農業構造の実現を図ります。

<背景／課題>

- ・ 今後、高齢農業者のリタイアが見込まれる中、農地の維持保全を図り、農業を成長産業化していくためには、担い手に農地を集積していく必要があり、国は今後 10 年間で担い手が利用する面積が全農地面積の 8 割を占める農業構造を目指すこととしています。
- ・ 担い手への農地集積には、区画の整形・拡大及び用排水路、農道等の総合的な整備による労働生産性が高い生産基盤が必要です。
- ・ また、水田の排水性向上を図ることで、高収益作物等の導入が可能となり、農業経営の選択性の拡大と所得向上に資することができます。

<事業内容>

主な工種

- ・ 農用地等の区画形質の変更
- ・ 農業用排水施設の新設、廃止及び変更
- ・ 農道の新設、廃止及び変更
- ・ 客土
- ・ 暗渠排水の新設又は変更

<事業主体>

県

<負担割合>

国50% (55%)、県27.5%、地元22.5% (17.5%) [()は法指定地域]

国62.5%、県27.5%、地元10% ※農地中間管理機構関連農地整備事業

【お問い合わせ先：農地整備課 生産基盤班 096-333-2412】

県営経営体育成基盤整備事業概要

川登地区(荒尾市)

(1) 事業内容

・効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、意欲と能力のある経営体が活躍できる基盤整備を行うもの。

(2) 実施地区

・昭和地区(八代市)
外17地区

(3) 事業の成果

・排水対策の結果、農地の汎用化が図られ裏作の作付けが増加した。
・用水の自動化により、水管理の労力が減少した。
・農地の面的集積により営農労力の省力化が図られる。

実施前(H25)



(事業実施前)

集積率25.1%、担い手戸数7戸
担い手経営面積9.6ha

実施後(H27)



(事業実施)

集積率75.1%、担い手戸数11戸
担い手経営面積26.4ha



事業により大区画化が図られたほ場



大型機械の導入状況

(事業の成果)

大区画化されたことにより、省力化が図られている。
大型機械の導入が可能となった。



裏作の作付状況



施設園芸の拡大

(事業の成果)

安定した用水の供給により、裏作作付面積及び作付品種の拡大が図られている。
ハウス等の施設園芸の拡大

農業生産基盤整備事業（県営かんがい排水事業）

<事業目的>

農業生産の基礎となる水利条件の整備（水源施設、用排水機場、用排水路等の農業用排水施設の整備）を行い、水利用の安定、合理化及び水田の汎用化を図ることにより、高品質、低コストの売れる農産物づくりを支援します。

また、水辺空間等を活用した快適な農村生活環境の整備を推進します。

<背景／課題>

- ・ 農業水利施設の未整備や老朽化のため、農業用水の不足や排水不良があり、安定した農業生産の支障となっています。
- ・ かんがい施設の整備については、作物の生育に最適な水管理が可能となり、農業生産の安定向上が図られ、多様な作物の導入が可能となります。

排水施設の整備については、水田が乾田化され、農業生産の安定向上が図られ、麦、大豆、野菜等の畑作物やハウスによる施設園芸の導入が可能となります。

また、これらの整備と併せて周辺景観や親水自然環境に配慮した事業を行うことにより、広く都市住民等へ潤いと安らぎの場を提供することができます。更に、農村地域における秩序ある土地利用を実現し、良好な営農条件を備えた生産性の高い優良農用地を確保します。

<事業内容>

- 1 かんがい排水事業（基幹水利施設整備型）
農業用排水施設の新設または更新
- 2 かんがい排水事業（排水対策特別型）
米穀生産の転換を図るため必要な排水機、排水樋門、排水路等の新設または改修
- 3 基幹水利施設ストックマネジメント事業（基幹水利施設保全型）
県営事業等により造成された、頭首工や排水機場等の基幹的水利施設の補修、補強及び更新
- 4 水利施設等保全高度化事業（旧事業名：農業水利施設保全合理化事業）
担い手への農地集積を図るため農業用排水施設の新設または更新

<事業主体> 県

<負担割合> 国 50～55／100、県 25～29／100、地元 17.5～25／100

【お問い合わせ先：農地整備課 生産基盤班 096-333-2412】

県営かんがい排水事業【基幹水利施設整備型】概要

(1) 事業内容

農業生産の基礎となる農業用水の確保や農業用水の適期・適量供給及び排水改良を目的として、農業用排水施設(ダム、頭首工、用排水機場、基幹用排水路等)の整備を行うもの。



(事業実施前)

適切な用水が確保できず耕作が放棄され荒れた農地



H17年度に完成した五和東部ダム(天草市)

(事業実施前)

農業用排水施設の整備を安定的な用水確保を行う。

(2) 実施地区

第三下井手地区(大津町、菊陽町)

(3) 事業の成果

- ・用水の安定供給により、農業経営の安定及び高品質化
- ・作付可能な農作物品種の拡大
- ・耕作放棄地が減少し、周辺農地の環境が向上



末端圃場への灌漑状況

(事業の成果)

安定した用水の供給により、計画的な作付や高品質化が図られている。また、農地として適切に利用されている。



(事業の成果)

安定した用水の供給により、作付品種の拡大が図られている。

県営かんがい排水事業【排水対策特別型】概要

(1) 事業内容

水田の排水条件が不良で転作が困難な地域を対象に水田の汎用化のための排水路、排水機場等の新設又は改修及びこれらに附帯して行う用水施設の整備を行うもの。

(2) 実施地区

第一海路口地区(熊本市)
外2地区

(3) 事業の成果

- ・湛水被害の減少
- ・作付可能な農作物品種の拡大
- ・排水改良により地下水管理が可能となり、転作作物の導入が図られ、田畑輪換を中心とした、効率的な水田営農が可能
- ・耕作放棄地が減少し、周辺農地への環境が向上



(事業実施前)
排水条件が不良で湛水被害が生じている農地



(事業実施前)
排水路の排水能力が低く、常に地下水位が高い状態で、収量・品質の低下が懸念される。



(事業実施)
排水機場、排水路の整備により、湛水被害の防止や地下水位の低下を図る。



(事業の成果)
湛水被害の不安解消、地下水管理が可能となり農作物の品種拡大、高品質化が図られている。

県営かんがい排水事業【基幹水利施設保全型】概要

(1) 事業内容

国営、県営土地改良事業等により造成された、頭首工、排水機場等基幹的水利施設の機能維持、安全確保のために必要な機能保全対策工事を行うもの。

(2) 実施地区

元三地区(熊本市)
外13地区

(3) 事業の成果

- ・基幹的水利施設の機能維持(長寿命化)及び安全性の確保
- ・従前とおりの安定した用水が供給されるため、安定した営農が可能
- ・集落営農等の計画的、継続的な営農体制の維持が可能

機器からのオイル漏れ



(事業実施前)
排水機場の機器が老朽化し、排水能力が低下した結果、湛水被害が生じている。

水路側壁のひび割れ



(事業実施前)
用水路が老朽化し、ひび割れ箇所からの漏水や、側壁倒壊の恐れがあり、用水不足や周辺への影響が懸念される。

排水ポンプ等の更新整備
(イメージ)



用水路の保全対策工事

(事業実施)
・排水機場の保全対策により、湛水被害の防止
・用水路の保全対策により、漏水防止と安全性確保

ブロックレーションにより作付されている、水稻・大豆



(事業の成果)
・従来とおりの安定した用水供給が可能となり安定した営農が行われている。
・湛水被害等が防止され、地域住民の生活の安全性も確保される。

県営かんがい排水事業【農地集積促進型】概要

(1) 事業内容

農業の生産効率を高め競争力を強化するため、農業用排水施設の新設及び更新を行い、水管理の省力化及び農業水利施設の長寿命化や安全性を向上し、担い手への農地集積を行うもの。

(2) 実施地区

菊池平野地区(菊池市)
外14地区

(3) 事業の成果

- ・水管理に係る労力の軽減
- ・農業用排水施設の機能維持(長寿命化)及び安全性の向上
- ・担い手への農地集積加速化による農業競争力の強化



担い手への農地集積を加速化し、競争力を強化

農業生産基盤整備事業（県営畑地帯総合整備事業）

<事業目的>

畑地における担い手の育成・強化を図り、多様な営農形態にきめ細かく対応するため、区画整理や用排水施設、農道等の生産基盤の整備を総合的に行い、畑作物の生産の振興及び畑作経営の改善・安定を図ります。

<背景／課題>

- ・ 今後、高齢農業者のリタイアが見込まれる中、農地の維持保全を図り、農業を成長産業化していくためには、担い手に農地を集積していく必要があり、国は今後10年間で担い手が利用する面積が全農地面積の8割を占める農業構造を目指すこととしています。
- ・ また、畑地帯においては、担い手への農地集積とあわせて、消費者のニーズに応じた良質で多様な野菜・果実等の畑作物を効率的に生産し、国際競争力を有する産地を形成・強化が必要となります。
- ・ このため、畑作物の品質向上、収量の増大・安定化、作付作物の多様化等を可能とするかんがい施設や排水施設、労働生産性向上、経営規模の拡大に資する農道や区画整理区画を一体的に整備し、地域の営農ビジョンに沿った担い手への農地集積と競争力の高い産地形成を図ります。

<事業内容>

主な工種は、①農用地等の区画形質の変更、②農業用排水施設の新設、廃止及び変更、③農道の新設、廃止及び変更、客土、暗渠排水の新設又は変更

<事業主体>

県

<負担割合>

一般地区	国 50%、県 25～27.5%、地元 22.5～25%
一般地区（中山間地域等）	国 55%、県 25～27.5%、地元 17.5～20%

<採択要件>

- 1 担い手育成対策については、受益面積が20ha以上（中山間地域は10ha以上）、また、担い手支援対策については、受益面積が30ha以上であること。ただし、樹園地については、知事が事業の難易度、地区の事情等を総合的に勘案し、担い手支援対策で実施することがやむを得ないと判断したものは、おおむね5ha以上の団地の合計が10ha以上であること。
- 2 担い手育成対策については、担い手への農地集積に係る計画が策定され、計画に定める目標年度までに担い手の経営等農用地利用面積の割合が一定以上の割合となること。

【お問い合わせ先：農地整備課 生産基盤班 096-333-2412】

県営畑地帯総合整備事業概要

(1) 事業内容

経営規模拡大を志す担い手への農地の面的集積の推進と、農業経営の確立に資するため、畑地の区画整理や用排水路・道路整備を総合的に行い、多様な農業形態に対応できる畑地帯に改善する。

(2) 実施地区

大口西部地区（宇城市）

外7地区

(3) 事業の成果

- ・ 区画整理による労働生産性の向上、経営規模拡大
- ・ 用水の安定供給による収量増大及び高品質化、作付品種の選択性拡大
- ・ 耕作放棄地の減少による、農村環境・景観の向上



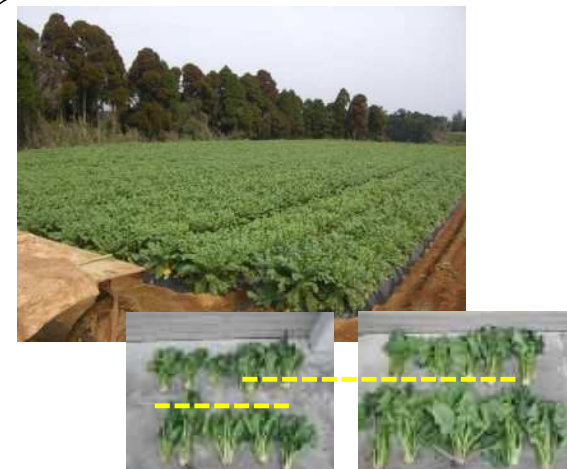
(事業実施前)
生産性が低く、耕作が放棄され荒れた農地(樹園地)



(事業実施)
パイプラインによる農業用水の整備



(事業の成果)
大区画で作業効率が良く生産性の高い農地(樹園地)



(事業の成果)
安定した用水の供給により、作付品種の拡大が図られている。

農村地域防災減災事業

<事業目的>

農業生産の維持、農業経営の安定および地域住民の暮らしの安全を確保するため、農業用排水施設および海岸保全施設等の整備を行い、災害に強い農村づくりを推進します。

<背景／課題>

- 近年、集中豪雨の増加による洪水被害が懸念される一方、排水機場や農業用ため池などの農業用排水施設等の老朽化が顕在化しています。
- 急傾斜地帯や地すべり防止区域では、農用地や農業用施設等が被害に見舞われることが懸念されています。また、石綿を含有する農業用管水路の破損等により、将来的に農業者等の健康被害が懸念されています。
- 干拓地帯等を防護している農地海岸については、天端高の不足や老朽化が進行し、高潮等による被害発生が懸念されています。
- このような状況の中、緊急性や重要性の観点から優先度に応じて、本事業による農業用排水施設等の整備を実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

<事業内容>

- 1 農地防災事業
 - ①防災ダム事業
 - ②ため池等整備事業（ため池整備、用排水施設等）
 - ③湛水防除事業
- 2 農地保全事業
 - ①農地保全整備事業
 - ②地すべり対策事業
 - ③特定農業用管水路等特別対策事業
- 3 海岸保全事業
 - ①高潮対策事業
 - ②老朽化対策事業
 - ③津波・高潮危機管理対策事業
 - ④効果促進事業
- 4 調査事業
計画的に防災対策を推進するために行う農業用ため池のハザードマップ作成等

<事業主体>

1～3：県 4：市町村

<補助率>

1～3：国 50～55/100、県 25～50/100、地元 0～25/100
4：国：100/100

【お問い合わせ先：農地整備課 防災班 096-333-2417】

防災ダム事業

事業目的

洪水調節用のダムの改修、ため池等の嵩上げ等を行うことにより、台風、豪雨等の洪水による農業被害や公共施設、家屋、人命等への被害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に貢献します。



ダムの改修



耐震性の向上



事業内容

【事業内容】

- ①防災ダム工事：洪水調節用のダム（余水吐その他の付帯施設を含む。）の新設又は改修
- ②防災ため池工事：洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池の改修（①に掲げるものに該当するものを除く。）
- ③地震対策ため池防災工事：耐震性の向上のための農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修

【事業実施主体】

- ①、②：都道府県
- ③：都道府県又は市町村

ため池等整備事業(一般)

事業目的

老朽化し早急に整備が必要なため池及び用排水施設の整備や傾斜地等の土砂崩壊防止施設、湖岸堤防の改修等のハード整備を行うとともに、ハザードマップ等のソフト対策を行うことにより、災害の未然防止又は被害の最小化を図り、地域の防災安全度の向上に貢献します。



改修前のため池



改修後のため池



整備されたため池の全景

事業内容

【事業内容】

- ①ため池整備工事
災害の発生のおそれがあるため池の整備
- ②ため池機能保全工事
災害発生の防止等が必要なため池の浚渫
- ③水質改善工事
水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事
- ④管理施設の整備
洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の整備
- ⑤利活用保全整備工事
ため池等の利活用保全又は周辺環境の整備を行うために必要な施設の整備等
- ⑥用排水施設整備工事
 - ・災害の発生のおそれがある頭首工、用排水路等の整備
 - ・湛水被害を防止するために緊急に行う排水路等の整備（緊急防災工事という）
 - ・土砂の崩壊を防止するための土留工等の整備
- ⑦湖岸堤防工事
災害の発生のおそれのある池、沼に隣接する堤防等の整備
- ⑧ため池等農地災害危機管理対策事業
防災情報管理システムの整備、施設の適正な防災管理に必要な観測機器等の設置、ハザードマップの作成支援等
- ⑨ため池保全体制整備事業
ため池環境保全体制の整備
- ⑩ため池緊急防災対策事業
人家、人命、公共施設等に被害を及ぼすおそれのひいたため池を対象として、計画的に防災対策を推進するために行う調査及び諸元等の詳細情報の整備

【事業実施主体】

都道府県又は市町村、土地改良区等

湛水防除事業

事業目的

流域の開発、地盤沈下等の立地条件の変化、河川改修等による流況の変化により排水条件の悪化した地域を対象に、排水施設の整備を行い、湛水被害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に貢献します。



溢水した排水路



湛水防除事業により整備された排水路



湛水防除事業により整備された排水機場

事業内容

【事業内容】

①排水施設整備対策工事

湛水被害を防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水路等の排水施設の新設又は改修

ア 排水施設整備工事

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずる恐れのある地域で、これを防止するために行う排水施設の新設又は改修

イ 排水管理施設整備工事

同一水系の排水河川に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、湛水被害の発生を防止する排水管理に必要な施設の新設又は改修（アと併せ行うものを除く。）

ウ 湛水防除施設改修工事

アにより整備された排水施設の耐用年数が経過した後に、その機能低下により再び湛水被害を生ずる恐れのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更

②クリーク防災機能保全対策工事

クリーク（農業用の水路網）地域の溢水被害及び水路機能障害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地

【事業実施主体】

- ①都道府県又は市町村（小規模に限る。）
- ②都道府県

農地保全整備事業

事業目的

急傾斜地帯や侵食を受けやすい性状の特殊土地地帯、又は風害等を受けやすい地域において、排水施設や防風施設等の整備を行うことにより、農用地の保全と災害の未然防止を図るとともに、優良農地を確保し農作物の生産性の向上に貢献します。



集中豪雨による特殊土地地帯の災害



農地保全整備事業により整備された排水路



農地保全整備事業により整備された水兼農道

事業内容

【事業内容】

①農地侵食防止工事

- ・急傾斜地帯や侵食を受けやすい土地地帯における排水路等の整備又は風食、風害等を受けやすい地域における防風施設の整備
- ・上記と併せ行うことが技術的、経済的に適当と認められる農道等の整備
- ・農耕に支障のある特殊土壌又はさんご、石れき等の排除工事

②特殊農地保全整備工事

南九州畑作振興地域及び沖縄県の特殊土地地帯において、農用地の保全対策と営農基盤の整備を総合的に実施するため、農地侵食防止工事に併せ行うほ場整備、畑地かんがい、農地開発等

③農地機能保全対策工事

地盤の相当部分が泥炭土であることに起因する地盤沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物の生育が阻害され、農作業の能率が低下することを防止するための整地、暗渠排水、農道等の整備

④特殊自然災害対策工事

特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理施設若しくは農地被覆施設の整備

【事業実施主体】

①都道府県又は市町村、土地改良区等

(排除工事にあつては、市町村、土地改良区等。ただし、北海道にあつては道又は市町村、土地改良区等)

②都道府県（沖縄県にあつては、県又は市町村、土地改良区等）

③都道府県

④都道府県又は市町村、土地改良区等

地すべり対策事業

事業目的

地すべり防止区域内において地すべり対策を実施することにより、農用地・農業用施設をはじめ人家、人命及び公共用施設等の被害を防止し、国土の保全と安全で快適な生活環境の実現に貢献します。



地すべりの発生及び地すべりのおそれ



地すべり対策工事の実施



地すべり対策工事の完了

事業内容

【事業内容】

①防止工事

地すべり活動を防止又はその原因を除去するための工事で、主に地表水排除工、地下水排除工、杭打工、擁壁工等の整備

②関連工事

地すべり活動を間接的に防止することを主目的としたかんがい排水施設、ため池、農道、区画整理、暗渠排水等の整備

【事業実施主体】

①都道府県

②市町村、土地改良区等

公害防除特別土地改良事業(特定農業用管水路等特別対策事業)

事業目的

施設の老朽化に伴う、石綿を含有する製品の破損等により、将来的に農業者等の健康を害するおそれが懸念されることから必要な対策を講ずることにより、石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持に貢献します。



石綿が使用された機場における維持管理作業



著しく老朽化し撤去された石綿セメント管

事業内容

【事業内容】

- ①石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適當な場合において行う当該石綿等の劣化及び飛散防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更
- ②①の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更
- ③石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更

【事業実施主体】

都道府県又は市町村、土地改良区等

海岸保全施設整備事業（高潮対策）

事業目的

国民経済上、及び民生安定上重要な地域において、高潮、津波、波浪による浸水災害を未然に防ぐことにより、国土の保全に貢献します。



堤防整備状況



消波ブロック整備状況

事業内容

【事業内容】

高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）を行う事業。

【事業実施主体】

海岸管理者（都道府県又は市町村）

海岸堤防等老朽化対策事業

事業目的

築造後相当な年月が経過し、部材の経年変化や波力等の影響による損傷や機能低下が進行している海岸堤防等海岸保全施設において、予防保全型の維持管理を導入し、効率的な維持管理・更新を実施することにより、海岸保全施設の維持管理・更新に係るトータルコストを縮減し、費用の平準化を図ります。

長寿命化計画策定



打音による空洞化調査状況



ファイバースコープによる空洞等の詳細調査



鉄筋かぶり厚調査状況



地中レーダー探査による空洞化調査実施状況

老朽化対策の実施例



対策前



対策後



対策前



対策後

事業内容

【事業内容】

(1) 長寿命化計画の変更

- ① 海岸保全施設の機能診断
- ② ①の診断を踏まえた長寿命化計画の変更

(2) 老朽化対策

- ① 海岸保全施設の老朽化調査
- ② ①の調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定
- ③ ②の老朽化対策計画に基づいて実施する老朽化対策工事（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）

【事業実施主体】

海岸管理者（都道府県又は市町村）

津波・高潮危機管理対策事業

事業目的

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画を行うことにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進します。



水門・樋門等の
自動化・遠
隔操作化



潮位計等の観測施設の設置



データ収集・処理
・伝達システムの整備



監視操作卓



沿岸監視カメラ・越波情報提供
システムの整備

事業内容

【事業内容】

一連の防護区域を有する海岸において海岸管理者が作成する津波・高潮危機管理対策緊急事業計画に基づき、以下の対策を総合的に実施

- ①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）
- ②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）
- ③津波・高潮ハザードマップ作成支援（浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査等）
- ④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑤津波防災ステーションの整備
- ⑥避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦避難用通路の設置（堤防スロープ等）
- ⑧漂流物防止施設の整備
- ⑨水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に要する調査を含む。）
- ⑩海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）

【事業実施主体】

海岸管理者（都道府県又は市町村）

多面的機能支払事業

<事業目的>

農業・農村の持つ多面的機能（国土保全、水源かん養、景観形成等）の維持・発揮、地域の絆の再生のため、多面的機能を支える共同活動や地域資源の質的向上を図る共同活動を支援します。

<背景／課題>

- 農業・農村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有していますが、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行で集落機能が低下し、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が発生しつつあります。
- また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

<事業内容>

- ① 農地維持支払交付金
地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動（農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等）及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動（地域資源の保全管理に関する構想の策定）
- ② 資源向上支払交付金
地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動
 - 1) 共同活動
水路、農道等の施設の軽微な補修、農村環境保全活動（生態系保全、景観形成等）及び多面的機能の増進を図る活動（田んぼダムへの取り組み等）
 - 2) 施設の長寿命化
老朽化が進む農地周りや農業用排水路、農道等の施設の長寿命化のための補修・更新等の活動

<事業主体>

- ① 農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される活動組織
- ② ①の活動組織で構成される広域活動組織

<対象となる農用地（農地維持支払、資源向上支払（共同活動、施設の長寿命化））>

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② 地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地

<負担割合>

国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

【お問い合わせ先：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378】

多面的機能支払事業の概要

事業の目的

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能を支える共同活動や地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する。

事業の仕組

①農地維持支払交付金

- (1) 農地法面の草刈り、水路の泥上げ
- (2) 農地を守るための検討会 等



水路の泥上げ



法面の草刈り

②資源向上支払（共同活動）交付金

- (1) 水路・農道等の軽微な補修
- (2) 農村環境保全活動 等



景観形成活動



田んぼダムの取組

③資源向上支払（長寿命化）交付金

- (1) 老朽化した水路・農道等の補修・更新



農道のアスファルト舗装



コンクリート水路への更新

【多面的機能支払事業取組拡大のポイント】

多面的機能の維持・発揮のためには取組面積の拡大が必要であること、熊本地震をはじめとする自然災害により被災した農地や農業用施設の“応急措置”、“軽微な補修”に対応できることをはじめとし、以下の4点を中心に取組拡大を図る。

また、多面的機能支払により農地や農業用施設の維持活動が継続されることは、農業生産にかかる重要な基礎的活動であり、「中山間地域等における持続可能な農村づくり」の下支えとなることから、本県、農振農用地に対し農地維持支払の田で8割、畑で4割、草地で6割の面積をカバーすることを目標に取組みを進める。

《重点取組地区》

- ・「農地維持支払」の農振農用地におけるカバー率が50%以下の市町村への取組拡大
- ・畑（樹園地）、草地における取組拡大
- ・中山間地域等直接支払との重複取組による取組面積拡大
- ・事務負担軽減となる活動組織の広域化

【取組目標と取組実績】

(単位：ha)

地目	農振農用地 ※R6時点	取組目標面積 及び取組目標率		R6 多面実績面積 及び取組率	
		面積	率	面積	率
田	57,256	46,238	81%	43,402	75.8%
畑	32,731	13,427	41%	12,004	36.7%
草地	24,849	15,682	63%	14,428	58.1%
計	114,836	75,347	-	69,834	60.8%

【交付単価】

(単位：円/10a)

地目	農地維持	資源向上	
		共同活動	長寿命化
田	3,000	2,400	4,400
畑	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400

【長寿命化の取組要件】

- ・工事1件あたりの費用は原則として200万円未満
- ・市町村が他の補助事業等を総合的に検討し策定する農業振興地域整備計画等に記載がないものは、200万円以上の工事も実施可
- ・ただし、農業新興地域整備計画等に記載があるものは、本事業で実施する適否を、市町村と協議する必要あり

農地耕作条件改善事業（水田貯留機能向上支援）

<事業目的>

流域治水の一環である「田んぼダム」の普及・拡大に向けて、ハード・ソフトの両面で取組みを支援します。

<背景／課題>

- ・近年、気候変動の影響による水害の激甚化、頻発化が懸念される中、営農しながら取り組むことができ、地域の防災・減災に貢献する「田んぼダム」の取組みが注目されています。
- ・本県においても、令和2年7月豪雨による人吉・球磨地域の甚大な被害を受け、実証実験に取り組んだ結果、「田んぼダム」実施による流出抑制効果（ピークカット効果、貯留効果等）が確認されたほか、実施に伴う農作物への特段の影響がないことが確認されました。
- ・一方で、実証実験事業の過程で、畦畔や排水柵の老朽化などといった課題が判明しました。
- ・「田んぼダム」の効果を最大限発揮するためには、堅固な畦畔が必要であり、農家の負担感を軽減し継続的な取組みとするためには、田んぼダム専用の機能分離型排水柵が有効です。
- ・また、田んぼダムを実践するのは農家個人ですが、集落などの地域で取り組むことでより大きな効果を発揮します。そのためには、各地域における調整活動なども必要です。

<事業内容>

1. ハード事業
 - ・畦畔や機能分離型排水柵等の整備に係る経費を支援します。
2. ソフト事業
 - ・せき板の購入や各地域における取組みに向けた調整活動を支援します。

<事業実施主体>

市町村、土地改良区等

<補助率>

1. ハード事業
 - 【定額】 畦畔補強 16 万円/100m、排水柵 5.0 万円/箇所 など
 - 【定率】 国：県：市町村：農家＝50(55)：21：29(24)：0
2. ソフト事業
 - 【定額】 3,000 千円/年 ※最大5年間

<採択要件>

- ①流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は策定される見込みである水系で実施するもの
- ②水田貯留機能向上計画を作成していること
- ③農地耕作条件改善計画を作成していること
- ④ハード事業費 200 万円以上、農業者 2 者以上

【お問い合わせ先：農村計画課 調査計画班 096-333-2406
農地整備課 生産基盤班 096-333-2412】

くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業 (中山間地域等組織化支援)

<事業目的>

中山間地域等の土地利用型農業における生産コスト低減を図るため、共同利用・組織化に必要な機械導入を支援します。

<背景／課題>

- ・ 農業の国際化が進む中、国内外の価格競争の激化に対応し、生産コストの削減が必要です。
- ・ 米を中心とした土地利用型農業の場合、スケールメリットを生かせる規模への経営面積の拡大によるコスト低減が考えられますが、小区画、傾斜、遠隔等の農地が多い中山間地域の場合、機械の共同利用によるコスト低減が必要です。
- ・ 中山間地域では、農業者の高齢化が進む中、依然として構造改革が進んでおらず、土地利用型農業の継続や農地の維持が懸念されています。
- ・ このため、中山間地域等での共同利用機械導入を支援することで、組織的営農の形成を促し、中山間地域等での土地利用型農業の低コスト化を推進します。

<事業内容>

1 中山間地域等組織化支援

中山間地域等でも効率的作業が可能な小型高性能機械、地域に適合した省力低コスト技術の導入に必要な機械、特色ある米作りに必要な機械等、中山間地域等での組織的営農のために必要な共同利用機械の導入を支援

- 事業主体：地域営農組織等 ○ 補助率：1/2 以内

<採択要件>

- 1 農業者で組織される団体等であって、構成員が3戸以上で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。
- 2 市町村等が策定する地域計画等に事業実施主体が記載されていること、または、当年度中に記載される予定である旨を記した市町村等による文書を提出すること。
- 3 農地及び組織の現況が以下(1)～(2)の両方に該当し、かつ、当該地域において主に活動する組織であり、対象作物(米、麦、大豆)を生産する計画であること。
なお、新規設立の組織においては当年の計画を現況とする。
(1) 受益農地の過半が地域農業類型区分の3(中間農業地域)または4(山間農業地域)に該当すること。
(2) 次の①～③のいずれかに該当
①経営面積(現況)が30ha以下
②設立5年以内
③平均筆面積20a未満
- 4 助成の対象とする農業機械等は、原則として、動産総合保険等の保険(盗難補償や自然災害等に対する補償等)に加入すること。

【お問い合わせ先：農産園芸課 水田総合推進班 096-333-2388】

くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業「中山間地域等組織化支援」

土地利用型農業

平坦地：農地集積を積極的に進め、広域農場等の中・大型機械化体系を推進

中山間地域：農地条件等に応じた施策を展開(平坦地とは同じ取組は困難)

中山間地域における土地利用型農業を取り巻く環境

＜中山間地域の現状＞

- 小さな区画、傾斜地が多く、作業効率が悪い
- 零細な個別経営が多く、高齢化が進行



- 組織的な農業が育っていない
- 圃場条件等によりコスト高とならざるを得ない

ステップ1

中山間地域等組織化支援の実施

- ・条件不利地でも作業効率を高められる生産組織の育成
- ・地域の実態に応じた技術の導入



(手押しバインダー)



(小型ガレタンクコンバイン)



(小型汎用コンバイン)

- 有機農業等の高付加価値稲作を行いつつ、土地利用型部門のコストを削減し、農地を守りながら、一定の収入が確保できる組織を育成

更なるステップ

地域の話し合いによる集落機能の活性化

- 省力化による余剰労力を活用した高収益作物への展開(経営の複合化)
 - 所得の確保
- 生産組織の法人化による雇用
 - 担い手の確保
- 基盤整備への気運醸成
 - 営農基盤の強化等の展開が可能

持続可能な営農の確立

種子産地強化整備緊急支援事業

<事業目的>

将来にわたって主要農作物（米・麦・大豆）の優良な種子を安定的に生産・供給できる産地づくりを図るため、種子生産体制の維持・強化に必要な機械導入を支援します。

<背景／課題>

- ・ 県では、種子条例に基づき「熊本県種子産地強化計画」を策定し、将来にわたって優良種子を安定的に生産・供給できる産地づくりを進めています。
- ・ 種子生産は主食用米と比較して高収益で需要も安定していますが、主産地である中山間地域では経営規模が小さく、高齢化や後継者不足も深刻なことから、種子産地の維持が困難となることが懸念されます。
- ・ このため、種子生産に必要な高性能機械の導入や共同利用を支援することにより、生産効率の向上を図り、種子生産体制の維持・強化を推進する必要があります。

<事業内容>

- ・ 種子生産の効率を高める高性能機械の導入を支援
- ・ 継続的な種子生産体制構築のための共同利用機械の導入を支援

<事業実施主体>

種子生産者※、又はその組織する団体

※熊本県主要農作物改良協会の委託を受けて種子生産を行う（予定を含む）者

<補助率>

補助率 1/3 以内

<採択要件>

- (1) 種子生産において低コスト化、効率化が図られる計画であること。
- (2) 熊本県種子産地強化計画及び種子産地強化ビジョンに位置付けられていること。

【お問い合わせ先：農産園芸課 農産振興班 096-333-2389】

種子産地強化整備緊急支援事業

【物価高騰への対応】

予算額 18.3百万円（全額国費）

種子産地強化整備緊急支援事業[農産園芸課]

○生産資材など農業生産コストが上昇する中において、「熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例」及び「種子産地強化計画」の趣旨に沿った機械導入を支援することにより、県内種子産地の生産体制の維持・強化を図り、将来にわたって主要農作物の優良な種子を安定生産・供給可能な産地づくりをめざす。

<現状・課題>

【種子産地の現状】

- 高齢化と後継者不足（10年後は7割以上が70歳以上）
- 中山間地域など条件不利地での栽培が多い。

➔ 種子産地の存続、将来にわたる種子の安定生産・供給への不安

【課題解決の方向】

- 「種子産地強化計画」の実現

基本
目標

生産者及びほ場の確保

種子生産技術の維持・継承

★機械及び施設等生産設備の確保

- 機械による効率化・低コスト化が必須。
- 異品種等混入を避けるため、機械は単一品種かつ種子専用での使用が必須。

近年の物価高騰により農機具価格が上昇

	R2	R6	上昇率
コンバイン (4条刈)	8,440	10,099	19.7%
田植機 (8条刈)	3,770	4,491	19.1%

過去5年間で
約2割UP

〈農機具希望小売価格
(K社)〉

【推進方針】

⇒ 種子生産の継続のため、計画的な農業機械の更新を支援

【令和6年度実施状況】（R6.6補）

- 事業費：8,767千円（補助金額2,656千円、執行率53%）

【令和7年度実施状況】（R6.2補）

- 事業費：37,649千円（補助金額11,399千円、執行率60%）

<事業概要>

重点支援交付金

○全体事業費：59.8百万円（県事業費：18.3百万円）

○事業内容

- ・種子生産の効率を高める高性能機械の導入
- ・継続的な種子生産体制構築のための共同利用機械の導入

○負担割合 県1/3、事業主体2/3

○事業主体 種子生産者※、又はその組織する団体

※熊本県主要農作物改良協会の委託を受けて種子生産を行う（予定を含む）者

<イメージ図>

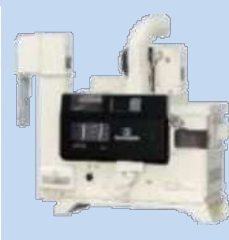
<導入認定機械の例>



高性能田植機



選別機・充填機



コンバイン

<期待される効果>

種子生産設備
の維持・更新



種子生産体制
の強化・継承



将来にわたる種子の安定
生産・供給の継続

持続的種子生産総合対策事業

<事業目的>

将来にわたって主要農作物（米・麦・大豆）の優良な種子を安定的に生産・供給できる産地づくりを図るため、新規種子生産者獲得や新規品種導入に必要な取組や機械等導入を支援します。

<背景／課題>

- ・ 県では、種子条例に基づき「熊本県種子産地強化計画」を策定し、将来にわたって優良種子を安定的に生産・供給できる産地づくりを進めています。
- ・ 種子生産は主食用米と比較して高収益で需要も安定していますが、主産地である中山間地域では高齢化や後継者不足が深刻なことから、新たな種子生産者の確保と産地育成が喫緊の課題となっています。
- ・ このため、新規種子生産者獲得やニーズに応じた新規品種種子の導入に必要な取組や機械等の導入を支援し、優良種子の安定的な生産・供給体制の構築を図る必要があります。

<事業内容>

- 1 種子生産への新規参入の促進支援
新たに種子生産に取り組む農業者に対して支援します。
- 2 新規導入品種の増産体制構築に対する支援
多様なニーズに対応した新規導入品種への転換や、新規種子生産者の育成に必要な種子生産・供給体制を構築するための取組や機械導入を支援します。

<事業実施主体>

農業者の組織する団体、種子の生産・供給に関する団体

<補助率>

補助率 定額、機械導入については1/2

※導入する機械等は、50万円以上とし、補助上限は1,000万円までとする

<採択要件>

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

- ・ 成果目標の基準を満たしていること
- ・ 種子生産への新規参入は、新たに種子生産に取り組む者であること
- ・ 新規導入品種は、高温耐性品種、多収品種、米粉用品種等であり、新規に導入する品種であること
- ・ 受益者は環境負荷低減に係る取組を実施し、チェックシートの提出・保管を行うこと

【お問い合わせ先：農産園芸課 農産振興班 096-333-2389】

持続的種子生産総合対策事業

新

予算額13百万円(全額国費)
 持続的種子生産総合対策事業[農産園芸課]

- 稲・麦類・大豆の種子生産においては、担い手の減少と高齢化の進行により種子生産体制の維持継続が困難な状況となっており、持続的な種子生産のための新規生産者・新規種子産地の確保や新規導入品種への対応における生産・供給体制の構築及び強化が課題。
- 稲・麦類・大豆の種子の新規生産者獲得や新規導入品種への対応に必要な取組及び機械等の整備を支援。

<現状・課題>

国の動向・県の対応

【種子生産の現状】

- 関連条例・計画の策定
 - 平成30年 種子法廃止
 - 令和元年 種子条例制定
 - 令和5年 種子産地強化計画策定(県計画)
 - 令和6年 種子産地強化ビジョン策定(種子産地計画)
- ビジョンにおける産地の現状と課題
 - ・生産者：リタイアが増、新規参入確保が課題
 - ・採種地：新規導入品種の採種地の確保が必要
 - ・技術：種子合格率が低下、技術向上が課題
 - ・設備：コスト低減に向け共同利用化を推進

課題解決に向けた取組を加速化し、計画の確実な実行につなげる必要

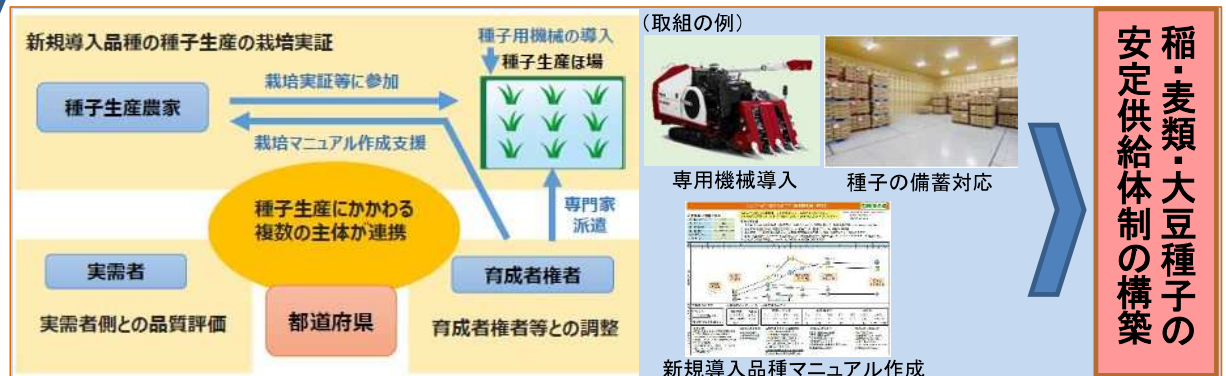
【国の予算化の状況】

- 令和8年度当初予算にて概算要求(新規)
 - ・種子生産新規参入促進(70百万円)
 - ・新規導入品種増産体制構築(90百万円)
 - ・需要変化対応種子供給体制強化(297百万円)

<事業概要>

- 全体事業費：23百万円(県事業費13百万円)
- 事業内容
 - 種子生産新規参入促進、新規導入品種増産体制構築、需要変化に対応した種子供給体制強化への支援
- 負担割合：国：定額(機械導入の取組については 国：1/2、実施主体：1/2)
 (補助金の流れ：国⇒ 県⇒ 事業実施主体)
- 事業主体：農業者の組織する団体、種子の生産・供給に関する団体
- 事業期間：令和8年度～

<イメージ図>



稲・麦類・大豆種子の
 安定供給体制の構築

攻めの園芸緊急生産対策事業

<事業目的>

生産資材価格高騰の影響を受け、農業経営がひっ迫する中、熊本県農業の成長をけん引する「攻めの園芸」を展開するため、PQCの最適化に資する取組みを緊急で支援し、生産力強化や労働生産性向上により未来につながる産地の構築を図る。

<背景／課題>

- ・ 生産資材物価高騰の影響を受け、農業経営がひっ迫しています。
- ・ 頻発する気象災害や担い手の減少、高齢化など、本県園芸を取りまく環境は厳しさを増しています。
- ・ こうした状況への対応として、P=Price（販売価格）、Q=Quantity（生産、出荷量）の増大、C=Cost（生産経費）の削減への取組みを進め、生産力強化や労働生産性向上により、未来につながる産地づくりが必要です。

<事業内容>

- ・ スマート農業関連機器、収量向上施設・機械、病害虫防除施設・機械、省力生産施設・機械、省エネ生産施設・機械等の導入、耐風性ハウス、防風施設、果樹強化棚の導入及びハウス補強に要する経費を支援
- ・ さく井・灌水施設、果樹の新植・改植
- ・ 高温対策に要する経費を支援
 - 事業主体：農業協同組合、農協連等、農業者の組織する団体、農業生産法人
 - 補助率：1/3 以内、1/2 以内

<採択要件>

- 1 「攻めの園芸」実践プランを策定した地域で、かつ、その具現化に資する内容であること。
- 2 受益戸数は3戸以上あること。
- 3 受益者は認定農業者等地域農業の担い手であること。
- 4 熊本県野菜・果樹・花き農業振興計画に掲げる振興品目であること。もしくは中山間農業モデル地区支援事業の取組み品目であること。
- 5 整備対象とする施設・機械等は、国庫事業の採択基準を満たさないものとする。
- 6 施設・機械等の詳細規模等は別途採択基準書による。

【お問い合わせ先：農産園芸課 果樹班 096-333-2393】

攻めの園芸緊急生産対策事業

事業の目的

頻発する気象災害や担い手の減少、高齢化等、本県園芸を取りまく環境が厳しさを増す中、熊本県農業の成長をけん引する「攻めの園芸」を展開するため、生産基盤強化を図り、PQCの最適化に資する農業機械・施設の導入を支援し、未来につながる産地の構築を図る。

事業主体

農業協同組合、農協連、農業者の組織する団体、農業生産法人等

補助率

1/3以内

事業内容（施設・機械等の導入に対する助成）

スマート農業関連機器、収量向上施設・機械、病害虫防除施設・機械、省力生産施設・機械、省エネ生産施設・機械等、耐風性ハウスの導入、果樹強化棚の導入、ハウス補強、遮光、鮮度保持、地温抑制資材等の導入

補助率

1/2以内

事業内容（生産基盤強化に対する助成）

さく井、果樹の改植・新植



スマート農業関連機器



省エネ施設



高性能省力機械



耐風性ハウス



果樹強化棚



遮光ネット

地域特産物産地づくり緊急支援対策事業

<事業目的>

県内の各地域で作付けされている地域特産物の生産活動を支援することで、生産の安定化と収益性の向上を図り、産地の維持や拡大を図ります。

<背景／課題>

- ・ 葉たばこは、生産・収穫・乾化作業の低コスト化・省力化や病害虫対策による品質・収量の安定が必要となっています。
- ・ 茶は、価格低迷が続く中、被覆栽培による品質向上、省力機械の導入、晩霜害対策による収益性の向上を図る必要があります。また、傾斜地や山間地等の条件不利地での栽培が多いため、生産性向上に向けた園地改良も課題です。
- ・ 各地域でそば、なたね等の地域特産物生産が行われていますが、その取組は「点的」取組みも多く、生産に必要な省力機械の導入支援など生産体制づくりを図る必要があります。

<事業内容>

市町村等が実施する葉たばこ、茶、その他特産農作物振興のための生産から販売に至るまでに必要な施設や機械の整備などを支援します。

①小規模土地基盤整備、②施設・機械整備、③茶園台切り更新の支援

<事業主体>

市町村、農協、市町村・農協等が組織する団体、農業者の組織する団体、地域計位置付けられた担い手

<補助率>

①②：1/3 以内（但し、茶園被覆資材及び県育成茶品種「熊本 TC01」の新改植は1/2 以内。）

③：定額

<採択要件>

- (1) 対象作物の振興計画が策定されていること又は策定が見込まれること。
- (2) 市町村、農業協同組合、市町村・農業協同組合等が組織する団体、農業者の組織する団体等からの申請にあたっては受益戸数3戸以上とし、受益者の中に認定農業者又は認定を志向する農業者が含まれていること。
- (3) 地域計画の目標地図に位置づけられた担い手（事業実施年度内に地域計画へ位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）からの申請については、事業主体が地域計画の目標地図へ位置づけられた担い手であり、かつ、対象品目についておおむね1ha以上の経営面積を有していること。
- (4) 小規模土地基盤整備については、受益面積1ha未満とし、新植についてはその限りではない。
- (5) 新植及び改植は永年作物に限る。
- (6) 農作物被害防止施設については、4ha未満とする。
- (7) 機械は、原則として本体1台当たり取得価格50万円以上を対象とする。
- (8) 附帯機械については、本体と同時に導入する場合に限る。
- (9) 機械の機能強化については、事業費が30万円を超える場合に限る。

【お問い合わせ先：農産園芸課 花き・い業・特産班 096-333-2390】

地域特産物産地づくり緊急支援対策事業

背景

【お茶】
山間地等の条件不利地での栽培が多く、園地改良や、晩霜害対策による収益性の向上を図る必要。

【葉たばこ】
生産、収穫・乾燥作業の低コスト化・省力化や病虫害対策による品質・収量の安定が必要

【そば、なたね等の地域特産物】
未だ「点」的取組にとどまっており、生産体制の確立までには至っていない。

県内の各地域で作付けされている特産物の生産活動を支援

地域特産物産地づくり緊急支援対策事業

補助対象(事業主体)

- ・市町村
- ・農協
- ・市町村・農協等が組織する団体
- ・農業者の組織する団体等
- ・地域計画の目標地図に位置づけられた担い手

対象品目

葉たばこ、茶、そば、小豆、きび、あわ、なたね(油料用)、ごま、シモン芋、ヤーコン、薬用作物、サンショウ、ギンナン、加工用かんしょ

事業内容

①小規模土地基盤整備
園地改良、新植、改植

補助率: 1/3以内

②施設・機械設備
育苗施設、栽培施設等
乾燥調製機械、処理加工機械、
定植機、作業管理機、土壌消毒機、
溝掘り機等

①②補助率: 1/3以内

①のうち県育成茶品種「熊本TC01」の新改植は1/2以内

②のうち茶園被覆資材の導入は1/2以内

③茶園台切り更新

③定額(上限15千円/10a)

<スケジュール>

4月: 要望調査 → 5~6月: ヒアリング・内報 → 6~7月: 計画承認申請・内示

期待される成果

経済作物としての生産体制の確立

生産性の向上

農家の所得向上

生産体制強化による産地の維持拡大

産地パワーアップ事業

(国事業：産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）)

<事業目的>

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、平場、中山間地域等、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援します。国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設等の整備等を支援します。

<背景／課題>

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、平場、中山間地域など、地域の強みを活かしたイノベーションの促進で、農業の国際競争力の強化を緊急に実施する必要があります。

<主な内容>

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画策定経費、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備に係る経費等をすべての農作物を対象として総合的に支援します。

1 支援の対象となる取組

- ① 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械や機器のリース導入、施設整備、資材導入等に要する経費等
- ② ①の取組の効果を増進するための取組（計画策定や技術実証に要する経費）

2 支援対象者

地域農業再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業者団体等

<採択要件>

(1) 整備事業（施設整備関係）

- ・ 成果目標の基準を満たしていること。
- ・ 面積要件等を満たしていること。
- ・ 当該施設等の整備によるすべての効用によって、すべての費用を償うことが見込まれること。

(2) 生産支援事業（機械導入、リース・資材導入関係）

- ・ 成果目標の基準を満たしていること。
- ・ 面積要件等を満たしていること。

【お問い合わせ先：農産園芸課 生産企画班 096-333-2387】

53 産地生産基盤パワーアップ事業

令和7年度補正予算額 8,000百万円

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等**を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、**需要の変化に対応した優良品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

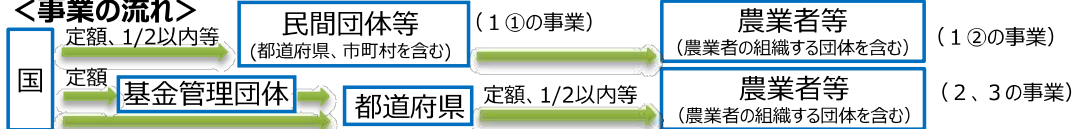
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制

拠点事業者の貯蔵・加工施設

供給調整・流通効率化に向けた施設・機械

果樹・茶の改植や省力樹形導入

収益力強化への計画的な取組

農業機械のリース導入・取得

ヒートポンプ等のリース導入・取得

生産資材の導入

特別枠の設定

- ・スマート農業推進枠
- ・施設園芸エネルギー転換枠
- ・持続的畑作確立枠
- ・土地利用型作物種子枠

施設整備

推進枠の設定
・中山間地域の体制整備

継承ハウス、園地の再整備・改修

生産基盤の強化

堆肥等を活用した土づくり

[お問い合わせ先]

- (1 ①、2 の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (1 ②の事業) 果樹・茶グループ (03-3502-5957)
- (3 ①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
- (3 ②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

強い農業づくり支援事業

(強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ)

<対策のポイント>

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・「強い農林水産業」を実現するため、生産基盤の整備により、農業の収益力等を強化することが喫緊の課題です。
- ・このため、消費者・実需者の需要に応じて、国産農畜産物を安定的に生産・供給する産地体制等の構築が必要となります。

<主な内容>

- 1 産地の収益力の強化
高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な施設の整備や再編を支援
- 2 対象施設
乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理加工施設、耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 等

<採択要件>

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・受益者が環境負荷低減に係る取組を実施し、チェックシートの提出・保管を行うこと
- ・産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として総事業費が5千万円以上であること
- ・費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であること

【お問い合わせ先：農産園芸課 生産企画班 096-333-2387】

強い農業づくり総合支援交付金

令和8年度予算概算決定額 12,013百万円（前年度 11,952百万円）

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。

<事業目標>

- 業務用野菜の国産切替量（32万t〔令和12年まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**食料システムを構築**するため、実需者とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、**生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

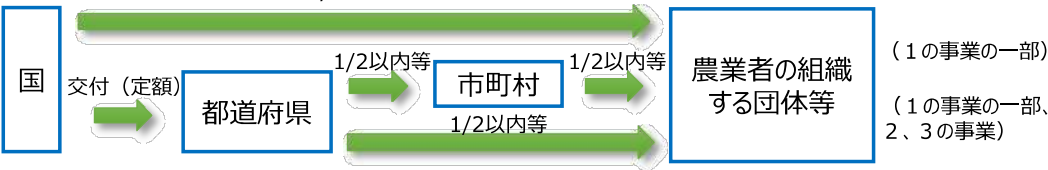
国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進**に必要な**施設の整備等**を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に**必要なストックポイント等の整備**を支援します。

<事業の流れ>

定額、1/2以内



（1の事業の一部）
（1の事業の一部、2、3の事業）

<事業イメージ>

農業構造の転換を支援	1 食料システム構築支援タイプ（国直接採択・都道府県交付金） ・助成対象：整備事業（農業用施設） ソフト支援（農業用機械、実証等） ・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：整備事業 20億円/年 ソフト支援 5,000万円/年 × 3年 【拠点事業者】 農業法人、食品企業等 【連携者】 農業者、農業団体、輸出事業者等 作成 食料システム構築計画（3年） 新たな食料システムを実践・実証するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。 「食料システム構築計画」に基づく①～③の機能の具備・強化を支援	食料システム構築計画のイメージ 【①生産安定・効率化機能】 ソフト：新技術の栽培実証 ハード：高度環境制御栽培施設 等 拠点事業者 + 連携者 【②供給調整機能】 ソフト：出荷規格の実証 ハード：集出荷貯蔵施設 等 【③実需者ニーズ対応機能】 ソフト：GAPの導入 ハード：農産物処理加工施設 等
	2 産地基幹施設等支援タイプ（都道府県交付金） ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等 優先枠の設定 物流2024年問題への対応、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援 重点政策の推進 2.①のメニューとは別枠で 国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成 といった 重点政策の推進 に必要な 施設の整備	
	3 卸売市場等支援タイプ（都道府県交付金） ・助成対象：卸売市場施設 共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円	

【お問い合わせ先】

- （1、2の事業） 農産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）
- （3の事業） 新事業食品産業部食品流通課 （03-6744-2059）

自給飼料増産総合対策事業

<事業目的>

飼料生産・調製の外部支援組織（コントラクター等）の育成・強化や阿蘇地域を中心とする採草地や放牧を活用した自給飼料の増産など、地域飼料基盤に立脚した畜産への転換を進める総合的な対策を実施することで、持続的な酪農・肉用牛経営の実現を図ります。

<背景／課題>

- ・ 世界情勢不安などの予測不能な事態は、輸入依存度の高い飼料の長期的な価格高騰を招き、国産飼料基盤の重要性を再認識する契機になっており、酪農・肉用牛経営の一層の体質強化を図るためには、生産コストの半数近くを占める飼料費の削減が不可欠です。
- ・ また、高齢化や規模拡大に対応した自給飼料生産・調製に係る労働力の確保も重要です。

<事業内容>

- 1 飼料生産組織育成・強化等支援事業
既存コントラクター及びTMRセンター運営強化や新規コントラクター及びTMRセンターの設立準備、国産飼料の生産性向上の取組を支援します。
- 2 採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業
阿蘇地域を中心とする県内の採草地等を活用し、草地更新や土壤改良などの取組を支援します。
- 3 放牧活用型総合支援事業
阿蘇地域を中心とする県内の放牧地等を活用し、放牧拡大のための環境整備の取組を支援します。

<補助率>1/2以内

<事業主体>

市町村、農協、農協連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、営農集団（3戸以上の農家集団）等

<採択要件>

- ・ 事業主体が営農集団の場合は、3戸以上の農家集団であること。
また、代表者の定めがあり、組織及び運営について規約で定めていること。
- ・ 事業実施による成果目標を定めていること。
- ・ 事業実施に当たって関係機関が一体となった推進体制が整備されていること。
- ・ 2及び3の事業にあっては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しているため、他の国庫補助金等と重複しないこと。
- ・ 3の事業にあっては、放牧の取組に対し中長期的な計画を策定していること。

【お問い合わせ先：畜産課 草地飼料班 096-333-2399】

自給飼料増産総合対策事業

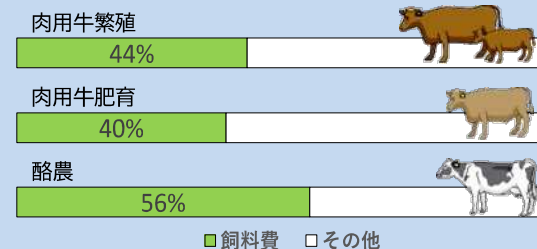
【自給飼料増産及び省力化への対応】

- 自給飼料は、国際情勢の変化に左右されにくい、コスト削減等の経営的なメリットもある。
- しかし、近年、農家の高齢化、規模拡大等により、労働力不足や機械設備の高騰等から農家個人での自給飼料生産は難しい状況になってきている。
- 飼料生産・調製の外部支援組織の育成・強化や阿蘇地域を中心とする採草地や放牧を活用した自給飼料の増産など、国産飼料基盤に立脚した畜産への転換を進め、持続的な酪農・肉用牛経営の実現を図る。

<現状・課題>

- 酪農・肉用牛経営では規模拡大が進展。一方、中小規模の家族経営が大半を占めている。
- 中小規模の家族経営では、高齢化、後継者不足による離農も深刻。
- 生産コストに占める飼料費の割合が高い。

生産コストに占める飼料費割合



- 自給飼料生産・調製に係る労働力不足
- 肥料等の生産資材が高止まり
- 県内の放牧頭数の減少

- 飼料生産・調製に係る外部支援組織等の育成・強化
- 自給飼料生産・利用基盤の強化

<事業概要>

- 全体事業費 43,406千円 (県事業費3,406千円)
- 事業内容
 - (1)(2) 飼料流通対策事業 (県事務費814千円)
飼料安全法に基づく立入検査、食の安全安心推進条例に基づく畜産物検査
 - (3)(4) 飼料生産組織育成・強化等支援事業 (補助事業費2,374千円、県事務費218千円)
コントラクター・TMRセンター等の育成・強化、自給飼料利用基盤の強化
 - (5) 採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業 (事業費20,000千円)
採草地の土壤改良・草地更新による自給飼料増産推進
 - 新**(6) 放牧活用型総合支援事業 (事業費20,000千円)
放牧拡大推進による自給飼料増産推進
- 負担割合 (1)(2)(4): 県10/10、(3): 県1/2、(5)、(6): 県1/2 **重点支援交付金**
- 事業主体 農協、農協連、農事組合法人、農業生産法人、農業者の組織する団体
- 事業期間 (1)~(4) 令和3年度~、(5)(6) 令和7年度(2月補正)

<イメージ図>

- ◆ **コントラクター・TMRセンター等育成・強化** ◆ **自給飼料利用基盤強化**
 - 既存組織運営強化支援
 - ・ 既存コントラクターの受託作業の拡大
 - 新規組織設立準備支援
 - ・ 新規コントラクター等組織の設立支援
- ◆ **土壤改良・草地更新による採草地での自給飼料の増産**
 - ・ 阿蘇地域を中心とする県内の採草地等を活用し、草地更新や土壤改良などの取組を支援
- ◆ **放牧環境整備による放牧活用での自給飼料の増産**
 - ・ 阿蘇地域を中心とする県内の放牧地を活用し、放牧拡大のための環境整備の取組を支援



畜産クラスター事業 (畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)

<事業目的>

生産基盤の維持・拡大のため、高収益畜産への転換、生産性向上、畜産環境問題への対策等を進めることにより、畜産・酪農の収益性向上を図ります。

<背景／課題>

- ・ 畜産・酪農の体質強化を図るためには、施設整備、省力化機械の導入等による生産コストの削減や品質向上など、収益力・生産基盤を強化することが重要です。
- ・ このため、畜産クラスターの仕組みを活用して、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を加速化することが重要となります。

<事業内容>

- 1 整備事業
畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体が行う飼養管理施設や自給飼料関係施設等の整備を支援
- 2 推進事業
市町村等の事務推進に対する支援

<事業主体>

- 1：畜産クラスター協議会、2：市町村、畜産クラスター協議会等

<補助率>

- 1：1/2 以内、2：事業費の1%以内、充当率 1/2 以内

<採択要件>

- ・ 地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、地域の関係者が参画する畜産クラスター協議会を設立していること。
- ・ 畜産クラスター協議会は、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための計画を策定し、知事の認定を受けること。
- ・ 取組主体は、原則、3年以内に法人化すること。ただし、次の全てを満たす場合は、法人化不要（①青色申告の実施、②後継者がいること（又は経営者が45歳未満であること）、③知事特認を受けること）。

(収益性向上タイプ)

- ・ 施設整備に当たっては、整備の結果、生産効率の改善により、1頭当たり販売額の増加、生産コストの低減、所得の増加から成果目標を設定。
- ・ 搾乳牛舎の整備については、1頭当たり飼料作付面積が要件（10a）

(持続性向上タイプ)

- ・ 国産飼料の生産・利用、雇用の創出、新規就農、アニマルウェルフェア、家畜衛生、鳥獣害防止から成果目標を設定。

【お問い合わせ先：畜産課 経営環境班 096-333-2398】

畜産クラスター事業について

各地域の畜産関係者が連携・結集した「畜産クラスター協議会」を整備し、畜産クラスター計画を策定するとともに、計画に位置付けられた中心的な経営体を支援することにより、地域ぐるみで足腰の強い高収益型の畜産・酪農を実現します。

A 施設整備事業(ハード)

1 事業内容

中心的な経営体の施設整備等への支援

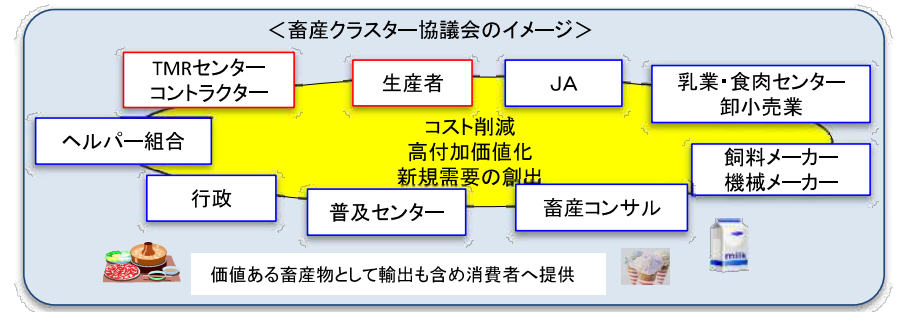
2 補助率: 1/2以内

3 補助対象

家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設、これら施設の補改修 等

4 事業スキーム

国 ⇄ 県 ⇄ 市町村 ⇄ 協議会 ⇄ 取組主体



B 機械導入事業(機械リース)

1 事業内容

中心的な経営体の機械のリース導入への支援

2 補助率: 1/2以内

3 補助対象

生産コスト低減、高付加価値化、飼料自給率の向上等に資する機械装置

4 事業スキーム:

(事業申請・承認)国⇄中央畜産会⇄県畜産協会⇄協議会⇄取組主体
(補助金交付) 中央畜産会⇒リース会社



ミルクングパーラー



飼料調製施設



畜産環境対策施設



搾乳ロボット



バルククーラー



汎用型(稲WCS、トモロシ等に活用)飼料収穫機

C 調査・実証事業(ソフト)

1 事業内容

地域ぐるみで収益力を向上させる新たな取組の実証及び実証された成果に基づく畜産クラスター計画の作成への支援

2 補助率: 定額

3 補助対象 収益力向上に向けた取組の実証

4 事業スキーム: 国の直接採択



家畜導入事業

<事業目的>

肉用牛の能力の向上・斉一化の促進及び肉用牛資源の拡大並びに乳用牛の高品質生乳の安定生産及び乳用牛の資質の向上を図ります。

<背景／課題>

- ・ 熊本県の肉用牛飼養頭数は、全国第4位の肉用牛生産県です。県産肉用牛のブランド力向上のためには肉量・肉質についてのさらなる向上が必要となっています。肉量・肉質については遺伝的要因（父牛・母牛の産肉能力）が大きいことから県内の繁殖雌牛の産肉能力を高める必要があります。
- ・ また、乳用牛飼養頭数は、全国第3位で西日本一の酪農県です。酪農家戸数の減少が続いていますが、規模拡大や乳用牛の生産能力の向上により生乳生産量の維持を図ることを目標としています。本県では、令和8年度に「熊本県酪農・肉用牛生産近代化計画（目標：令和12年度）」を策定し、肉用種及び乳用種の改良・増殖を推進することとしています。

<事業内容>

家畜導入事業

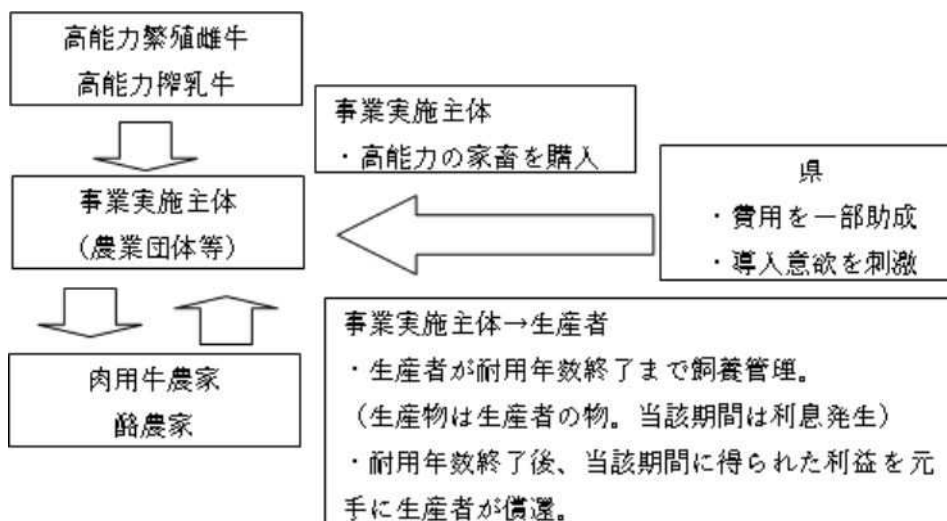
1 肉用牛導入

事業主体が市場から繁殖雌牛を購入して、優良雌牛の整備・増頭意欲を有する農家に家畜を貸し付ける事業に対し、事業主体に家畜の購入費用の一部を奨励金として交付する。

2 高品質乳用牛導入

事業主体が市場から搾乳素牛を購入して、優良雌牛の整備・増頭意欲を有する農家に家畜を貸し付ける事業に対し、事業主体に家畜の購入費用の一部を奨励金として交付する。

【事業の仕組み・体系図】



<事業主体>

農協、農協連合会

<交付額>

定額

※上限額

- 1 肉用牛導入：92 千円／頭
- 2 高品質乳用牛導入：72 千円／頭

<採択要件>

事業主体は、肉用牛導入の場合は次の(1)から(3)まで、高品質乳用牛導入の場合は次の(1)、(2)及び(4)の要件を満たすこと。

- (1)円滑に事業を実施する事務能力を有すること。
- (2)事業実施計画に基づき家畜を導入できること。
- (3)導入対象者に対し、肉用繁殖雌牛の飼養管理、飼料作物の生産利用等について指導を継続して行うことができること。
- (4)生乳出荷計画を作成し、導入対象者に対し、乳用牛の飼養管理、乳用牛群の整備等について指導を継続して行うことができること。

<その他留意点>

- ・本事業は、国交付金を活用した事業であることから、類似の家畜導入に係る国の他事業との重複は認められません。

【お問い合わせ先：畜産課 生産振興班 096-333-2401】

農地利用効率化等支援交付金事業

<事業目的>

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要
な農業用機械・施設の導入を支援します。

<背景／課題>

農業の持続的な発展を確保しつつ、食料の安定供給を図っていくためには、地域計画のうち目
標地図に位置付けられた者等多様な農業経営者の経営発展を支援していくことが重要です。

<事業内容>

230,000 千円

1 融資主体支援タイプ

融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設の導入を行おうとする農業経営
体に対して、支援を行います。

補助率：国 3/10 以内 上限額：300 万円（目標地図に位置付けられた者のうち目標年
度の経営面積が別途定める基準以上となる者は上限を 600 万円に引き上げ）

2 条件不利地域支援タイプ

経営規模が小規模・零細な地域において、農作業の共同化や農地の利用集積の促進等によ
り、生産性の向上や農作業の効率化等を図り、意欲ある経営体を育成するために必要となる
共同利用機械等の導入を支援します。

補助率：国 1/2 以内（ただし、農業用機械 1/3 以内） 上限額：4,000 万円

<対象者の要件>

(1) 融資主体支援タイプ

対象者は地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営
農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者等）

※新規就農者：認定農業者又は認定就農者に限る。

(2) 条件不利地域タイプ

農家 3 戸以上が構成員に含まれる団体で、当該農家が全体の議決権の過半を占める団体等

【お問い合わせ先：事業内容 1、2：担い手支援課担い手支援班 096-333-2382
2：むらづくり課農村環境・棚田振興班 096-333-2378】

耕畜連携体制緊急整備事業

<事業目的>

自給飼料に立脚した足腰の強い畜産経営を目指すとともに、家畜排せつ物を適正に堆肥化して有効に活用するため、耕種農業と連携した飼料生産等を推進します。

<背景／課題>

- ・ 飼料価格の高騰により、飼料を輸入に依存するリスクが顕在化しています。このため、国産飼料基盤の拡大・強化に係る取組が求められています。
- ・ 堆肥の生産量は家畜の飼養頭羽数の増加に伴って増加していることに加え、半導体関連工場の進出に伴い、資源循環型畜産の基盤となる農地の減少が懸念されています。このため、堆肥の広域利用拡大に係る取組が求められています。

<事業内容>

- 1 堆肥利用・飼料生産体制整備事業
耕畜連携による飼料の生産・調製に必要な施設整備・機械導入
耕畜連携や環境保全等のための良質堆肥生産や堆肥利用に必要な施設整備・機械導入
- 2 堆肥新規利用拡大事業
耕種農家への堆肥利用を促進するために必要な経費を支援

<事業主体> 農協、農協連、農事組合法人、農業生産法人、農業者の組織する集団 等

<補助率>1/2 以内、定額

<採択要件>

- (1) 農業者の組織する集団が事業実施主体となる場合は3戸以上の農家で構成され、事業実施計画において耕畜連携が図られる計画となっていること。
- (2) 事業実施計画において、堆肥の利用量及び飼料の供給量が増加する計画となっており、その増加が確実に見込まれること。
- (3) 堆肥の供給元と供給先において利用協定が結ばれていること、もしくは事業実施年度内に利用協定を結ぶことが確実に見込まれること。 等

【お問い合わせ先：畜産課 経営環境班 096-333-2398
草地飼料班 096-333-2399】

耕畜連携体制緊急整備事業

- 世界情勢の不安などを背景に飼料や肥料等の価格が高止まっており、生産資材を輸入に依存するリスクが顕在化
- 半導体関連工場の進出に伴い、飼料生産、堆肥利用のサイクルによる資源循環型畜産の基盤となる農地が減少
 - 輸入飼料に過度に依存しない、自給飼料に立脚した足腰の強い畜産経営を目指す必要
 - 家畜排せつ物を適正に堆肥化し、肥料、土づくり資材として有効に活用。耕種農業と連携した飼料生産、農産物生産を推進

<現状・課題>

～自給飼料～

- 輸入穀物を原料とする配合飼料や輸入乾牧草価格の高騰が長期化。自給飼料生産基盤の強化が喫緊の課題
- 畜産農家による作付拡大だけでは限界があり、飼料生産に係る土地基盤、担い手の確保が必要



～堆肥の生産・利用～

- 家畜飼養頭羽数の増加により堆肥の生産量増加
- 半導体関連工場、中九州横断道路の建設により、堆肥を利用する農地が減少
- 更なる堆肥の広域流通が必要
- 堆肥利用拡大のための組織体制の確立、機械等の整備が必要

- 耕畜両面からの自給飼料生産・利用基盤の強化
- 肥料価格高騰を背景とした家畜排せつ物利活用の推進

<事業概要>

○事業内容

(1) 堆肥利用・飼料生産体制整備事業 【補助率：1/2以内】

- ① 耕畜連携による飼料の生産・調製のための施設整備及び機械導入を支援
- ② 耕畜連携や環境保全等のために取り組む良質堆肥生産に必要な施設整備及び機械導入を支援

(2) 堆肥新規利用拡大事業

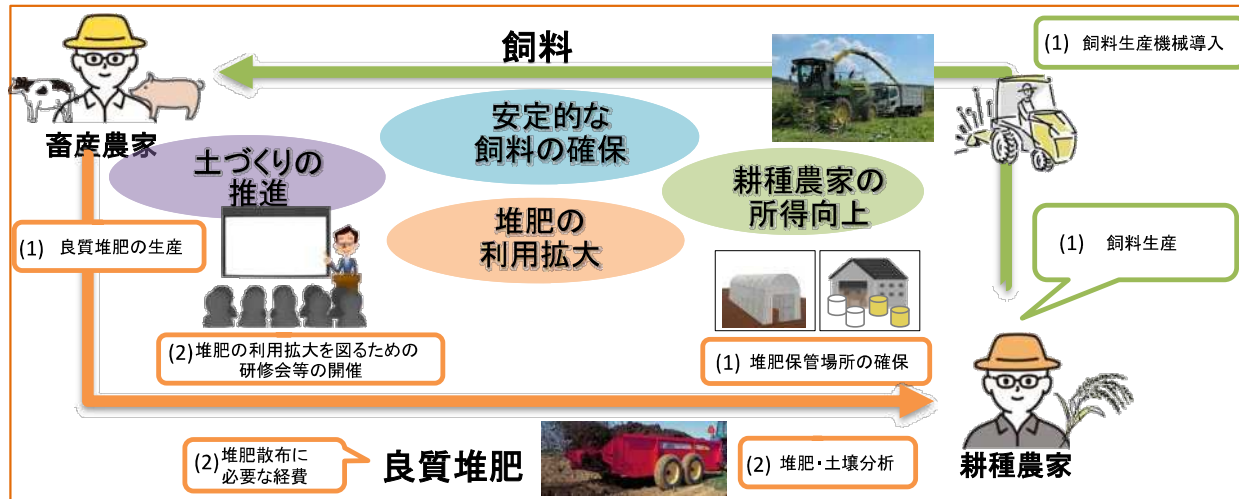
- 堆肥利用拡大のための研修会等の開催に必要な経費を支援
- コントラクターや畜産農家等が耕種農家への堆肥利用を促進するために必要な経費を支援

○負担割合 (1) 県1/2以内、(2) 県10/10

○事業主体 農協、農協連、農事組合法人、農業生産法人、農業者の組織する集団等

○事業期間 令和8年度

<イメージ図>



地下水と土を育む農業育成事業 (地下水と土を育む農業総合推進事業の一部)

<事業目的>

土づくりを基本とした適正施肥に必要な土壌診断費用の助成、化学肥料及び農薬を低減する技術の導入・普及に関する活動や有機農業の取組み拡大を支援し、グリーン農業のより一層の拡大と高度化を推進します。

<背景/課題>

- ・ 熊本の宝である地下水や肥沃な土を農業生産活動を通して育み、次の世代へ引き継いでいくため、平成27年に「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」を制定しました。
- ・ 化学肥料及び農薬を削減するくまもとグリーン農業の推進に当たっては、取組みの高度化と更なる化学肥料・農薬の削減が課題となっています。

<事業内容>

- 1 適正施肥推進
農業者による作付前土壌診断経費補助
- 2 くまもとグリーン農業生産拡大支援
(1) 減化学肥料・減農薬技術の導入検討及びグリーン農業農産物の販促等経費補助
(2) 減化学肥料・減農薬及び有機農業の取組みに資する資材、機械等の導入経費補助

<事業主体>

- 1：市町村、農業協同組合、土壌診断を行う民間事業者等
- 2：市町村、農業団体、農業者の組織する団体、地域農産物をブランド化する団体、NPO法人、物産館、直売所等

<補助率>

- 1：1/2 以内（上限1千円/診断1件。ただし、CEC及び腐食を測定する場合は1.5千円/診断1件）
- 2の（1）：1/2 以内、購入機会拡大支援の取組み定額（上限50万円）、
- 2の（2）：グリーン農業技術導入1/3 以内、特別栽培以上の減化学肥料・減農薬の取組み及び有機農業の取組み1/2 以内

<採択要件>

- 1 事業主体がくまもとグリーン農業の生産宣言又は応援宣言を行っていること。
- 2 受益農業者数がおおむね5戸以上であること。
- 3 受益農業者の全員がくまもとグリーン農業生産宣言を行うか又は申出を行っていること 等

【お問い合わせ先：農業技術課 みどりの農業推進班 096-333-2383】

【地下水と土を育む農業育成事業】

目的

- 土づくりを基本とした化学肥料及び農薬削減等の推進
- ① 土づくりと土壌分析の推進
 - ② グリーン農業生産・消費拡大と高度化推進

I 適正施肥推進

1 土壌分析支援

【補助率1/2以内】
(上限1千円/診断1件。
ただし、CEC及び腐食を
測定する場合は1.5千
円/診断1件)

農業者が負担する作付前土壌診断に
要する経費

作付前土壌診断費用の助成

化学肥料の
使用量削減

II くまもとグリーン農業生産拡大支援

1 推進事業

【補助率①②1/2以内、
③定額(上限50万円)】

①技術導入検討会の開催、有機JAS認証
取得、消費者との交流会等に要する経費

②グリーン農業マーク等の作成に伴う掛増
経費、表示マークを貼付した農産物の販
売促進等に要する経費

③くまもとグリーン農産物及び地下水と土
を育む農畜産物のPR、販売コーナーの
設置 等

①有機JAS認証の取得、国際水準
GAP認証の更新(団体のみ)、検討
会・研修会の開催 技術実証展示ほ設
置、消費者交流会、啓発資料作成

②グリーン農業表示マーク及び地下水と
土を育む農畜産物等の認証マーク入り
包装資材・マークシール印刷、マーク
を活用した販促活動に係る経費 等

③マークを活用した農産物の店舗等にお
けるPRに関する資材等作成に要する
経費

一層の化学肥料・農薬使用量の削減と
環境負荷低減

2 技術導入支援

【補助率1/3以内
又は1/2以内※】

堆肥散布機、局所施肥機、防蛾灯等の減化
学肥料・減農薬、及び有機農業の取組拡大
に資する資材、機械の導入経費 等

・堆肥散布機、局所施肥機、簡易堆肥舎
・防蛾灯、熱水・蒸気土壌消毒機、
天敵・フェロモン・微生物資材 等

※グリーン農業技術導入【補助率1/3以内】、特別栽培以上の減化学肥料・減農薬の取組み及び有機農業の取組み【補助率1/2以内】

熊本県環境保全型農業直接支払事業

<事業目的>

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組みと合わせて行う地球温暖化防止と生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

<背景／課題>

- ・ 農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要となります。
- ・ 特に、環境問題に対する関心が高まる中、農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全等に対する積極的な貢献が求められています。

<事業内容>

環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する取組みに加え、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援

<事業主体>

農業者の組織する団体等

<負担割合>

国1/2以内、県1/4以内、市町村1/4

<採択要件>

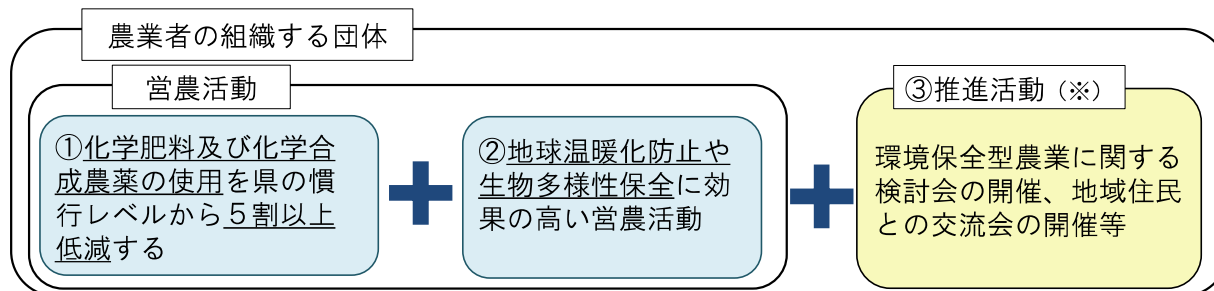
- 1 対象地域：農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく促進計画を作成している市町村
- 2 対象農地：農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地
- 3 対象者：農業者等の組織する団体及び市町村の認定を受けた一定の条件を満たす農業者で、主作物について販売を目的とした生産を行っており、『みどりチェック』チェックシートの各取組にチェックした上で提出すること 等

【お問い合わせ先：農業技術課 みどりの農業推進班 096-333-2383】

熊本県環境保全型農業直接支払事業の取組について

取組要件

- 【対象者】 主作物について販売目的で生産を行い、『みどりチェック』チェックシートの各取組にチェックした上で提出している農業者等で組織された団体等
- 【対象地域】 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく促進計画を作成している市町村
- 【対象農地】 農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地
- 【支援対象活動】 以下の①～③の取組みを全て実施すること



※③の推進活動は、中山間地農業ルネッサンス事業に係る「地域別農業振興計画」に本事業が位置づけられている市町村において、取組面積の過半が中山間地域である農業者団体等については、免除の適用を受けることができる(平成29年度から)。

支援対象となる営農活動

	対象取組	10a当たり支援単価
全国共通取組	有機農業(飼料・雑穀等)	14,000円(3,000円)
	緑肥の施用	5,000円
	堆肥の施用	3,600円
	総合防除(飼料・雑穀等)	4,000円(2,000円)
	炭の投入	5,000円
取組拡大加算	新たに有機農業の取組みを開始する同一農業者団体内の農業者に対する指導・助言・相談対応の活動支援	4,000円 ※指導等によって増加した新規取組面積が対象

○支援単価の負担割合 国1/2 県1/4 市町村 1/4



有機農業



緑肥の施用



堆肥の施用



総合防除

農業者が安心して取り組める「地下水と土を育む農業」推進

くまもとのきれいで豊かな地下水と豊かな土壌を次世代に引き継ぐ

NND X 推進事業 (うち施設情報整備事業補助金)

<事業目的>

農業水利施設等のきめ細やかな長寿命化を図り、農業水利施設等の地理情報システムへの搭載を支援します。

<背景／課題>

- ・ 農業水利施設等の管理者は、管理する施設等の情報が多く、補修や更新が必要な施設の把握が困難な状況があります。
- ・ 正確な情報を管理していなければ、保全対策のタイミングを逸し、災害被害や事故発生のリスクが高まり、結果的に管理コストが余計に必要になることが想定されます。

<事業内容>

人・農地プランが実質化されている地域又は実質化に取り組む地域の農地を受益農地とする農業水利施設等（※）の施設諸元情報、受益農地情報及び背景地図の地理情報システムへの搭載に要する経費の助成

※「農業水利施設等」には、農業水利施設のほか、農道、集落排水施設、営農飲雑用水施設、地すべり防止施設、農地海岸保全施設が含まれる。

<事業実施主体>

県、市町村、土地改良区その他の農業者等の組織する団体

<補助率>

国 1/2

<実施要件>

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱第5に定める長寿命化・防災減災計画を作成していること。

【お問い合わせ先：技術管理課 農村情報企画班 096-333-2425】

NNDX推進事業（うち施設情報整備事業補助金）

<現状・課題>

施設管理者
(市町村・土地改良区等)

- ・管理する農業水利施設等情報が多数
- ・どこにどのような施設があるのか把握が不十分
- ・補修や更新が必要な施設が不明な状態



農業水利施設等



保全対策のタイミングを逸し、
災害被害や事故発生リスクが高まる
→管理コストが余計に必要なになる

<実施内容>

施設管理者（市町村・土地改良区等）

国費 50%補助

- ・人・農地プランが実質化されている地域又は実質化に取り組む地域の農地を受益農地とする農業水利施設等を調査し、情報を一元管理



GISを利用し、
関係情報と位置情報を紐づけて管理

<GIS利用イメージ>

凡例	
開水路	用水施設
用排水区分	排水施設
排水施設	用水施設
用水機場	排水機場
排水機場	排水機場



排水機場

用水路

No	項目名	属性値
8	用排水区分	排水施設
9	施設管理者	市区町村
10	管理者名称	山鹿市
11	管理番号	084333630208G0...
12	市町村	山鹿市
13	施設番号	208G
14	施工区間	0001
15	工区名	藤井川北地区
16	施設区分	排水機場
17	施設名	藤井川北第2排...

8	用排水区分	用水施設
9	施設管理者	土地改良区
10	管理者名称	内田川地区土地...
11	管理番号	084343200641J1...
12	市町村	山鹿市
13	施設番号	641J
14	施工区間	1694
15	施設名称	支線174号用水路
16	開水路延長	150.94
17	直上流CD	084343200641J0...

<今後の展開>

- ・関係機関と情報共有
- ・適切な時期に点検・保守・補修・更新を実施

**施設の長寿命化
災害被害及び事故防止
未整備地区での整備検討**

(GIS活用例)



施工後40年以上経過した施設を抽出
→ 更新を検討・実施

6次産業化総合支援強化事業

<事業目的>

生産者により高い利益をもたらし、雇用を生み出す6次産業化への取り組みを重点化するため、県内における支援体制を強化し、農林畜水産加工品のブランディングや全国展開に向けた高度な品質管理の施設機械整備等の支援を通じて、くまもと6次産業化の進展を目指します。

<背景／課題>

- ・ 6次産業化を目指す農業者が増加する中、消費者のニーズに対応した商品開発、安全・安心を確保した施設整備、安定的取引を目指した販路拡大への支援等が求められています。
- ・ 県内の優れた農林畜水産物を活用した付加価値の高い加工品づくりと、その流通・販売に取り組む6次産業化の動きを支援し、新たなビジネスの展開や新産業の創出を図ります。

<事業内容>

- 1 6次産業化関連交付金（国費）
加工施設整備等に対する国交付金の交付
- 2 6次産業化支援事業（県費）
地域資源活用・地域連携熊本サポートセンターにおける県内の6次産業化支援体制の整備
- 3 農林水産加工整備事業（県費）
6次化商品の量産に取り組む際に必要となる加工機器等の導入支援（1台あたり税込1,000千円以下のものに限る）
- 4 6次産業化関連推進補助金（国費）
地域資源活用・地域連携熊本サポートセンターの設置等
- 5 6次産業化加速化支援事業（県費）
6次産業化を加速化するための商品開発に係る支援

<事業主体>

- 1、4、6：農林漁業者の任意組織等 2：5の事業を実施する者
5：民間団体等

<補助率>

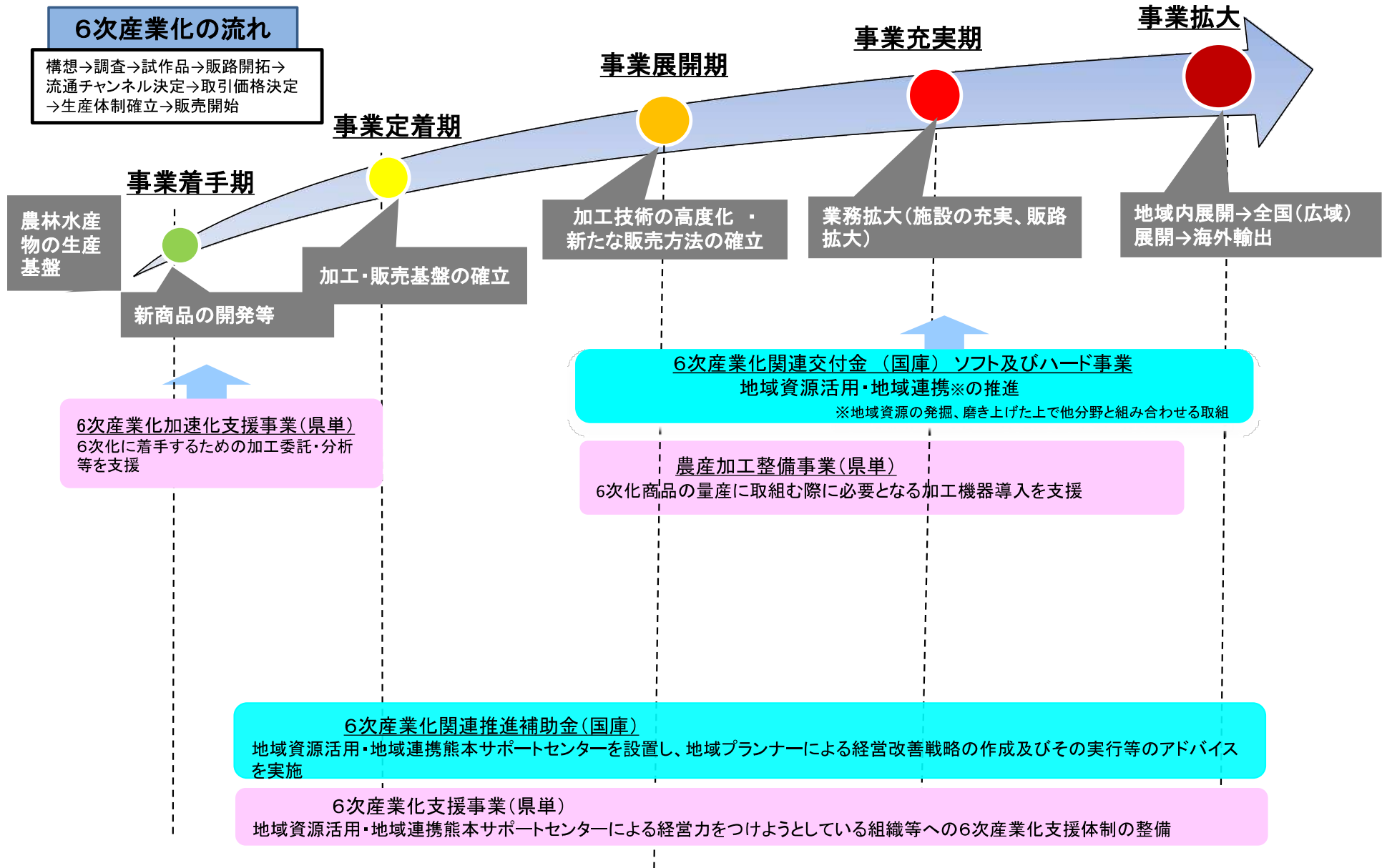
1：国3/10以内（中山間地農業ルネッサンス事業又は市町村戦略に基づく取組は1/2以内）、2：県定額 3：県1/2以内 4：国定額 5：県定額

<採択要件>

- 1 六次産業化・地産地消費に基づく「総合化事業計画」又は農商工連携促進法に基づく農商工連携事業計画の認定を受けた農林漁業者等（ハード事業）
- 3 農業者で組織する団体や法人、農業団体、
「たけモン くまモン うまかモンプロジェクト」商品事業者等
- 5 農林漁業者、農林漁業者で組織する団体・法人

【お問い合わせ先：流通アグリビジネス課 企業参入・6次化支援班 096-333-2377】

令和7年度 6次産業化総合支援強化事業の概要



「食のみやこ熊本県」創造コンソーシアム推進事業

<事業目的>

地域の農林畜水産物や地域資源を活用し、生産者や食関連企業、観光業や行政等が一体となった「食のみやこ熊本県」の創造に向けたコンソーシアムの組織化と6次産業化等による高付加価値化の取組みを支援することで、稼げる農林畜水産業の実現を図ります。

<背景／課題>

- ・ 稼げる農林畜水産業の実現のため、ブランド化や消費者ニーズに対応した商品開発等、農林畜水産物の高付加価値化の取組みを進めていく必要があります。また、地域の幅広い関係者が一体となり、取組みを進める体制の構築は重要です。

<事業内容>

1 コンソーシアム推進事業

コンソーシアムで取組む農林畜水産物の高付加価値化、ブランド化、PR等の取組みへの支援（会議の開催、先進地の視察、構成員間の連携活動、新商品開発、販路拡大、PR活動、事例調査等）。

2 コンソーシアム整備事業

コンソーシアム全体で取組む農林畜水産物のブランド化や高付加価値化の拠点となる施設整備や機械導入への支援（加工施設、販売施設、飲食施設等で必要となる施設・設備の整備、機械の導入等）。

<事業実施主体>

コンソーシアム（農林畜水産業者（JA等生産者が組織する団体を含む）と市町村等行政機関を必須の構成員とした3者以上で構成された団体であること。）

<補助率>

国1/4以内、県1/4以内

<採択要件>

- ・ 対象は食用の県産農林畜水産物又は県産農林畜水産物を主原料とした加工商品等とする
- ・ 関係者同士の連携や役割分担等を十分に整理し、コンソーシアム全体へ波及効果が及びよう、調整すること

【お問い合わせ先：流通アグリビジネス課 企業参入・6次化支援班 096-333-2377】

「食のみやこ熊本県」創造コンソーシアム推進事業

- 本県や地域の農林畜水産物や地域資源を活用した生産者や食関連企業、観光業や行政等が一体となった「食のみやこ熊本県」の創造に向けたコンソーシアムの組織化と6次産業化による高付加価値化の取組みを支援する。

<事業概要>

○コンソーシアム推進事業（ソフト）

- ・事業内容：コンソーシアムで取組む農林畜水産物の高付加価値化、ブランド化、PR等の取組みへの支援（会議の開催、先進地の視察、構成員間の連携活動、新商品開発、販路拡大、PR活動、事例調査等）
- ・補助率：1/2以内
- ・事業主体：コンソーシアム（農林畜水産業者（JA等も可）と市町村等行政機関を必須の構成員とした3者以上で構成された団体）

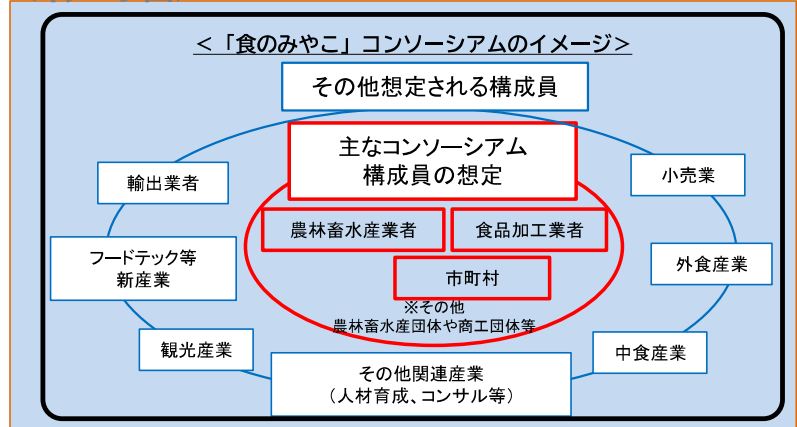
○コンソーシアム整備事業（ハード）

- ・事業内容：コンソーシアム全体で取組む農林畜水産物のブランド化や高付加価値化の拠点となる施設整備や機械導入への支援（加工施設、販売施設、飲食施設等で必要となる施設・設備の整備、機械の導入等）
- ・補助率：1/2以内
- ・事業主体：コンソーシアム（農林畜水産業者（JA等も可）と市町村等行政機関を必須の構成員とした3者以上で構成された団体）

<留意事項>

- 対象は食用の県産農林畜水産物や県産農林畜水産物を主原料とした加工食品等とする
- ハード事業に取組む際は、関係者同士の連携や役割分担等を十分に整理し、コンソーシアム全体へ波及効果が及ぶよう調整すること
- 農林畜水産物そのものの生産や高品質化に直接的に必要な施設・機械の整備は対象としない（ハウス、ハウス内環境制御装置、防除機等）

<イメージ図>



くまもと農業経営・就農・継承支援事業

<事業目的>

担い手の経営改善や法人化を支援します。

<背景/課題>

- ・ 高齢化や後継者不足等で農業者が減少する中、グローバル化が進展し、農業者の経営課題は複雑化しています。
- ・ 認定農業者や地域営農法人等の担い手の経営力向上を図り、持続的かつ安定的な経営の確立や、戦略的な農業経営の展開が急務となっています。

<事業内容>

- 1 農業経営・就農支援体制整備推進事業 58,045 千円
県では、新規就農、経営相談、経営継承の各機能を一本化した「熊本県農業経営・就農支援センター」を設置し、専門家を中心とする支援チームを派遣して、新規就農、農業経営の法人化、円滑な経営継承等に関する経営相談、経営診断などの取組みを実施します。

○事業実施主体

熊本県

○委託先

一般社団法人 熊本県農業会議

<相談窓口>

熊本県農業経営・就農支援センター

運営事務局：一般社団法人熊本県農業会議

【住所】〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 本館9階

【TEL】096-384-3333

【FAX】096-385-1468

【Mail】43ninaite@nca.or.jp

【お問い合わせ先：担い手支援課 担い手支援班 096-333-2382】

相談・派遣 無料

センターHPは
こちら ▼▼▼



経営を
改善したい

法人化
したい

農業法人等に
就職したい

第三者に
継承したい



©2010熊本県くまモン

農業を
始めたい

親から
経営を
引継ぎたい

就農から経営発展、継承までを
ワンストップで相談対応します。

お問い合わせ先

熊本県農業経営・就農支援センター

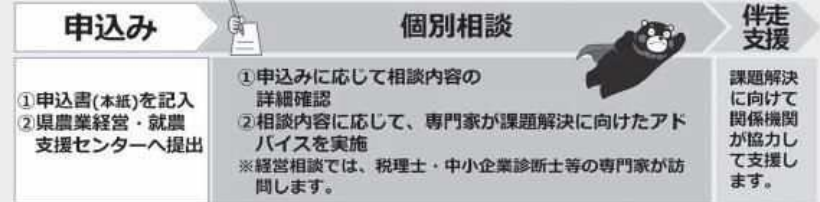
(一社) 熊本県農業会議内

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1(県庁 本館9階)

TEL 096-384-3333 FAX 096-385-1468 Email center@kuma-farm.jp

受付 月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00

申込みから具体的な相談の流れ



県庁、地域(各農業普及・振興課)相談窓口

県担い手支援課	熊本市中央区水前寺6-18-1	☎096-333-2382 FAX:096-382-6934
県広域本部	熊本市中央区水前寺6-18-1	☎096-333-2778 FAX:096-333-2781
宇城地域振興局	宇城市松橋町久具400-1	☎0964-32-0351 FAX:0964-32-0373
上益城地域振興局	上益城郡御船町辺田見396-1	☎096-282-3010 FAX:096-282-0303
県北広域本部	菊池市隈府1272-10	☎0968-25-4279 FAX:0968-25-5401
玉名地域振興局	玉名市岩崎1004-1	☎0968-74-2135 FAX:0968-74-2194
鹿本地域振興局	山鹿市山鹿1026-3	☎0968-44-2118 FAX:0968-44-2134
阿蘇地域振興局	阿蘇市一の宮町宮地2402	☎0967-22-0622 FAX:0967-22-3563
県南広域本部	八代市西片町1660	☎0965-33-3479 FAX:0965-33-4540
芦北地域振興局	葦北郡芦北町芦北2670	☎0966-82-5194 FAX:0966-82-2373
球磨地域振興局	人吉市西間下町86-1	☎0966-24-4117 FAX:0966-24-4144
天草広域本部	天草市今釜新町3530	☎0969-22-4262 FAX:0969-22-5054

※又は、お住まいの市町村、農業委員会、JAにお問い合わせください。

申込書

熊本県農業経営・就農支援センター 宛て

FAX: 096-385-1468

お申込み
フォーム⇒



相談者(法人)				(歳)
住所				
連絡先	TEL	FAX	Email	
経営内容	<input type="checkbox"/> 米麦作 <input type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 花き <input type="checkbox"/> 畜産 <input type="checkbox"/> その他 ()			
相談内容 (該当する項目に☑してください)	<input type="checkbox"/> 就農相談 (<input type="checkbox"/> 新規に就農したい <input type="checkbox"/> 農業法人等に就職したい <input type="checkbox"/> 他())			
	<input type="checkbox"/> 経営相談 (<input type="checkbox"/> 経営改善 <input type="checkbox"/> 法人化 <input type="checkbox"/> 雇用・労務 <input type="checkbox"/> 税制 <input type="checkbox"/> 他())			
	<input type="checkbox"/> 継承相談 (<input type="checkbox"/> 経営移譲したい <input type="checkbox"/> 経営を引き継ぎたい <input type="checkbox"/> 他())			

※お申込み後、改めてセンターよりご連絡させていただきます。申込書に記載いただいた個人情報の利用に関しては、業務以外には使用せず、また御本人の同意がない限り第三者には提供しません。

新規就農者育成総合対策事業

(経営発展支援事業※、農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業)

※経営発展支援事業(通常枠、地域計画早期実現支援枠)

(補正の場合は世代交代・初期投資促進事業(世代交代円滑化タイプ、初期投資促進タイプ))

<事業目的>

就農時の機械・施設導入や親元就農を含む新規就農者の経営継承・発展に向けた取組み及び新規就農者へのサポート体制の充実を支援し、就農者数の増加、就農後の定着の更なる促進を図ります。

<背景／課題>

農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、国内の農業従事者は減少し、高齢化も進展しています。新規就農者も同様に減少傾向であり、持続可能な力強い農業を実現するためには、人材の一層の呼び込みと定着を図る必要があります。

<事業内容>

- 1 機械導入支援(国事業名：経営発展支援事業(世代交代・初期投資促進事業))
 - ①親元就農を含む新規就農者が行う機械・施設・家畜の導入、果樹・茶の改植等に係る経費及び②専門家活用等の経営移譲に要する経費や修繕・移設・撤去等に係る経費の助成。
- 2 技術力・経営力強化支援(国事業名：新規就農者誘致環境整備事業)
地域の伴走機関が行う研修農場の機械・施設導入や新規就農者への技術指導等に係る経費の助成。
- 3 新規就農者の誘致体制の整備支援(国事業名：新規就農者誘致環境整備事業)
複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築や誘致の実践、就農前後の者をトータルサポートするために係る経費を助成。

<事業実施主体>

- 1 就農時50歳未満の認定新規就農者、認定農業者(親元就農者も対象)
- 2及び3 市町村・協議会・民間団体等

<補助率>

- 1 ①国1/2、県1/4、②国1/3、県1/6
- 2 国1/2、事業主体1/2
- 3 定額

<採択要件>

- ・1の事業は青年等就農計画の認定や自己負担分は融資を受けることなど、小事業毎に要件が異なるため、要件の詳細は、担当課におたずね下さい。
- ・1～3の事業は、取組み計画に応じて採択されます(ポイント制による採択)。
- ・補助金交付の流れは以下のとおりです。
 - …1 国(全国農業会議所)→県→市町村→新規就農者、認定農業者
 - …2及び3 国(全国農業会議所)→県→事業主体

【お問い合わせ先：担い手支援課 就農支援班 096-333-2432】

中高年就農支援事業

<事業目的>

企業との人材獲得が競合しにくい、50歳代の新規就農者を対象に、就農を支援することで、新規就農者の確保と定着を図る。

<背景／課題>

新規就農者は毎年減少しており、特に、若年層の減少が新規就農者全体の減少に一因となっている。一方、本県には企業の進出が進んでおり、今後も若年層を中心に人材獲得は厳しさを増す可能性が高くなっている。

農業における担い手は、50歳代以上が多数であり、50歳代で就農しても、今後担い手として十分に活躍可能である。50歳代の就農相談は、年々増加しているものの、研修支援については国の支援がなく就農へのハードルが高いことから就農者は増加していない。

<事業内容>

1 中高年就農研修支援事業

熊本県内に就農予定で、就農時50～59歳の独立自営就農を目指す方が対象。県内認定研修機関で研修を行う場合に最大120万円/年（県60万円、市町村60万円(任意)）を支援。

最長1年間。 ※原則、前年所得が600万円未満のものを対象。

2 中高年就農初期投資支援

熊本県内に事業実施の年度又は前年度に就農（就農時50～59歳）し、認定新規就農者、又は認定農業者になった者が行う機械・施設等の導入を支援。補助対象事業費上限500万円。

<事業実施主体>

1 県または市町村

2 市町村

<補助率>

1 県1/2、市町村1/2（市町村交付が無い場合は県分のみ交付）

2 県1/3、市町村1/6

<採択要件>

- ・ 1の事業は、研修終了後に独立自営就農する方が対象で雇用就農は対象外です。
- ・ 2の事業は、市町村で青年等就農計画又は経営改善計画の認定を受ける必要があります。
- ・ 詳細な要件は、担当課におたずね下さい。

【お問い合わせ先：担い手支援課 就農支援班 096-333-2432】

未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業

<事業目的>

土地利用型農業を中心に農地の主たる担い手である地域営農組織の組織化・法人化を強力に進め、地域農業の担い手の育成・確保を進めます。また、地域営農組織の再編・統合、経営継承により、持続可能で強固な経営基盤を持つ地域営農法人を育成します。

<背景／課題>

- ・ 農業従事者の高齢化に伴い今後農業就業人口の減少が避けられない状況です。
- ・ 地域営農組織は地域農業を存続させるための担い手としてその重要性が高まることは必至です。

<事業内容>

1 組織化・法人化支援（県）

地域営農組織の組織化や法人化、経営継承を目的とした、セミナーの開催や専門家派遣等で支援する活動を助成します。

- ・ 事業実施主体：熊本県担い手育成総合支援協議会
- ・ 補助率：定額

2 集落営農連携促進等事業及び集落営農活性化プロジェクト促進事業（国）

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による、広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に必要なビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援します。

- ・ 事業実施主体：市町村（要予算措置）
- ・ 補助率：集落ビジョン策定、若者等の雇用、高収益作物の試験栽培等及び組織の法人化は定額、共同利用機械等の導入は1/2以内

3 集落営農経営進化モデル事業（県）

将来にわたる地域営農維持のため、地域営農組織の多様な担い手の確保・経営改善の方向性別にモデル地区を設定し、人材育成・経営力向上を集中的に支援します。

- ・ 事業実施主体：熊本県
- ・ 委託先：熊本県農業協同組合中央会

【お問い合わせ先：熊本県担い手支援課 担い手支援班（直通 096-333-2382）】

担い手への農地集積・集約化に関する事業

<事業目的>

地域の農地所有者とその利用者による話し合い活動に基づいて、認定農業者や地域営農組織等の担い手へ農地を集積・集約しながら、地域の農業を維持・発展させる取組みを推進します。

<背景/課題>

農地を遊休化させず担い手となる農業者等へ引き継いでいくとともに、土地利用型農業等を中心として規模拡大とコスト削減による稼げる農業を確立することが急務となっています。

<事業内容>

1 農地集約化促進事業（国）

地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる農作業委託のうち、要件を満たしたものに対して、以下の交付金を交付します。

農地集約化促進事業の各メニューの要件等比較表

タイプ	集約化加速タイプ			地域集約化実現タイプ
	基本タイプ	大規模集約タイプ	誘致団地創出タイプ	
1 対象地域	全域が同一の地域計画に含まれている「地域」			
2 交付要件	<p>【共通要件】</p> <p>(1) 事業実施年度の前年度の2月未から事業実施年度から起算して5年目の年度（以下、「集約化目標年度」）までに以下のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>① 地域の農地面積に占める団地面積が10ポイント以上増加すること</p> <p>② 地域の農地面積に占める団地面積が20ポイント以上増加すること</p> <p>③ 団地面積の割合が30%以上の「地域」において団地又は独立する1筆の団地の平均面積が1.5倍以上となること</p>	<p>(2) 交付対象農地となる団地が次の面積規模要件を満たすこと</p> <p>① 当該団地を耕作する者の経営規模が15ha以上であること</p> <p>※ 中山間地域は7.5ha、農園地は2ha、北海道は35ha</p> <p>② 当該団地を耕作する者の1団地の面積が5ha以上であること</p>	<p>(4) 事業実施年度の前年度の2月未から集約化目標年度までに受け手不在農地等を団地化し誘致団地を形成すること</p> <p>(5) 誘致団地に関連する農地について、10年以上の中間管理権を設定すること</p> <p>(6) 集約化目標年度までに形成した誘致団地を新たな担い手に転貸すること</p>	<p>(7) 目標地域内の農地面積に占める目標地域における同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が5割以上であること</p> <p>(8) 農地バンクの活用率が一定割合以上であること</p> <p>① 二穀地域：80%超</p> <p>② 中山間地域 i：60%超80%以下 ii：80%超</p> <p>※ 農地バンクの活用率 農地バンクへの総貸付面積 「地域」の農地面積</p>
3 団地	2筆以上で隣接した1ha以上の農地 ※ 中山間地域・農園地は0.5ha、北海道は6ha	2筆以上で隣接した5ha以上の農地 ※ 中山間地域は2.5ha、農園地は1ha、北海道は10ha	2筆以上で隣接した4ha以上の農地	2筆以上で隣接した1ha以上の農地 ※ 中山間地域は0.5ha
4 交付単価	2の(1)の①：1.0万円/10a 2の(1)の②③：3.0万円/10a ※ 農作業受託・受け手不在農地の場合上記単価に0.5を乗じた単価	5.0万円/10a	5.0万円/10a	2の(8)の①：2.0万円/10a 2の(8)の②のi：2.0万円/10a 2の(8)の②のii：2.5万円/10a
5 交付対象農地	(1) 対象期間内のうち新たに団地化した面積	(2) 5の(1)のうち2の(2)の要件を満たす耕作者の新たに団地化した面積	(3) 誘致団地の農地面積	(4) 対象期間内の貸付面積から再貸付面積及び貸付期間10年未満の農地を除いた面積

2 【耕作放棄地解消事業（国）】

担い手への農地集積・集約化を促進するため機構又は市町村が行う、機構自らが借り受けた遊休農地又は借り受けることが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費について補助します。

事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構 市町村
交付額	再生作業：定額（上限43千円/10a） 土づくり：定額（上限10千円/10a）
対象農地	地域計画区域内の目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地のうち簡易な基盤整備で解消可能な1号遊休農地（緑区分）
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理権を10年以上設定すること 耕作者が農地の所有者でないこと 本事業の交付を受けたことのある遊休農地ではないこと

【お問い合わせ先：担い手支援課 農地集積・利用推進班 096-333-2376】

企業の農業参入トータルサポート事業

<事業目的>

農業の担い手の減少が続く中、企業の農業参入を多様な担い手の確保及び地域活性化の起爆剤として位置付け、地域との調和を図りながら農業に参入する企業に対し総合的な支援を行うことにより、更なる企業の農業参入の促進と定着化を図ります。

<背景／課題>

- 近年の傾向として、食品関連企業による原料確保や自社ブランド向上、企業と地域とが連携した新たな産地化、福祉事業者による農業参入などが増加しています。
- 今後は、さらなる新規参入企業の誘致と既参入企業の経営安定が課題となっています。
- 県南市町村について、企業の農業参入により地域振興を後押しする。

<事業内容>

- 1 農業参入企業発掘・誘致事業
①企業訪問、②セミナーの開催等
- 2 参入企業スタートアップ支援事業
①農業参入ビジネスモデル構築支援、②地域調和型企业支援
- 3 参入企業ステップアップ支援事業

<事業主体>

- 1：県、 2①②、3：参入企業

<補助率>

- 2①：県 1/3 以内（上限 200 千円）※県南市町村 1/2 以内
2②：県 1/3 以内（但し農地利用状況等により上限設定上限 500～1,000 万円/社）
※県南市町村 1/2 以内
3：農地所有適格法人 県 1/2 以内
農地所有適格法人以外 県 1/3 以内
※県南市町村 1/2 以内

<採択要件>

- 2①、②：熊本県内において農業に参入する企業又は農業に参入して3年以内の企業であり、かつ、別に定める要件を満たすもの。
3：熊本県内において農業に参入する企業であり、かつ、別に定める要件を満たすもの。

【お問い合わせ先：流通アグリビジネス課 企業参入・6次化支援班 096-333-2377】

企業の農業参入トータルサポート事業

[流通アグリビジネス課]

○本県の農業を支える担い手が減少する中、企業等の農業参入には、新たな担い手として産地の維持・発展、地元雇用の創出等による地域全体への経済波及効果が期待される。
 ○市町村や県関係機関等と連携し、地域と調和した企業の農業参入を促進するとともに、農業参入した企業が農業を通じた地域振興に取り組む活動を支援する。また、農業参入企業の6次産業化や規模拡大に係る施設整備や機械導入を支援する。

<現状・課題>

【現状】

- 他産業からの農業参入は、着実に増加（R5まで県全体262件、前年から+9件）
- 食関連企業の参入が増加傾向（約3割）



➡目指すべき姿

産地の維持・発展、地元雇用の創出
 地域全体への経済波及効果

【課題】

- 経済効果がある大規模企業の参入が少ない
 →食関連企業の輸入原料の国産化や自社生産を支援



- 県南地域への農業参入が県北の半数程度
 → 本県の均衡ある経済発展
 → 県南地域への参入促進

<事業概要>

01 農業参入企業発掘・誘致事業

- 誘致活動の強化、展示会等への出展、企業訪問、相談対応
 「農業参入フェア」（東京・大阪）、「企業タイアップセミナー」（東京）
 市町村との地域調和協定締結支援、フォローアップ



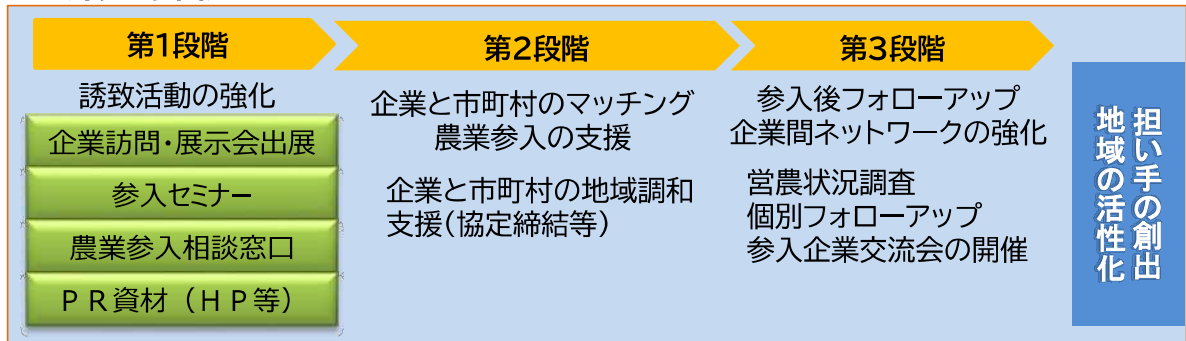
02 参入企業スタートアップ支援事業

- 農業参入時の販路開拓等支援（ソフト）
- 初期投資（機械設備等）への支援（ハード）
- 主な要件 参入後3年以内
- 補助率：1/3、県南地域（八代・芦北・球磨）1/2

03 参入企業ステップアップ支援事業

- 6次産業化や規模拡大を目指した生産体制の強化等への支援（ハード）を行う。
- 補助率：1/3、県南地域・農地所有適格法人 1/2

<イメージ図>



中山間地域等直接支払事業

<事業目的>

農業生産条件の不利な中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、協定に基づき農業生産活動等を行う中山間地域等に交付金を交付することにより、農業生産の維持と多面的機能の確保を図ります。

<背景／課題>

- 中山間地域は、高齢化が進展する中で平地に比べ条件不利地域が多いことから、担い手の減少や耕作放棄の増加等により、多面的機能の低下や集落機能の衰退が懸念されています。このため、農業生産条件の不利を補正するための交付金を交付します。
- 5年間農地を維持できなかった場合の遡及返還要件が設けられていることから、高齢化や担い手不足に伴い、令和7年度（2025年度）から第6期対策へ移行することを機に取組面積がやや減少しました。

<事業内容>

直接支払交付金

中山間地域等の一団の農用地において、集落協定等を締結し、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、直接支払交付金を交付する。

<事業主体>

市町村

<負担割合>

国 1/2、県 1/4、市町村 1/4（知事特認地域は、国 1/3、県 1/3、市町村 1/3）

<採択要件>

1 対象地域

地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法等）の指定地域及び知事が定める特認地域

2 対象農用地

- 急傾斜地（田：1/20 以上、畑・草地・採草放牧地：15° 以上）
- 緩傾斜地（田：1/100 以上 1/20 未満、畑・草地・採草放牧地：8° 以上 15° 未満）
- 小区画・不整形な田
- 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地

3 対象者

集落協定又は個別協定に基づき5年間農業生産活動等を継続する農業者等

【お問い合わせ先：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378】

中山間地域等直接支払事業

中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続を確保するための交付金を農業者等に交付する事業

事業概要

【対象地域】

地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、棚田地域振興法等）指定地域及び知事が定める特認地域

【対象者】

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000	草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(1/100以上)	8,000		緩傾斜(8°以上)	3,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500		草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500	採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
				緩傾斜(8°以上)	300

※平地とのコスト差に相当する上記単価を支払う場合に、国が1/2（県特認基準地域は1/3）交付

- 集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取り決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動
(耕作放棄の発生防止、法面保護・改修、水路・農道等の管理、景観作物の作付け等)
- ② 体制整備のための前向きな取組み
(ネットワーク化活動計画の作成。ネットワーク化活動計画とは、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化(活動の連携)や統合、多様な組織等の参画に向けた計画。)
※②を実施しない場合には交付単価は8割

主なポイント (R8)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上) 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大*) (地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】	5,000円 (地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※ 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
(~5ha部分) 10,000円/10a、(5ha~10ha部分) 4,000円/10a、(10~40ha部分) 1,000円/10a

【交付金の全額遡及返還の緩和 (R2~)】

- ◎ 5年間の協定期間中に農業生産活動等が継続困難となった場合、これまでは「協定農用地全体について全額遡及返還」することとなっていたが、「その農地に限っての一部返還」に緩和
- ◎ 協定参加者の病気・高齢、自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、返還が免除

未来につながるふるさと応援事業

<事業目的>

中山間地域や棚田地域における農地や土地改良施設の有する多面的機能を良好に発揮することを目的に、地域住民による農地や土地改良施設等の利活用や、それらを維持保全する活動を支援することで、中山間地域や棚田地域の活性化を目指します。

<背景／課題>

- ・ 中山間地域における農地や土地改良施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、自然・文化資源としての役割を果たすなどの多面的機能を有しています。
- ・ これらの多面的機能を良好に発揮するためには、保全・利活用に係る地域住民の共同活動の活性化が必要です。

<事業内容>

補助事業名	補助対象の取組み	事業主体	対象地域	補助金額
1 指導員等活動支援事業	ふるさと・水と土指導員等による「中山間地域住民の意識向上及び保存対策の啓発・普及」及び「棚田地域における保全活動」に関する取組み	熊本県ふるさと・水と土指導員、地域住民組織、任意団体等	・ 中山間地域 ・ 棚田地域	定額 上限 500 千円
2 棚田地域活動支援事業	棚田地域における農地等の保全活動への都市住民等の参加促進を図るための普及・啓発、保全技術の伝承、景観維持等の保全活動の展開に関する取組み	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等	棚田地域	定額 上限 500 千円
3 農○連携事業	農業と教育や健康づくり等が連携した「中山間地域住民の意識向上及び保存対策の啓発・普及」及び「棚田地域における保全活動、子ども向け体験交流活動」に関する取組み	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等	・ 中山間地域 ・ 棚田地域	定額 上限 500 千円
4 地下水かん養機能等保全活動事業	中山間地域における地下水かん養機能等を良好に発揮することを目的とした取組み	土地改良区等	中山間地域	定額 上限 1,000 千円

【お問い合わせ先： 2：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378
1、3、4：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

くまもと未来づくりスタートアップ事業

＜事業目的＞

県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村等や地域団体等による地域の賑わいやつながりの創出など地域活性化に資する取組みの始動に対する支援を行います。

＜背景／課題＞

各地域においては、地域の特性や地域資源を活かして、地域の課題解決のために、新たな地域づくりや令和2年7月豪雨や令和7年8月豪雨からの復興に向けた取組みを進めていくことが大切です。

＜事業内容＞

市町村等や地域団体等による地域活性化に向けた以下の取組みを支援します。

（１）一般枠

県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村等や地域団体等による地域の賑わいやつながりの創出など地域活性化に資する取組みの始動（スタートアップ）

（２）復興枠

令和2年7月豪雨からの創造的復興又は令和7年8月豪雨からの復旧・復興を図るため、市町村等や地域団体等による地域振興に向けた取組み

（３）地域未来枠

地域未来創造会議の議論などを踏まえた市町村等による地域の未来を創造するための調査、計画策定、実証実験等の取組み

＜事業主体＞

市町村、連携する複数の市町村、地域団体等

＜補助率＞

（１）一般枠

ソフト 1/2* ハード 1/2

*「連携する複数の市町村」が事業実施者の場合は2/3

（２）復興枠

ソフト 2/3 ハード 1/2

（３）地域未来枠

ソフト 2/3 ハード 対象外

＜採択要件＞

次の要件を満たす事業であること。

- ・地域課題や住民ニーズに的確に対応した事業であること。
- ・事業実施者にとって新規に取り組む事業であること又は令和6年度（2024年度）以降に新規に「地域づくり夢チャレンジ推進補助金」若しくは「熊本県広域連携プロジェクト（スクラムチャレンジ）推進補助金」又は令和7年度（2025年度）に新規に「くまもと未来づくりスタートアップ補助金」の交付を受けた事業の交付を受けた事業で知事が複数年にわたる支援が必要と認める事業であること。
- ・補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組み及び体制又は事業実施効果の次年度以降への波及が考えられていること。ただし、復興枠については、この限りでない。
- ・国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けない事業であること。
- ・事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと。ただし、高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合を除く。
- ・個人への金銭的給付を行うものでないこと。
- ・備品の取得のみを目的とする事業でないこと。

【お問い合わせ先：地域振興課 プロジェクト・調整班 096-333-2135】

くまもと未来づくりスタートアップ事業

趣旨

県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村等や地域団体等による地域の賑わいやつながりの創出など地域活性化に資する取組みの始動を支援するもの

令和8年度予算

184,000千円

支援対象

市町村、地域団体等

補助事業の分野

分野	補助対象事業	事業実施者
一般枠	県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村等や地域団体等による地域の賑わいやつながりの創出など地域活性化に資する取組みの始動（スタートアップ）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等 連携する複数の市町村等 地域団体等
復興枠	令和2年7月豪雨からの創造的復興又は令和7年8月豪雨からの復旧・復興を図るため、市町村等や地域団体等による地域振興に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等 連携する複数の市町村等 地域団体等
地域未来枠	地域未来創造会議の議論などを踏まえた市町村等による地域の未来を創造するための調査、計画策定、実証実験等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等 連携する複数の市町村等

補助対象事業例

○一般枠

- ・高齢化や過疎化が進んだ地域で、地域外の人に地元の神社等の清掃等を地域の自然・文化に触れられるレジャーとして体験してもらう仕組みづくり
- ・地域内外から人を呼び込むため、ドローンによる撮影大会を開催し、撮影した映像を公式プロモーションビデオとして活用し、交流人口の拡大を図る取組み
- ・広域でまたがる景観や文化資源を結んだ観光ルートの開発及び、インバウンド観光客向け多言語対応ガイドやパンフレットの作成の取組み

○復興枠

- ・被災した地域が復興していく様子を広く発信し、交流人口の拡大を目指す取組みや、地域外への転出者もふるさととのつながりを保つ取組み
- ・球磨川と鉄道の2つのラインを活かし、地域資源を活用したツーリズムのモデルを開発するなど、県南地域ならではの観光振興モデルの創出につながる取組み

○地域未来枠

- ・二地域居住の推進に向けた調査・計画策定の取組み
- ・地元住民と観光客が共に活用できる公共交通の調査・実証実験

特定地域づくり事業推進交付金事業

<事業目的>

マルチワークの仕組みを活かして、地域に安定的な雇用環境を生み出すことで地域社会の維持と地域経済の活性化につなげます。

<背景／課題>

地域人口の急減に直面している地域においては、事業者単位で見ると年間を通じた仕事量が少なく、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することができていないといった状況があり、人口流出の要因になっています。

<事業内容>

地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、事業協同組合で雇用した職員を組合員事業者に派遣することで、地域の担い手を確保するための仕組み（特定地域づくり事業協同組合制度※）の認定を受けた組合に補助金を交付します。

※「特定地域づくり事業協同組合制度」とは、

- ①地域人口の急減に直面している地域において、
 - ②中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、
 - ③特定地域づくり事業（マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者に派遣）に係る労働者派遣事業等）を行う場合について、
 - ④都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、
 - ⑤労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、
 - ⑥組合運営費について財政支援をうけることができるようにする
- というものです。

<事業実施主体>

特定地域づくり事業協同組合

<補助率>

国交付金 1/4

市町村 1/4（特別交付税 1/8、市町村 1/8）

利用料金収入 1/2

<採択要件>

特定地域づくり事業協同組合制度の認定を受けた事業協同組合

【お問い合わせ先：地域振興課 移住定住推進班 096-333-2155】

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

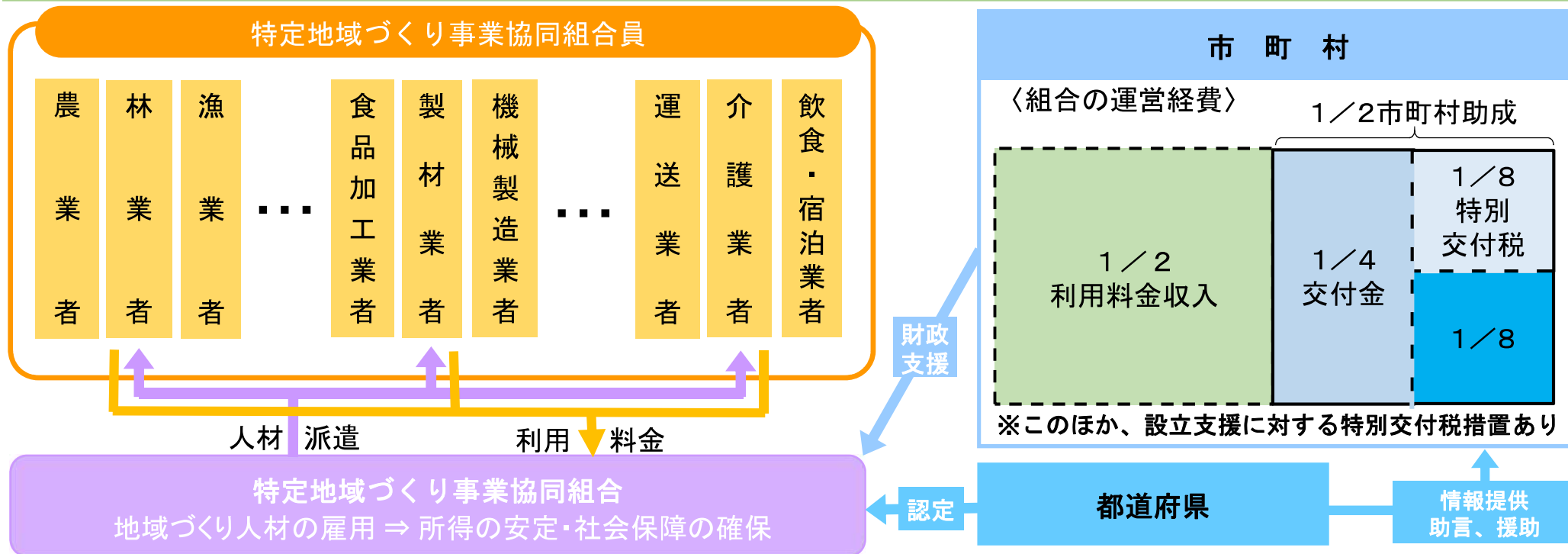
- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



地域福祉総合支援事業

<事業目的>

子ども、高齢者、障がい者など、誰もが気軽に集い支え合う地域の居場所である「地域の縁がわ」づくりや、先駆的又はモデル的な地域福祉活動への支援を行い、多様な福祉サービスが育つきっかけづくりと地域福祉の推進を図ります。

<背景／課題>

- ・ 近年、少子高齢化の流れの中での核家族化の進行や「単身世帯」の増加、また、中山間地域で特に顕著な若年層を中心とした人口流出、それによる過疎化の進行などにより、家族同士あるいは近所同士の『支え合い』の機能が弱くなっています。
- ・ そこに、コロナ禍における、孤独・孤立問題の顕在化・深刻化が加わり、地域福祉へのニーズはますます高まっているところです。
- ・ 誰もが気軽に集い支え合う地域の居場所である「地域の縁がわ」づくりを進めることで、住み慣れた地域で安心して自立した生活が継続できるようにします。

<事業内容>

地域福祉に取り組む団体が、新たに（または新たに複数の団体等と連携して）実施する地域福祉支援計画の推進に寄与する取組み（次の①～⑥及び+ α ）に対して、必要な経費を補助します。

- ① 見守り活動
 - ② 生涯現役を支えるための健康づくり事業
 - ③ 買い物・移動支援事業
 - ④ 会食・配食サービス
 - ⑤ 学びの縁がわ事業
 - ⑥ その他、「第4期熊本県地域福祉支援計画」の推進に寄与する先駆的又はモデル的な地域福祉活動
- + α 「ICTを取り入れた地域福祉活動」、「防災を意識した地域づくり」を取り入れた事業

<事業実施主体>

地域福祉に取り組んでいる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人、地域福祉活動団体等）
※ただし、補助対象期間内に新たに事業を開始するもの、または、新たに複数の団体等との連携を開始するものを対象とします。

<補助率>

2/3、補助上限 500 千円（+ α 実施の場合は補助上限 750 千円）

<採択要件>

「地域福祉総合支援事業補助金募集要項」参照。

【お問い合わせ先:健康福祉政策課 地域支え合い支援室 地域福祉班 096-333-2201】

地域福祉総合支援事業

補助制度の概要

補助対象

地域福祉に取り組んでいる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人、地域福祉活動団体等）
 ※ただし、補助対象期間内に新たに事業を開始するもの、または、複数の団体等との連携を新たに開始するものを対象とします。

補助内容

地域福祉活動（※）に取り組む団体で、以下の条件を満たすもの

- 1 新規縁がわ立ち上げ…「地域の縁がわ」を立ち上げて地域福祉活動に取り組む団体等を対象とした補助
- 2 多機関連携 …行政及び社会福祉協議会に加え、今年度から新たに複数の民間団体等と協力して、地域福祉活動に関連した以下のいずれかを実施する団体等を対象とした補助

※見守り、会食・配食、買い物支援、健康づくり、学習支援、+α（ICT、防災）の取組みなど

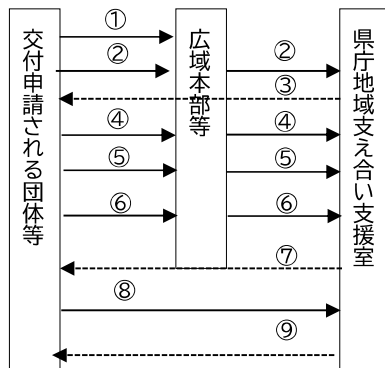
補助率・補助上限額

2/3以内 補助上限500千円（+αに取り組む場合は上限750千円まで引き上げ）

その他補助条件

「地域福祉総合支援事業補助金募集要項」を御確認ください。

補助金申請の流れ



※対象施設又は申請団体等の住所地が熊本市の場合、①②④⑤⑥の提出先等は県庁地域支え合い支援室となります。

①事前相談
②交付申請
③審査・交付決定
④状況報告
⑤変更申請※交付申請内容に変更がある場合。
補助対象期間終了
⑥実績報告
⑦交付確定
⑧交付請求
⑨交付（支払）

地域の縁がわとは

地域の誰もが気軽に集い、支え合う地域の居場所

地域の公民館、保育所や高齢者施設などの社会福祉施設、空き店舗や廃校舎などを利用し、住民有志や自治会、NPO法人、社会福祉法人などの多様な主体により、様々な「縁がわ」が運営されています。



都市農村交流対策事業

<事業目的>

中山間地域における農業以外の所得確保策として、農林水産業や農山漁村地域の自然等の多面性を活かすことができる農泊（農山漁村滞在型旅行）等の取組みを支援し、県内農山漁村地域の活性化を目指します。

<背景／課題>

- ・ 平坦地に比べ農業生産条件が厳しい中山間地域では、農業以外の所得確保策が必要であり、農林水産業や農山漁村地域の多面性を活かすことができる「農泊」は、所得向上を図るうえで重要な柱として位置づけられています。
- ・ しかしながら、高齢化や人口減少が進む中山間地域等においては、活動の担い手となる人材の確保や活動資金の捻出等が課題となっています。

<事業内容>

都市住民、消費者、子ども等を対象とし、農山漁村の地域資源を活用したもので、観光や教育等他分野との連携による大規模あるいは持続的な交流に係る取組みまたは農泊担い手の学び直しのための取組みを支援。

- (1) 推進体制の整備・調整役の設置
- (2) ワークショップ活動等による地域資源発掘・再評価、地域内の合意形成等の取組み
- (3) 交流担い手の育成・確保
- (4) 受け入れの実施
- (5) 体験活動の安全確保のための器具・機材等整備
- (6) 情報発信機能の強化
- (7) その他、一時的な交流から滞在あるいは複数回来訪への発展に必要な活動

<補助事業者等>

補助事業者：市町村

事業実施主体：市町村、農業協同組合、農業者等が組織する団体、任意団体、NPO 等

<補助率>

県 1/2 以内（1 事業実施主体当たりの補助上限額 500 千円）

<採択要件>

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

- (1) 受入組織が明確であること。
- (2) 県が別に定める項目を活動計画に設定すること。
- (3) 事業の主要な部分を事業主体から他に委託する事業ではないこと。

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

農的關係人口創出事業

<事業目的>

「こども」や「都市住民」に対し農山漁村地域への複数回の来訪を促す新たな取組み等への支援を行うことで、農山漁村におけるファンづくりや農村人材の裾野拡大を図り、以て地域の活性化、ひいては元気で豊かな農山漁村地域の次世代への継承に繋がります。

<背景／課題>

過疎化や高齢化が進む農村地域の維持や継承に向けては、地域住民による内発的発展を促すとともに、都市部に住みながら農山漁村地域に関わりを持つ者（関係人口）の創出が必要です。

そのため、農泊事業者が個別（点）で実施している交流人口拡大の取組みに、複数の農泊事業者が地域（面的）で取組む、「こども」や「都市住民」に対し農村への複数回の来訪を促す新たな取組み等への支援を行います。

<事業内容>

農的關係人口の創出に繋がる（複数回来訪に繋がるような新たな取組みや既存コンテンツの磨き上げ、情報発信等）への補助

<事業実施主体>

農泊地域、農泊事業者等が組織する団体等

<補助率>

定額（1事業実施主体当たりの補助上限額500千円）

<採択要件>

（1）実施体制

- ・事業の遂行に必要な体制を有していること（人員の確保、関係者間の役割分担が出来ていること）
- ・事業の主要な部分（又は経費の大半）を委託する内容でないこと

（2）事業の趣旨

- ・本事業の趣旨を理解しており、事業内容が趣旨に沿っていること
- ・より多くの関係人口を創出する取組みであること
- ・地域への波及効果が見込めるか（取組みの成果の多くが個人等の利益に帰結することが無い）
- ・関係人口の創出から発展して二拠点居住や移住定住につながる可能性のある取組みかどうか（加点要素）

(3) 計画と実現性

- ・計画に具体性があること
- ・実施（実現）が可能であること

(4) 経費

- ・経費が事業趣旨に合致すること
- ・他の補助事業との重複が無いこと（同一内容に対する二重補助が無いか）
- ・対象経費が市場単価と比べ著しく妥当性を欠くことがないか
- ・対象外経費が含まれていないこと（補助事業者が所有する施設等の維持管理費や補助事業者等が有する圃場や機械の借り上げ等に要する経費等は対象外）

(5) 発展性

- ・補助金終了後を見据えた持続性のある取組みかどうか
- ・申請が初年度で無い場合、前年度より発展した取組みであるかどうか

(6) 県施策との連携（加点要素）

- ・「こどもまんなか熊本」に繋がる取組みである
- ・主な活動地域が中山間地域等である
- ・「農村RMOの形成」に繋がる取組みである

(7) その他

- ・提案は1補助事業者1企画であること（類似企画を類似構成員で複数申請していないこと）

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

都市農村交流対策事業

【基本方針への対応（こどもまんなか熊本推進本部）（移住定住推進本部）】

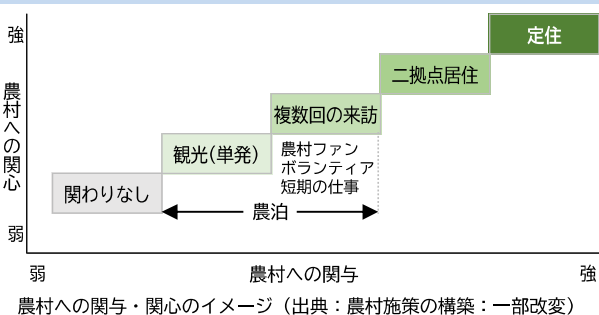
予算額8.2百万円（5.7百万円）

都市農村交流対策事業[むらづくり課]

- 過疎化・高齢化が進む農村地域の維持や継承を向けては、住民による内発的発展を促すとともに、**都市に住みながら農村地域に関わりを持つ者（関係人口）の創出**が必要。
- そのため、農泊事業者が個別（点）で実施している交流人口拡大の取組みに、**複数の農泊事業者が地域（面的）で取組む、「こども」や「都市住民」に対し農村への複数回の来訪を促す**新たな取組み等への支援を追加。

<現状・課題>

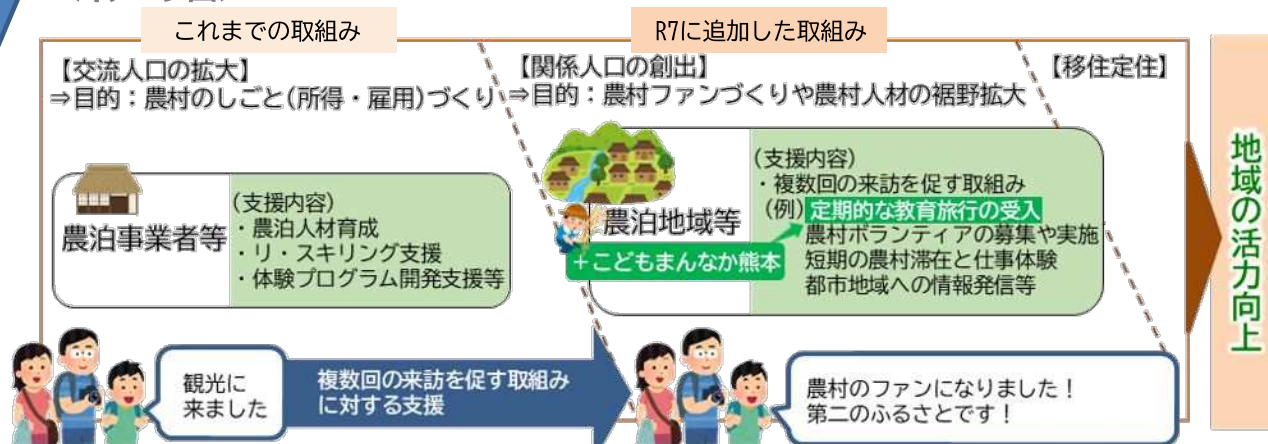
- 県ではこれまで、農業+αの所得確保手段として「農泊」をはじめとした都市農村交流への取組みを支援。
- 令和6年度はコロナ禍や高齢化により農泊事業や交流活動が低迷した現状を踏まえ、農泊事業者等の再起や新規参入等の取組みを推進。
- このような人の流れを地域で受け止めるため、複数の農泊事業者が連携し、新たに実施するこどもや都市住民等の複数回の来訪を促す取組みへの支援を追加。



<事業概要>

- 全体事業費：8.2百万円（県事業費：5.7百万円）
 - 事業内容：(1)農泊専門人材の育成等 5,250千円
 - (2)農泊担い手等のリ・スキリング(学び直し)等への補助 500千円
 - (3)農的関係人口の創出に繋がる取組み(複数回来訪に繋がるような新たな取組みや既存コンテンツの磨き上げ、情報発信等)への補助 2,500千円
 - 負担割合：(2)県1/2補助(上限50万円) (3)県定額(上限500千円×5団体)※1
 - 事業主体：(1)県、(2)市町村、任意活動団体、NPO法人等(市町村間接補助)
 - (3)農泊地域(※2)等
- ※1 優先採択あり（中山間地域、棚田地域、こどもまんなか熊本実現計画に資する取組み等）
 ※2 農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域。

<イメージ図>



農泊とは、「農山漁村滞在型旅行」のこと。農村に「宿泊」し、滞在中に地域資源を活用した「食事」や「体験」等を楽しむと定義されている。

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

<事業目的>

中山間地域の特色を活かした多様な取組みや地域活性化に繋げる優良事例を創出するためのモデル的な取組み、農村型地域運営組織（農村RMO）のモデル形成等を支援します。

<背景／課題>

食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地などの条件不利性ととも、鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれていますが、豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かして収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域でもあります。

<事業内容>

- (1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援
地域の特色を活かした創意工夫あふれる取組み支援等
 - (2) 元気な地域創出モデル支援（一般型）
収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着の支援等
 - (3) 元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）
地域力活用に向けた調査、計画作成、実証や省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備を支援
 - (4) 農村型地域運営組織（農村RMO）モデル形成支援（活動着手支援型）
遊休農地活用の開始や高齢者支援の着手など、農村RMO形成につなげる取組み支援等
 - (5) 農村型地域運営組織（農村RMO）モデル形成支援（一般型）※
むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等の支援等
 - (6) 農村型地域運営組織（農村RMO）モデル形成支援（地域連携型）
活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した取組を支援
- ※（5）は令和8年度

<事業実施主体>

市町村及び地域協議会等（ただし、（4）～（6）は複数の集落を含む地域協議会）

<補助率>

- (1) 定額
- (2) 定額（事業期間：上限3年間、上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））
- (3) 定額、一部1/2補助（事業期間：1年間、上限3,000万円）
- (4) 定額（事業期間：1年間、上限200万円）
- (5) 定額（事業期間：上限3年間、上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））
- (6) 1/2補助（事業期間：上限4年間、上限1,500万円（375万円（年基準額）×事業年数））

<実施要件>（次に掲げるすべての要件を満たすこと。）

- (1) 6法指定地域（特定農山村、振興山村、過疎、半島、離島、棚田）及び「農林統計に用いる地域区分」における中間（又は山間）農業地域等を対象とした取組みであること。

- (2) 中山間地農業振興指針第3に基づく市町村将来ビジョンに当該取組み内容が反映されていること。
- (3) 地域協議会が市町村を構成員に含まない場合にあつては、事業実施区域の市町村長から事業実施計画の内容について、事前に承認を得ること。
- (4) 事業実施により得た成果は、取組み事例又は取組みに係る手順を示すマニュアルとして整理し、他地域への横展開を図るために活用すること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

<対策のポイント>

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、**収益力向上や販売力強化等に関する取組**※、複数集落の機能を補完する**農村RMOの形成**※のほか、**棚田地域振興に関する取組**を支援します。

※ 対象地域：8法指定地域等

<事業目標>

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、**事業目標を達成した地区の創出**（300地区〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネッサンス推進支援：地域の特色を活かした取組等を支援します。
- ② **元気な地域創出モデル支援**：収益力向上等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。
 【事業期間：上限3年、交付率：定額等（上限3,000万円（年標準額：1,000万円等））】

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

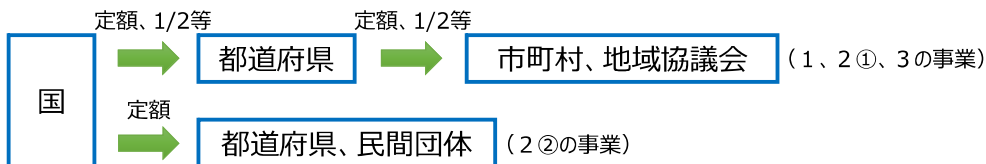
- ① **農村RMOモデル形成支援**
 - ア **活動着手支援型**：遊休農地活用の開始など、**農村RMOの形成につなげる取組**を支援します。
 - イ **一般型**：むらづくり協議会等が行う**調査、計画作成、実証事業**等を支援します。
 【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】
 ※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円
 ※新規地区の採択は、令和8年度まで
 - ウ **地域連携型**：**活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した取組**を支援します。
 【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】
- ② **農村RMO形成伴走支援**
 協議会の伴走者となる**中間支援組織の育成**等の取組を支援します。

3. 棚田地域振興対策推進事業（新規）

地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり：**人材確保・育成のための取組**とともに、維持管理労力の軽減のための**小規模な整備に必要な調査・計画**を支援します。
 【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限50万円/年）等】

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. ② **元気な地域創出モデル支援**



社会課題解決や魅力向上を通じた
地域活性化

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業



「むらづくり」を推進

3. 棚田地域振興対策推進事業

地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり



棚田を核とした
地域振興

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち
農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業
 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

令和8年度予算額
 7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数
 〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

<対策のポイント>

中山間地域等において、複数集落の機能を補完する**農村RMO***の形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う**実証事業**のほか、協議会の伴走者となる**中間支援組織の育成**や**全国プラットフォームの運営**等を支援します。

※ 農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）
 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

<事業目標>

- 農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区〔令和8年度まで〕）
- 中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村のうち、農村RMOが活動している市町村の割合（25%〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援

① 活動着手支援型

農村RMOの裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、**農村RMOの形成につなげる取組**を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額（上限200万円）】

② 一般型

むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る**将来ビジョン策定**、ビジョンに基づく**調査、計画作成、実証事業**等を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】

※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円

※新規地区の採択は、令和8年度まで

③ 地域連携型

農村RMOの活動の定着に向けた**活動継続計画の策定**や、**地方公共団体等と連携した実証事業等**を支援します。

【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

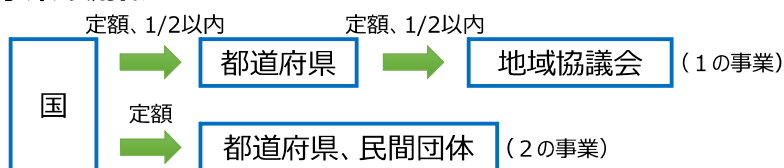
2. 農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成を効率的に進めるため、**中間支援組織の育成**等を通じた都道府県単位における**伴走支援体制の構築**や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う**全国プラットフォームの運営**を支援します。

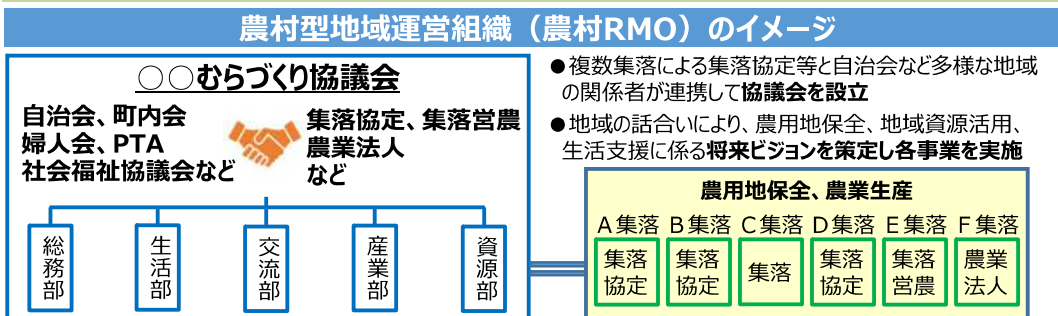
※対象地域：8法指定地域等

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



<事業イメージ>



農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援「活動着手支援型」

遊休農地活用を開始
生活支援に着手

これまでの活動から一歩踏み出し、農村RMOの形成につなげる取組を実施

農村RMO形成伴走支援

【都道府県単位の支援】

中間支援組織による人材育成研修

【全国単位の支援】

情報・知見の蓄積・共有、研修等の支援

農村RMOモデル形成支援「一般型」「地域連携型」

農用地保全 地域資源活用 生活支援

スマート農業機械の実証 食材の地域内循環 テレビ画面で買物支援

将来ビジョン策定や調査・計画作成・実証等

〔お問い合わせ先〕 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

棚田地域振興推進事業

(中山間地農業ルネッサンス推進事業)

<事業目的>

指定棚田地域の認定を受けた棚田を「指定棚田地域振興活動計画」に基づき実施する活動を支援することにより、本県の棚田の保全と棚田地域の振興を促進します。

<背景／課題>

- 本県の棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土保全、水源涵養、良好な景観形成等の多くの役割を果たしていますが、一方で担い手の減少や高齢化の進展等に伴い、各地で荒廃の危機に直面している現状があります。
- このような状況の中、貴重な国民的財産である棚田の保全と、棚田地域の持続的発展を目的として、令和元年6月に棚田地域振興法（令和7年4月改正）が制定され、本県においても、同法の仕組みを活用し、「指定棚田地域」の指定及び「指定棚田地域振興活動計画」の認定を促進して、県内棚田の保全と棚田地域の振興を図っていく必要があります。

<事業内容>

棚田地域振興推進

- 認定を受けた指定棚田地域の指定棚田振興活動計画に基づき、協議会等が実施する棚田地域の保全や振興に係る経費の補助
- 他地域へ横展開を図ることが出来るようなモデル的な取組みを支援

<事業主体>

市町村又は協議会

<基準額>

1 地区当たり 10,000 千円以内

<補助率>

定額

<留意事項>

本事業は、国の中山間地農業ルネッサンス推進事業を財源としているため、対象事業や経費は当該事業の要領要綱に定める範囲で行います。

【お問い合わせ先：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378】

棚田地域振興推進事業（中山間地農業ルネッサンス推進事業）

<事業目的>

本県の棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土保全、水源涵養、自然環境保全、良好な景観形成等の多面にわたる機能を有していますが、一方で担い手の減少や高齢化の進展等に伴い、各地で荒廃の危機に直面している現状があります。

このような状況の中、令和元年に施行棚田地域振興法が制定(令和7年4月改正)され、その仕組みを活用し、県内棚田の保全と棚田地域の持続的発展を図るため、活動計画認定に向けた調査・体制づくりや、認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援します。

<事業の内容>

棚田地域振興法に基づく、すでに認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づき実施する棚田地域の保全や振興に係る取組みを支援します。

対象	対象事業	実施主体	基準額	補助率
指定棚田地域認定地域	指定棚田地域振興活動支援 認定棚田地域振興活動計画に基づき、協議会等の実施する棚田地域保全や振興に係る経費の補助	市町村 または 協議会	1地区あたり 10,000千円 以内	定額



米のブランド化・パッケージ作成



棚田を活用したイベント開催

※本事業は、国の中山間地農業ルネッサンス推進事業を財源としているため、対象事業や経費は当該事業の要領要綱に定める範囲で実施します。

※中山間地農業ルネッサンス推進事業は、棚田地域振興関連事業の一つです。

<棚田地域振興法とは>

概要

貴重な国民的財産である棚田を保全するとともに、棚田を核とした地域振興を通じて、棚田を将来に継承していくための仕組みを整備した法律です。

支援措置

国の様々な棚田地域振興関連事業において、優先採択や要件緩和などのメリットを受けることが出来ます。但し、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」の指定(事業によっては「指定棚田地域振興活動計画」の認定)を受けることが必要です。

流れ

①「指定棚田地域」の指定申請



②「指定棚田地域振興協議会」の設立



③「指定棚田地域振興活動計画」の策定、認定申請

※指定・認定基準や手続等は、熊本県むらづくり課までお問合せください。

TEL:096-333-2378



鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業

(うち鳥獣被害防止対策関係)

<事業目的>

「えづけSTOP!対策」を合言葉に、鳥獣のエサやひそみ場を農地や集落から無くすことで鳥獣を寄せつけない地域づくりをする取組みを県内に普及します。また、集落や住民組織が主体的に対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進することで、鳥獣による農作物被害の軽減及び農村地域の活性化を図ります。

<背景/課題>

- ・ 本県の鳥獣による農作物被害額は、平成22年度を境に減少傾向であるが、依然として深刻化・広域化しています。特に中山間地では、農業活動への意欲減退等の一因となっています。
- ・ 鳥獣による被害額を減少させるには、野生鳥獣へのえづけをやめること(えづけSTOP!対策)を意識した「地域ぐるみの鳥獣被害対策」に取り組むことが重要です。

<事業内容>

- 1 えづけSTOP!鳥獣被害対策事業
「えづけSTOP!対策」を合言葉とした地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する協議会等への支援
先進地の視察、展示ほ場設置、雑木林・放任果樹・耕作放棄地の伐採及び改善等
- 2 鳥獣被害防止総合対策事業
市町村が作る「被害防止計画」に基づき地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進し、環境整備・被害防除・有害捕獲等の複数の対策を総合的に取り組む協議会等への支援
(1) 鳥獣被害防止総合対策推進事業・・・推進会議、被害調査、環境整備、被害防除及び有害捕獲等のソフト対策への支援
(2) 鳥獣被害防止総合対策整備事業・・・侵入防止柵、捕獲獣の焼却又は減容化施設の整備等のハード対策への支援

<事業主体及び補助率>

- 1 市町村、地域協議会及び協議会の構成員(県定額40万円/地区・100万円/地区)
- 2 市町村、地域協議会等(国1/2(55/100)以内、一部定額)

<採択要件>

- 1 えづけSTOP!鳥獣被害対策事業
 - ・ 被害防止計画(対象鳥獣を掲載しているもの)を作成し、受益戸数が3戸以上であること。
 - ・ 「えづけSTOP!対策」を合言葉に地域ぐるみの鳥獣被害対策に取り組むこと。
- 2 鳥獣被害防止総合対策事業
 - ・ 被害防止計画を作成し、環境整備、被害防除等の複数の対策の取組みが行われていること。
 - ・ (2)については、受益戸数が3戸以上であり、かつ、施設の耐用年数が一定年数を超え、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 鳥獣害対策・農業遺産推進班 096-333-2416】

鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業

(うちジビエ利活用加速化関係)

<事業目的>

野生鳥獣による農作物等被害の対策として、捕獲されたイノシシ、シカ等の肉(=ジビエ)の利活用を更に拡大するために、くまもとジビエコンソーシアムを核として、生産から流通までの課題に総合的に取組み、複合的な農家所得の確保と特産品の確立につなげます。

<背景/課題>

- ・ 本県では、くまもとジビエコンソーシアムを核とした活動により、捕獲獣のジビエが「くまもとジビエ」として一般に普及しつつありますが、知名度はまだ高くありません。
- ・ ジビエ肉を商品として流通させるためには、実需者のニーズへの対応が必要であり、衛生管理や安定供給、表示等への対応が必須です。
- ・ 捕獲から処理、出荷までを効率的かつ効果的に実施できる体制の構築が急務となっています。

<事業内容>

- 1 くまもとジビエ普及拡大支援事業(くまもとジビエコンソーシアム運営支援)
くまもとジビエコンソーシアムが実施するくまもとジビエブランド確立に向けた取組への支援(各種会議・研修会(衛生管理高度化、処理加工技術向上等)の開催、現地・事例調査、処理施設の個別指導 等)
- 2 鳥獣被害防止総合対策事業
鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために必要な経費。
 - (1) 鳥獣被害防止総合対策推進事業・・・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組(販売拡大支援、搬入促進支援)等のソフト対策への支援
 - (2) 鳥獣被害防止総合対策整備事業・・・鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために必要な取組(処理加工施設)等のハード対策への支援

<事業主体及び補助率>

- 1 くまもとジビエコンソーシアム(県定額※上限あり)
- 2 (1) 地域協議会、市町村、コンソーシアム(国1/2以内、定額)
(2) 地域協議会、地域協議会の構成員、コンソーシアム(国1/2(55/100)以内)

<採択要件>

鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱参照

【お問い合わせ先：むらづくり課 鳥獣害対策・農業遺産推進班 096-333-2416】

鳥獣被害防止総合対策交付金

令和8年度予算額 9,900百万円（前年度 9,900百万円）
〔令和7年度補正予算額 6,800百万円〕

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与えるシカ・イノシシ・クマ等による鳥獣被害の防止のため、**広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジビエ利用拡大への取組等**を支援します。

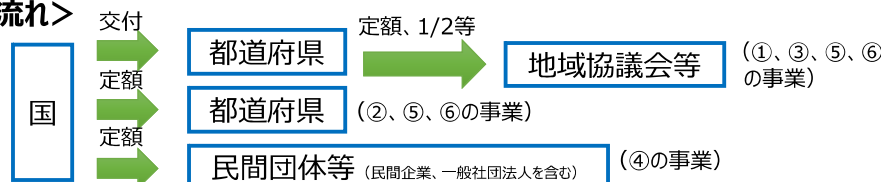
<事業目標>

- 野生鳥獣による農作物被害の総産出額に対する割合（0.24%（被害額：140億円）〔令和11年度まで〕）
- 捕獲鳥獣のジビエ利用量（4,000t〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業
シカやイノシシ、サル、クマ、鳥類等への対応など「被害防止計画」に基づく**地域ぐるみの取組**や人材育成、**侵入防止柵の省力的な管理**、**ジビエ利用拡大等**を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業
被害対策推進のための人材育成、ジビエ利用推進のためのハンターや処理加工施設向けの研修、ペットフードへの利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。
- ⑤ シカ・クマ特別対策等事業
シカの集中捕獲や、**クマの捕獲対策**等を体制整備と併せて支援します。
- ⑥ スマート捕獲等普及加速化事業
スマート鳥獣害対策と農地周辺での加害性の高い個体の重点的な捕獲対策等を行うモデル地区の**整備・横展開**を支援します。

<事業の流れ>



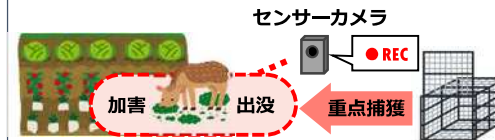
<事業イメージ>

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援〕

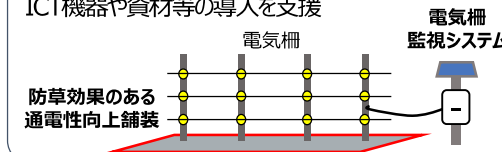


〔鳥獣対策の取組〕

- ① **スマート捕獲等の普及の加速化**
ICT等を活用した、被害情報等を踏まえた農地周辺の加害性の高い個体の重点的な捕獲を支援

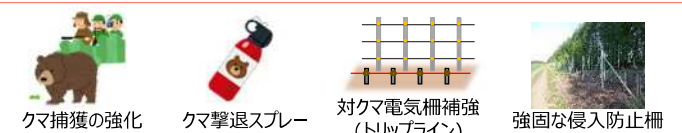


- ② **侵入防止柵の省力的な管理の推進**
見回り負担の軽減等、省力的な維持管理に資するICT機器や資材等の導入を支援



〔クマ対策の取組〕

クマの被害対策に係る総合的な取組を支援



〔ジビエ利用推進の取組〕

- ① **捕獲から消費まで各段階の取組を推進**
ジビエ利用の拡大に向け、ジビエ施設への搬入から消費の各段階での取組を推進



- ② **国産ジビエ認証の取得推進**
全国での国産ジビエ認証の取得に向けた取組を推進



〔お問い合わせ先〕 農村振興局鳥獣対策・農村環境課 (03-3591-4958)

～ 農作物の野生鳥獣被害にお困りの地域・集落のみなさんへ ～
 地域ぐるみで「えづけSTOP！対策」に取り組みましょう！

「えづけSTOP！」とは、農作物に被害を与えるイノシシやシカ等の野生動物に、無意識のうちに行ってしまう集落や田畑を使った「えづけ（餌付け）」を「やめる（STOP）」という考え方です。
 この考え方を基本に、地域ぐるみで集落や田畑を見つめ直し、力を合わせて「えづけ」を止めるための対策「えづけSTOP！対策」に取り組みましょう。

「えづけSTOP！対策」のポイント

「えづけSTOP！対策」に取り組むうえで、誤った順序で取り組みを進めると、将来的に効果維持が難しくなる場合があるため、以下のステップで取り組むことが重要です。

ステップ1：みんなで勉強

集落・地域のみなで、鳥獣や被害対策について学習したうえで、正しい知識に基づく対応や共通の問題意識を持つことが必要です。

ステップ2：守れる田畑・集落づくり

「えづけSTOP！」の観点から、現在の集落・地域を見つめ直し、鳥獣が近寄りにくく住みにくい集落・地域に環境を変えていく必要があります。

ステップ3：囲いや追い払い

集落・地域を野生鳥獣のエサ場としないため、防護柵の設置や、野生鳥獣にとって怖い場所と学習させるための追い払い活動に地域ぐるみで取り組む必要があります。

ステップ4：有害鳥獣の捕獲

集落・地域に被害を与えている、集落近辺に住みついたイノシシやシカ等を対象として有害捕獲を行います。



- ☞ あなたの集落・地域は大丈夫？
 無意識に行われている「えづけ」の例
- ・ 放置された稲刈り後の雑草や2番穂
 - ・ 植えたまま未収穫の果樹
 - ・ ゴミ捨て場の生ごみ
 - ・ 放置された竹林のタケノコ、野菜くずや収穫物
 - ・ お墓のお供え物 等

詳しくは、「これならできる！鳥獣被害対策の手引き」をご覧ください（熊本県ホームページからもダウンロードできます）。

お問い合わせ先
 熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課
 TEL:096-333-2416

～ えづけSTOP！鳥獣被害対策事業（県事業）のご紹介 ～
 地域ぐるみで「えづけSTOP！対策」に取り組む集落
 ・農業者グループ等を支援します

「えづけSTOP！対策」を実践する集落や農業者等のグループを育成する市町村・地域協議会の取組みに対し、集落やグループの活動に要する経費を支援します。

支援概要：事業主体…市町村、地域協議会または地域協議会の構成員
 支援要件…受益農家は3戸以上、市町村の被害防止計画に基づく取組みであること等
 補助率等…定額（400千円/地区）
 ※シカ、カモ対策による新たな被害防止の取組みは1,000千円/地区

支援対象となる取組み

1 みんなで勉強

- 研修会や講習会の開催、先進地視察の実施
- 正しい対策を実践・学習するための「展示ほ」の設置

2 守れる田畑・集落づくり

- 集落点検の実施、集落点検マップ・活動計画の作成
- 耕作放棄地やヤブの解消、放任果樹の伐採、庭木の剪定
- 既設防護柵の補修、設置場所の移動、周囲の刈り払い

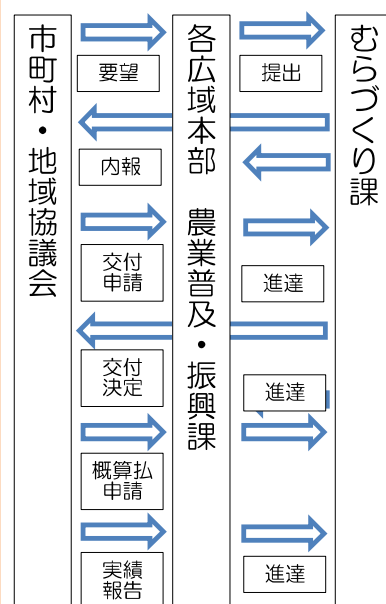
3 困いや追い払い

- 侵入防止柵の整備（国事業の対象外のものに限る。）
 ※この取組みで計画し、国事業により整備するものについては、翌年度以降の予算配分において配慮されます。
- 地域ぐるみの追い払い活動（追い払い資材の作成・購入等）

※ 1及び2の取組みを必須とし、1については一定の講習を受け
 た者もしくは専門家による研修会等とします。

「4有害鳥獣の捕獲」については国事業による支援措置があります。

事業の流れ



【サポート】

県では、地域ぐるみの「えづけSTOP！対策」を進めるため、「えづけSTOP！実践塾」を開催しています。興味がある、勉強してみたい、取り組んでみたいという集落や農業者等の皆さんはぜひご参加ください。また、学習資料や講師リストも提供しています。最寄りの市町村を通じてお申込みください。

提供する学習資料：「これならできる！鳥獣被害対策の手引き」・・・必要部数
 鳥獣バスター養成講座DVD（約25分×4巻）・・・1セット など

「えづけSTOP！鳥獣被害防止対策事業（県事業）」についてもっと知りたい、自分たちの地域でやってみたいという方は、市町村の鳥獣被害対策担当課または下記お問い合わせ先にお尋ね下さい。

[お問い合わせ先]熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課 鳥獣害対策・農業遺産推進班
 TEL:096-333-2416
 または最寄りの市町村鳥獣被害対策担当課まで

竹たけのこ生産支援事業

<事業目的>

たけのこや竹の新たな需要に対応するため、意欲ある生産者や伐竹業者による竹林整備及び体制整備を支援することにより、たけのこ・竹資源の振興、ひいては荒廃竹林化の防止・減少を図ります。

<背景／課題>

- ・ 本県は全国有数の竹産業先進地であるが、竹林所有者の高齢化・不在村化等により生産量が伸び悩んでおり、また竹林所有者らがグループを作り生産活動を行うことが困難となっています。
- ・ このような中、脱プラスチックや自然志向が高まっており、建築資材原料や加工食品など新たな竹、たけのこの需要が求められています。
- ・ そこで、意欲ある生産者や伐竹業者が主体となり、竹林の集約化・整備を実施し、たけのこや竹材生産を行う体制を整備する必要があります。

<事業内容>

- (1) 竹林整備計画の作成（上限 500 千円/地区）
- (2) 竹林の整備（事業費の 1/2 以内）
- (3) 簡易作業道の整備（定額 400 円/m、ただし、ha 当たり 200m を上限とする。）
- (4) 伐竹機械等の導入（レンタル及びリースに限る）（事業費の 1/2 以内）
- (5) 安全・省力化装備の導入（事業費の 1/2 以内）
- (6) 生産技術向上等のための講習会開催（事業費の 1/2 以内）
- (7) 伐竹用チェーンソー等の導入（事業費の 1/2 以内）

<事業主体>

森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、竹産業振興会の構成員、伐竹事業者、林研グループ、NPO法人、林業者等地域住民の組織する団体

<採択要件>

- ・ 地域の竹林 3 戸以上の集約化を行い、3 カ年のたけのこ・竹材生産計画を策定し、竹林整備を実施すること。
- ・ たけのこにおいては 3 年間以上継続して生産を行い、事業実施後 3 年間の園地の管理及びたけのこ生産状況を報告すること。

【お問い合わせ先：林業振興課 林業担い手・特産振興班 096-333-2444】

竹たけのこ生産支援事業

竹産業界にかかる新たな動き

たけのこ

- ◇ 中国産たけのこ輸入量が減少（H20中国産毒入り餃子など）し、国産たけのこ需要が増加
- ◇ 99%輸入のメンマを国内生産する新たな動き



竹材

- ◇ 新たな需要（竹紙・建築原料・燃料など）の出現
- ◇ 竹をつかった新しい魅せ方（竹あかりなど）

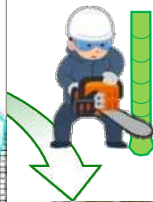
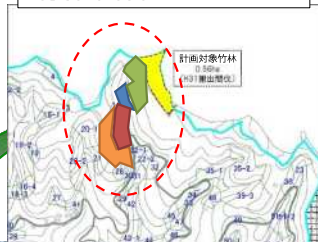
新たなチャンスが生まれるも生産現場には以下の課題

- ◇ 竹林所有者の高齢化・不在村化
- ◇ 管理が追いつかない竹林の増加
- ◇ 伐竹労働力の不足

事業モデル

意欲ある事業主体による竹林の集約化・整備

竹林集約化のイメージ



I 事業主体

伐竹事業者、林業研究グループ、NPO法人、林業者等団体など

II 事業内容・補助率

- 竹林整備計画作成（上限500千円）
関係者の合意形成、整備竹林の把握や作業道の配置など計画作成に要する経費
- 竹林整備の実施（事業費の1/2以内）
伐採、整理（片付け）、施肥・客土（たけのこ園地化）
- 簡易作業道の整備
（定額400円/m、上限200m/ha）
竹林へのアクセス道や竹林内簡易作業道の整備
- 伐竹機械等のレンタル・リース
（事業費の1/2以内）
- 安全・省力化装備（防護ズボン、アシストスーツなど）、伐竹用チェーンソーの導入
（事業費の1/2以内）
- 講習会の開催（事業費の1/2以内）



III 事業効果

「担い手育成」
「生産性&量UP」

「荒廃竹林の解消」



熊本県生産量 全国シェア拡大
多様な竹需要への対応による
竹産業の振興

県土の適正な管理
宅地や農地隣接地への侵入阻等

特用林産物施設化推進物価高騰対策事業

<事業目的>

近年の急速な物価高騰に対する支援を行うことで、施設等の導入による特用林産物の安定供給と品質向上を図り、効率的な生産体制の確立を推進します。

<背景／課題>

- ・ 特用林産物を取り巻く状況は、生産拠点が不利な条件下にあることや小規模生産者が多いこと、輸入品や代替品の増加による価格低迷や、国産品同士での競合など極めて厳しい状況にあります。
- ・ 特用林産物の生産振興を推進するためには、高品質化や低コスト化等が必要です。
- ・ 近年の物価高騰が施設導入の妨げとなっています。

<事業内容>

- 1 加工・流通・衛生管理施設整備
保冷庫、選別機、包装機等の施設の整備に対する助成
- 2 安定生産施設整備
林内作業車、人工ほだ場、発生ハウス、散水施設等の施設の整備に対する助成
- 3 生産性向上・高品質化施設整備
環境センサー、散水施設等の施設整備
- 4 原木しいたけ種駒購入（※新規参入者のみ）
原木しいたけ種駒購入に要する経費に対する助成

<事業主体>

市町村、森林組合、農業協同組合、農事組合法人、林業者等地域住民の組織する団体等（1～4共通）

<補助率>

補助率：3/10 以内、市町村 1/10 以上（広域団体等除く）（1～3共通）

※4 原木しいたけ種駒購入における市町村の 1/10 以上の嵩上げは任意

<採択要件>

□事業内容 1～3

- ① 施設等の規模・構造が利用計画・受益の範囲等からみて適切なもの
- ② 林業者等地域住民の組織する団体等においては、受益戸数3戸以上であること
- ③ 事業費は30万円～300万円

※ただし、「林業・木材産業循環成長対策交付金」及び「合板・製材・集成材国際競争強化・花粉削減総合対策交付金」の対象となっている施設等については30万円以上

□事業内容 4

- ① 原木しいたけ栽培に新規参入する者（後継者を除く）が購入するものを対象
- ② 年間植菌数が20,000個以上で、かつ生産計画等が適切なもの
- ③ 参入時（1年目）及び2年目の植菌に要するもの

【お問い合わせ先：林業振興課 林業担い手・特産振興班 096-333-2444】

- 近年の急速な物価高騰に対する支援を行うことで、施設等の導入による特用林産物の安定供給と品質向上を図り、効率的な生産体制の確立を推進する。
- R5からのデジタル技術の実証により、原木しいたけの生産性向上や品質向上が可能となり、生産現場においてデジタル技術活用の機運が急速に高まっているため生産性向上・高品質化に向けた施設整備を支援をする必要がある。

<現状・課題>

- 特用林産物の生産拠点は不利な条件下にあり、小規模生産者が多い。
- また、生産者の勘や経験に頼る部分が多い現状。
- さらに、生産者の高齢化や労働力不足、後継者不足が深刻化している。
- 近年の物価高騰が施設導入の妨げになっている。



- 「R7全国乾椎茸品評会」で43年ぶりとなる農林水産大臣賞や団体賞3位を受賞するなど、R5からのデジタル技術実証の成果が出てきており、デジタル技術を活用した生産性向上や品質向上の取組みに対する生産者の機運が急速に高まっている。



全国品評会表彰式



- 施設整備を行うことで、特用林産物の加工や安定生産、品質向上、効率化を図り、特用林産物の生産振興を図る必要がある。
- さらに、椎茸業界の機運の高まりを捉え、デジタル技術を活用した施設整備へのニーズが急増しており、早急な対応が求められている。

<事業概要>

- 全体事業費 : 9.8百万円
- 事業内容 : 特用林産物の加工や安定生産、品質向上、効率化を図るための施設等の導入経費の一部補助
(1)加工・流通・衛生管理施設の整備
(2)安定生産施設整備
(3)生産性向上・高品質化施設整備
(4)原木しいたけ種駒購入
- 負担割合 : (1)～(3)県3/10以内、市町村1/10以上(広域団体を除く)
(4)1申請当たり40,000円を上限
- 事業主体 : 林業事業体、農業協同組合、森林組合、広域団体、林業者等の組織する団体等(受益戸数3戸以上)
- 事業採択要件 : 事業費30万円以上
※国庫補助事業の対象外に限る
- 事業期間 : 令和4年度～令和8年度

<事業イメージ>

- (1) 加工・流通・衛生管理施設の整備
- (2) 安定生産施設整備
- (3) 生産性向上・高品質化施設整備
- (4) 原木しいたけ種駒購入



林内作業車



椎茸ほだ木設置棚



環境センサー



※新規参入者のみ



田んぼダム



えづけ**STOP!**



鳥獣被害対策
(箱わな)

本書は、くまもとふるさと応援ねっとホームページでもご覧いただけます。

<https://furusato.pref.kumamoto.jp>



熊本県棚田マスコットキャラクター
「ダンダン」